

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

古都鎌倉の寺院・神社ほか

(推薦書案記載資産名称:「武家の古都・鎌倉」“Kamakura, Home of the SAMURAI”)

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

神奈川県 横浜市・鎌倉市・逗子市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物 遺跡 (文化的景観の適用なし)

(重要な構成要素については、別紙1『推薦資産一覧表』のとおり)

4. 資産の概要

「武家の古都・鎌倉」は、日本において、古代社会の貴族支配から中世・近世と続く武家支配への移行という大変革をもたらした政権が、戦士階級に属した武家によって樹立され、彼らが構築・運営した政治支配体制の中から、東アジア世界における活発な人的・物的交流の影響により、構成に大きな影響を及ぼした武家文化が生み出された地である。

世界初の武家政権所在地として整備された鎌倉は、武家が「三方を山に囲まれ、一方を海に開く」要害の地を選び、当時の土木技術を駆使して自然地形に積極的な働きかけを行って造られた。武家は意図的に山稜部及び谷間に、政治理念の構築や権力強化に利用した神社や寺院、それらと組み合わせて全体として効果を發揮させた居館、交通路、港などを防御上、行政上、物流上の拠点として機能的に多数配置した。そのため、鎌倉では、固有の社寺景観や日本における初期大禪宗寺院伽藍の見本を伴いながら、要害的地形(山稜部)と一体となった世界的に希有な政権所在地が形成されたのである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- 平成19年7月27日 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議の設置
- 平成19年7月27日 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会の設置
- 平成19年9月21日 「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書原案作成委員会等の設置
- 平成20年7月28日 候補資産の文化財指定完了
- 平成21年1月29日～2月1日 第1回国際専門家会議の開催
- 平成21年7月30日～8月2日 第2回国際専門家会議の開催
- 平成21年10月5日 文化庁長官への推薦要請(知事・鎌倉市長)

「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会の設置

(委員長:清水眞澄三井記念美術館館長 副委員長:五味文彦放送大学教授)

・文化庁との協働…委員に主任調査官を加えるとともに、学識・関係調査官、国県市関係事務官による作業部会(プロジェクトチーム)を設置する。

- 平成22年1月12日 第1回作成委員会の開催(第2回:平成22年3月)

- 平成22年3月31日 候補資産の個別保存管理計画策定完了
- 平成22年4月1日 県に「文化遺産課世界遺産登録推進グループ」設置
- 平成22年6月23・24日 第3回国際専門家会議の開催
- 平成22年10月4日 文部科学大臣・文化庁長官への要望活動(知事・鎌倉市長)

6. 推薦に向けた課題

過去3回の国際専門家会議で呈された課題に対応し、より確実な世界遺産登録を実現するための『推薦書案』『包括的保存管理計画』を、より早期に作成できるように取り組む。

○ 第1回(平成21年1月29日～2月2日)

【鎌倉の顕著な普遍的価値の考え方について】

- ・ 武家文化の重要性や日本文化における影響については理解できるが、インパクトのある簡潔なストーリーとしてまとめていくことが重要である。
- ・ サムライと文化をしっかりと結びつけることが重要である。
- ・ 山稜部を含めた基本的な地形や都市構造が残っていることは重要な視点である。

【構成資産について】

- ・ 武家文化を強調し、一貫性を持たせることが重要である。
- ・ 顕著な普遍的価値の証明に直接サポートできるものを選ぶことが重要である。

【評価基準の適合性について】

- ・ 評価基準Ⅲを強調していくことが、鎌倉の場合は重要と思われる。ここに焦点を置く方が、武家とその時代の重要性を位置づけられるのではないか。
- ・ 鎌倉は評価基準Ⅳを強く主張できると思う。特に日本の禅の発展について触れるのがよいのではないか。

【その他】

- ・ 比較研究を進めていくことは重要である。
- ・ 国内では奈良、国外では中国、韓国の資産との比較が重要である。ヨーロッパ中世の騎士道と比較するのも、視点としてよいのではないか。
- ・ バッファゾーンの性格や範囲は資産の状況により設定されるが、資産の範囲に稜線を含めるのならば、稜線の上からの見え方も重要である。
- ・ 審査は厳しくなってきており、世界遺産登録に向けて、事前にこのような場で国際的な視点で意見を聞き、協議をしていくことは大変有意義であり、こうした機会を通じて、推薦書は十分に熟度を高めたものにしていくことが必要である。

○ 第2回(平成21年7月30日～8月2日)

- ・ 鎌倉は、武家文化の源流や、政権の構えを示す物証を多く有しており、世界遺産に登録される可能性が十分にある。
- ・ 鎌倉の候補資産やそれを含む独特な地形が、全体的に様々な法規制等により、現在までしっかりと保護・継承されていることを高く評価する。
- ・ 確実な登録に向けては、さらに OUV を強く示していく必要があり、その前提として構成資産は絞り込むべきである。その手法として、社寺等が含まれる山稜部を全体的に評価して、構成資産をまとめていくことも検討してはどうか。
- ・ 武家文化の定義をより明確にするとともに、現代に武家文化がどう受け継がれているのか、さらに分かりやすく説明する必要がある。

○ 第3回(平成22年6月23日～24日)

- ・ 山稜部を資産に加えるなど、これまでの会議で提示した課題解決に向けた説明を受け、「武家の古都・鎌倉」に対する理解を更に深めることができた。
- ・ しかしながら、イコモスの審査が更に厳格化している状況にあるため、確実な登録を期するのであれば、顕著な普遍的価値の言明、比較研究、保存管理計画等について、更に時間をかけて精査し、「推薦書」をより充実したものとする必要がある。

7. 基準の適用

以下に記す理由により、「武家の古都・鎌倉」には、世界遺産一覧表記載のための評価基準のうち、iii) 及びiv) が適用できる。

iii) 「武家の古都・鎌倉」は、戦闘集団であった武家が、新たな根拠地として政権を樹立した土地である。武家は、既存の貴族政権から独立した権力と支配を確立するとともに、権力と支配の更なる強化を目的として、13世紀半ば過ぎから中国伝来の禅宗を積極的に摂取し、後世において日本を代表する思想として発展する「禅」として成立させたことを筆頭に、中国文化との交流などを背景として独自の文化を築き上げた。

武家は、鎌倉において、国家祭祀権を行使する場としての鶴岡八幡宮をみずから造営し経営したことを始めとして、政治理念の構築や権力強化に利用した神社・寺院、それらと組み合わせて鎌倉全体としての防御機能を果たす武家館、切通、港などを、鎌倉の特徴的な地形を利用して一つ一つ造営した。また、特に寺院においては、茶道や禅といった文化的諸要素も醸成された。

従って、「武家の古都・鎌倉」は日本国全体を以降約700年間にわたって武家が支配する出発点となった、世界で初めての武家政権が存在した証左であるのみならず、その支配体制及び文化的側面の両面、即ち「武家文化」がここに創出されたことを示す、唯一無二の物証である。

iv) 日本において鎌倉時代までの政権所在地は、奈良や京都のように、当時の東アジアで大きな影響力のあった中国の都城制の模倣による造営であったが、武家は12世紀末、世界で初めて一国の政権所在地を三方を山に囲まれ一方を海に開く「鎌倉」に樹立した。そこでは、政治理念の構築や権力強化に利用された神社や寺院が、機能的に多数配置され、周囲を取り巻く山稜部と一体となつた世界的にも希有な政権所在地が形成された。

神社や寺院は周縁部の自然と一体となつた静寂な宗教空間を有する独特な社寺景観を呈した。中でも禅宗寺院からは、中国の南宋五山の形式を踏襲しつつも、造成された狭隘な土地の制約から、より直線的な配置を強調する日本の初期大禅宗寺院伽藍の基準が生まれた。

したがって、「武家の古都・鎌倉」は、武家が自然地形に積極的に働きかけ、機能的な政権所在地を整備した結果、鎌倉固有の社寺景観の見本、日本における初期大禅宗寺院伽藍の見本を伴いながら形成された世界でも希に見る政権所在地の類型である。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 「武家の古都・鎌倉」の完全性

『世界遺産条約履行のための作業指針(以下「作業指針」)』第88項－a～c項に基づき、高い完全性を有している。

a 推薦資産の範囲は、資産が持つ顕著な普遍的価値の完全性を保持する範囲として十分である。

- b 推薦資産は武家による政権所在地及び類い希な社寺景観の類型を含み、「資産の重要性を継承する全ての諸要素・過程」の観点からの完全性を十分に保持している。
- c 推薦資産の全体は、武家が初めて築いた一国の政権所在地を構成するために不可欠の諸要素及びそこで発祥した「武家文化」を構成する宗教、芸術、精神性を示す諸要素を良好な状態の下、過不足なく含み、緩衝地帯についても、負の影響を与える可能性のある行為に対して適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画の中で保全又は改善のための対策を明示している。

(2) 「武家の古都・鎌倉」の真実性

- ① 鎌倉の基本的な構造は、現在も変わりなく引き継がれている。また、文献的な調査研究及び考古学などの調査研究の蓄積から、当初からの機能・構成が保持されていることが確認できる。
- ② 社寺境内及び考古学的遺跡については、『作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の8つの属性中、次の5つの観点から証明できる。
 - 「意匠・形態」:『吾妻鏡』他の文献資料により、その成り立ちや立地環境などを知ることができ、考古学的調査の蓄積により裏付けがなされている。
 - 「材料・材質」:考古学的遺跡については、いずれも地中の安定した条件下に保存されており、現在に至るまで材料・材質がそのまま保持されている。
 - 「用途・機能」:現在でも宗教活動を続けている社寺や、生活道路として活用されている切通など、全体として用途・機能については高いレベルで維持されている。
 - 「位置・環境」:往時の建物配置・庭園等との位置関係を保持していることが、文献資料や発掘調査等により確認されている。また、山稜部と一体となって保存されていることにより、周辺環境とともに往時の姿を今日に伝えている。
 - 「精神性・感性」:今なお宗教活動を継続している社寺等や、生活道路として機能している交通遺跡など、各資産の持つ生活の中での位置付けや精神的意義についても、維持されている。
- ③ 社寺境内及び考古学的遺跡については、『作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の8つの属性中、次の6つの観点から証明できる。
 - 「意匠・形態」:社寺の主要伽藍については、当初の機能を維持しながら基本的な規模・形態・意匠を踏襲して修理・再建が行われており、全体として基本的な意匠等を今日に伝えている。大仏・石塔については鎌倉期の状態を良好に保っている。それぞれについては、歴史史料、学術調査によって証明されている。
 - 「材料・材質」:寺院の主要伽藍については、修理の際に旧状通りの材質及び技術を用いて行われていることが、学術調査によって証明されている。
 - 「用途・機能」:記念工作物である構成資産については、その全てが宗教施設として生き続けており、用途・機能の観点からの真実性に疑いがない。
 - 「伝統・技術」:記念工作物である構成資産については、その都度、必要な修理を旧来通りの伝統的な技術を用いて継続的に行われており、伝統・技術の観点からの真実性は疑いがない。
 - 「位置・環境」:構成資産のいずれも位置を変えずに存続し、歴史史料・学術調査により証明済み。また、周辺を取り囲む山稜部と一体となって保存されており、その周辺環境とともに、往時の姿を今日に伝えている。
 - 「精神性・感性」:周辺環境が今日に至るまで高いレベルで維持され、今なお宗教施設として地域の人々の中で生き続けていることなどから、これらの資産が有していた精神性・感性は今日に継承されていることを示すことができる。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国内における同種遺産との比較と結論

日本国内における遺産で、政権所在地または地方行政の拠点であったこと、寺院を構成資産とするなど、鎌倉との類似性を有する以下の資産を比較した。

- 1) 法隆寺地域の仏教建造物(1993 i ii iv vi)
- 2) 姫路城(1993 i iv)
- 3) 古都・京都の文化財(1994 ii iv)
- 4) 巖島神社(1996 i ii iv vi)
- 5) 古都・奈良の文化財(1998 ii iii iv vi)
- 6) 日光の社寺(1999 i iv vi)
- 7) 琉球王国のグスク及び関連資産群(2000 ii iii vi)
- 8) 紀伊山地の霊場と参詣道(2004 ii iii iv vi)
- 9) 飛鳥・藤原—古代日本の宮都と遺跡群(暫定 ii iii iv v vi)
- 10) 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群(暫定 ii iv vi)
- 11) 彦根城(暫定 ii iii iv + i v)
- 12) 太宰府(未記載)
- 13) 多賀城跡(未記載)
- 14) 江戸(未記載)

その結果、日本国内の同種の資産には、「要害性を意識した政権地の選地」「狭隘な地形への積極的な造営」「初期禅宗寺院の伽藍配置」等、「武家の古都・鎌倉」と同様の特徴を有するものは存在しなかった。

(2) 国外における同種遺産との比較と結論

国外の遺産との比較については、まず「武家と世界の戦士階級との比較」について、ヨーロッパの「騎士」、イスラム社会の「マムルーク」、中央アジアの「遊牧民族」、戦乱時の各地域における「豪族」との間で行い、更に以下に挙げる世界遺産一覧表及び暫定一覧表に記載された32資産について行った。

[アジア地域]

- 1) 古代都市スコタイと周辺の古代都市群(タイ 1991 i iii)
- 2) アンコール(カンボジア 1992 i ii iii iv)
- 3) 慶州の歴史地区(韓国 2000 ii iii)
- 4) 古代高句麗王国の首都と遺跡群(中国 2004 i ii iii iv v)
- 5) オルフオン渓谷文化的景観(モンゴル 2004 ii iii iv)
- 6) 「天地の中心」登封の歴史的記念工作物(中国 2010 iii iv)
- 7) タンロン-ハノイの王城(ベトナム 2010 ii iii vi)
- 8) シルクロード中国地区・長安(中国 暫定 i ii iii iv v vi)
- 9) 益山歴史地区(韓国 暫定 ii iii iv)
- 10) 公州と扶余の歴史遺産群(韓国 暫定 ii iii iv)
- 11) 開城の歴史的遺産(北朝鮮 暫定)
- 12) 元・上都と中国の遺跡(中国 暫定 ii iii vi)

[アフリカ、中東地域]

- 13) マブングブエの文化的景観(南アフリカ 2003 ii iii iv v)
- 14) カイロ歴史地区(エジプト 1979 i v vi)
- 15) アッシュール(イラク 2003 iii iv)
- 16) クラック・デ・シュヴィリエとカラ・エッサラー・エル-ディン(シリア 2006 ii iv)
- 17) アッコ旧市街(イスラエル 2001 ii iii v)
- 18) エルサレムの旧市街とその城壁群(イスラエル 1981 ii iii vi)

〔ヨーロッパ地域〕

- 19) ドゥブロブニク旧市街(クロアチア 1979、1994 i iii iv)
- 20) ヴァレッタ市街(マルタ 1980 i vi)
- 21) トマールのキリスト教修道院(ポルトガル 1983 i vi)
- 22) ダラム城と大聖堂(イギリス 1986、2008 ii iv vi)
- 23) ロードス島の中世都市(ギリシャ 1988 ii iv v)
- 24) ルクセンブルク市:その古い街並みと要塞群(ルクセンブルク 1994 iv)
- 25) 歴史的城壁都市クエンカ(スペイン 1996 ii v)
- 26) マルボルクのドイツ騎士団の城(ポーランド ii iii iv)
- 27) ウルビーノ歴史地区(イタリア 1998 ii iv)
- 28) デルベントのシタデル、古代都市、要塞建築物群(ロシア 2003 iii iv)
- 29) コルフ旧市街(ギリシャ 2007 iv)
- 30) カスピ海沿岸の防御構造物群(アゼルバイジャン 暫定)

〔ラテンアメリカ・カリビアン地域〕

- 31) マチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー 1983 i iii vii ix)
- 32) メキシコシティー歴史地区とソチミルコ(メキシコ 1987 ii iii iv v)

その結果、アジア地域の遺産については、「政権掌握後も戦士としての性格を保持しながら独自の文化的伝統を背景に長期間にわたって権力を保持」「都城制とは異なる要害的地形を活用し山稜部と一体となった都市造営」「狭隘な谷戸部を積極的に造営した結果としての境内景観」の各項について、その他の地域の遺産については、「戦士階級の政治制度上・身分制度上の性格」「創出した文化の背景となる宗教」「政権所在地の造営上の考え方」の各項について、それぞれ鎌倉とは大きく異なっていることを示している。以上の比較結果から、国外における同種の遺産についても、「武家の古都・鎌倉」と同様の特徴を示すものは存在せず、顕著な普遍的価値を有していることが証明された。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

(別紙1及び別紙2『「武家の古都・鎌倉」構成資産全体図』も参照のこと)



適用法制度

古都保存法
県・市風致地区条例
景観法
都市計画法
海岸法

歴史的風土保存地区
風致地区
景観地区
高度地区
海岸保全区域

歴史的風土特別保存地区
第1種低層住居専用地域

12. 保存管理計画の策定状況

別紙3『重要な要素の文化財保護法上の準備の進捗状況』のとおり

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

別紙4『「推薦書案」作成全体スケジュール(案)』のとおり。

14. その他

(1) 平成23年1月以降の国際会議やシンポジウム等の予定

第4回 国際専門家会議(仮称)(平成23年3月10・11日)

概要: 本年度中の推薦書案取りまとめに向けて、海外有識者の最終確認の場として実施。

(2) 報告基準日以降における特記事項

- 平成23年度の推薦に向けて、国県市の協働により、推薦書及び包括的保存管理計画の調整を行う。
- あわせて、登録後の保存管理・活用のあり方についての検討を始める。
- 地方自治法施行60周年記念貨幣について、「武家の古都・鎌倉」をテーマとした図案で発行することが決まっており、そのための準備を並行して行う。

構成資産一覧表

1 構成資産に含まれる山稜部の保護・指定状況

種別・名称	指定年月日	告示番号
歴史的風土特別保存地区	指定：1967年3月2日	建設省告示第361号

2 構成資産に含まれる「社寺境内」及び「考古学的遺跡」の保護・指定状況

構成資産	種別	名称	指定年月日	告示番号
C P1-1	史跡	鶴岡八幡宮境内	指定：1967年4月24日 追加指定：2005年8月29日	文化財保護委員会告示第13号 文部科学省告示第129号
C P1-1 C P2-1	史跡	若宮大路	指定：1935年6月7日 追加指定：2006年1月26日	文部省告示第215号 文部科学省告示第9号
C P1-2	史跡	寿福寺境内	指定：1966年3月22日 追加指定：2008年7月28日	文化財保護委員会告示第13号 文部科学省告示第126号
C P1-3	史跡	建長寺境内	指定：1966年9月12日 追加指定：2007年7月26日	文化財保護委員会告示第65号 文部科学省告示第109号
C P1-7	史跡及び名勝	建長寺庭園	指定：1932年7月23日	
C P1-4	史跡	瑞泉寺境内	指定：1971年11月8日 追加指定：2008年3月28日	文部省告示第202号 文部科学省告示第37号
C P1-4	名勝	瑞泉寺庭園	指定：1971年11月8日	文部省告示第203号
C P1-5	史跡	鎌倉大仏殿跡	指定：2004年2月27日	文部科学省告示第26号
C P1-6	史跡	覚園寺境内	指定：1967年6月22日	文化財保護委員会告示第49号
C P1-7	史跡	永福寺跡	指定：1966年6月14日 追加指定：2008年7月28日	文化財保護委員会告示第52号 文部科学省告示第126号
C P1-8	史跡	法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	指定(法華堂跡)：1927年4月8日 指定(源頼朝墓)：1927年6月14日 統合、追加、名称変更：2000年1月31日 追加指定、名称変更：2006年7月28日	内務省告示第315号 内務省告示第352号 文部省告示第11号 文部科学省告示第117号
C P1-9	史跡	北条氏常盤亭跡	指定：1978年12月19日	文部省告示第206号
C P1-10	史跡	亀ヶ谷坂	指定：1969年6月5日	文部省告示第266号
C P1-11	史跡	仮粧坂	指定：1969年11月29日 追加指定：2007年7月26日	文部省告示第334号 文部科学省告示第109号
C P1-12	史跡	大仏切通	指定：1977年8月10日 追加指定：1990年3月29日	文部省告示第172号 文部省告示第30号
C P3-1	史跡	極楽寺境内 ・忍性墓	指定：1927年4月8日 追加指定・名称変更：2008年3月28日 追加指定：2008年7月28日	内務省告示第315号 文部科学省告示第33号 文部科学省告示第126号
C P4-1	史跡	円覚寺境内	指定：1967年4月24日	文化財保護委員会告示第12号
C P4-1	史跡及び名勝	円覚寺庭園	指定：1932年7月23日	
C P5-1	史跡	荏柄天神社境内	指定：2005年7月14日	文部科学省告示第101号
C P6-1	史跡	淨光明寺境内 ・冷泉為相墓	指定：1927年4月8日 追加指定・名称変更：2007年2月6日、 2009年月日	内務省告示第315号 文部科学省告示第11号 文部科学省告示第号
C P7-1	史跡	朝夷奈切通	指定：1969年6月5日 追加指定：2003年8月27日 2007年7月26日 2008年7月28日	文部省告示第267号 文部科学省告示第141号 文部科学省告示第109号 文部科学省告示第126号
C P8-1	史跡	東勝寺跡	指定：1998年7月31日	文部省告示第119号
C P9-1	史跡	名越切通	指定：1966年4月11日 追加指定：1981年10月13日 1983年11月26日 2008年月日	文化財保護委員会告示第23号 文部省告示第157号 文部省告示第132号 文部科学省告示第号
C P9-1	史跡	まんだら堂やぐら群	指定：1966年4月11日	文化財保護委員会告示第23号
C P10-1	史跡	和賀江嶋	指定：1968年10月14日 追加指定：2006年1月26日	文部省告示第298号 文部科学省告示第10号
C P11-1	史跡	称名寺境内	指定：1922年10月12日 追加指定・名称変更：1972年1月31日	内務省告示第270号 文部省告示第4号

3 構成資産に含まれる「記念工作物」の保護・指定状況

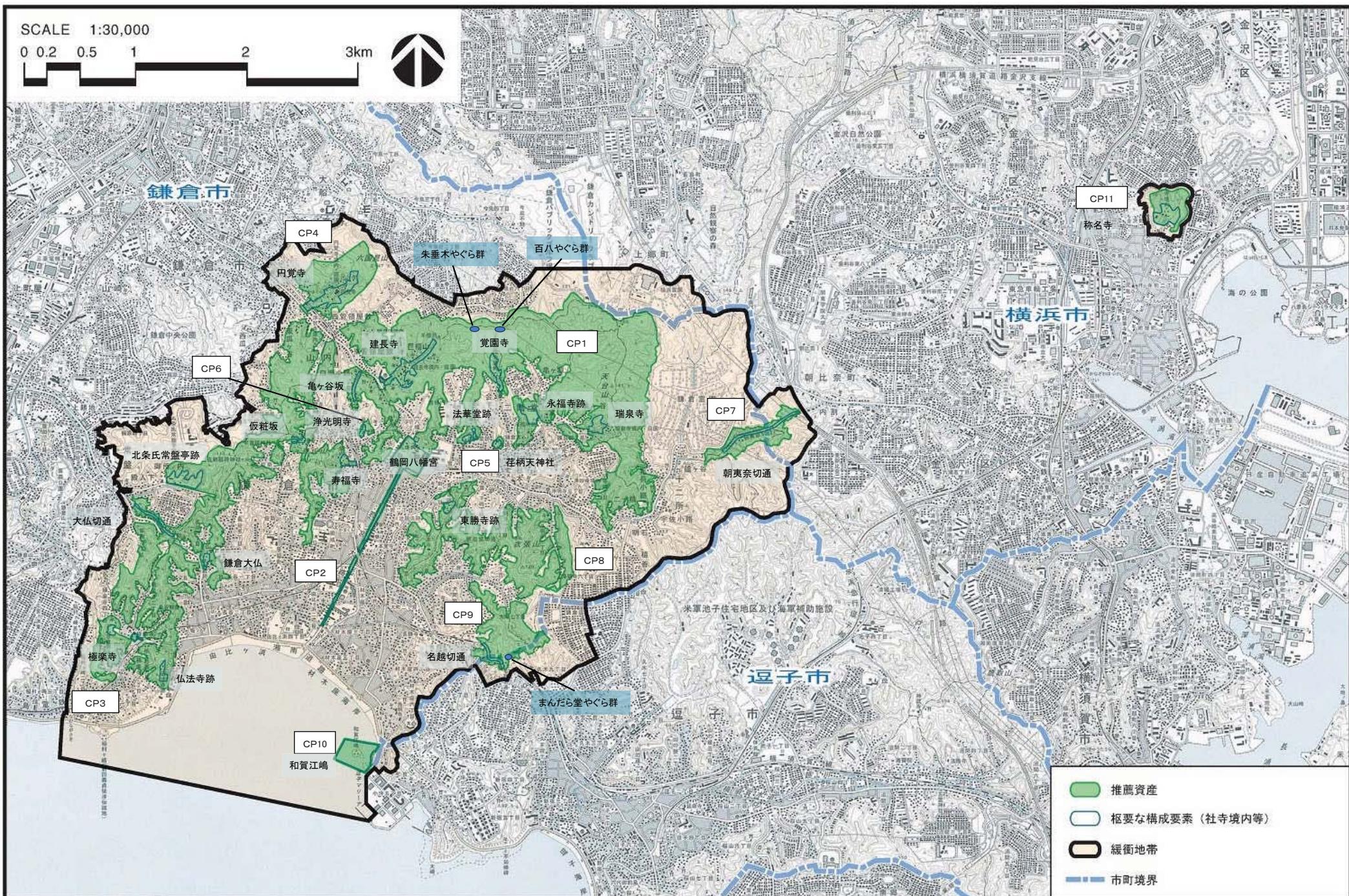
構成資産	種別	名称	指定年月日	告示番号
C P1-1	重要文化財	鶴岡八幡宮上宮（本殿、幣殿、拝殿、回廊、末社武内社）	指定：1996年7月9日	文部省告示第134号
C P1-1	重要文化財	鶴岡八幡宮摂社若宮（本殿、幣殿、拝殿）	指定：1996年7月9日	文部省告示第134号
C P1-3	重要文化財	建長寺山門	指定：2005年7月22日	文部科学省告示第122号
C P1-3	重要文化財	建長寺仏殿	指定：1922年4月13日	
C P1-3	重要文化財	建長寺法堂	指定：2005年7月22日	文部科学省告示第122号
C P1-3	重要文化財	建長寺昭堂	指定：1922年4月13日	
C P1-3	重要文化財	建長寺大覚禪師塔	指定：1934年1月30日	
C P1-5	国宝	銅造阿弥陀如来坐像	指定：1897年12月28日 新法制定による再指定： 1958年2月8日	内務省告示第88号 文化財保護委員会告示第12号
C P2-1	重要文化財	大鳥居（一ノ鳥居）	指定：1904年8月29日	
C P4-1	国宝	円覚寺舍利殿	指定：1899年4月5日 新法制定による再指定： 1952年1月12日	内務省告示第45号 文化財保護委員会告示第2号

4 緩衝地帯における各種法令による規制内容

	法令等	内容
1	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (歴史的風土特別保存地区)	※許可制 ※罰則規定あり(懲役または罰金) ※制限の内容 ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更 ・木竹の伐採 等 ・建築物の高さ(風致地区条例による)
2	神奈川県風致地区条例 横浜市風致地区条例 (風致地区)	※許可制 ※罰則又は罰金 ※制限の内容 ・建築物の高さ 最高限度8m又は15m ・建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転 ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更 ・木竹の伐採 等
3	景観法 (景観地区)	※許可制 ※罰則規定あり(懲役または罰金) ※制限の内容 ・建築物の高さ 最高限度15m ・建築物外壁・屋根の色彩(基調色)
4	景観法 (景観計画区域)	※「勧告」「変更命令」の発令 ※罰則規定あり(懲役または罰金) ※建築物の建築等は、条例で「特定届出対象行為」として定めている ※制限の内容(地区により設定) ・道路の幅員とバランスの取れた建築物の高さ、配置 ・建築物外壁等の基調色や彩色等の指定 等
5	森林法 (保安林)	※許可制 ※罰則規定あり(懲役または罰金) ※制限の内容(同法第34条他) ・立木の伐採、損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉若しくは落枝の採取 ・土石や樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更
6	都市緑地法 (特別緑地保全地区)	※許可制 ※罰則規定あり(懲役または罰金) ※制限の内容(同法第14条他) ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 ・屋外広告物の表示又は届出 等
7	都市計画法 (高度地区) (用途地域) (市街化調整区域)	※許可制(市街化調整区域の建築行為等)…その他は建築基準法による確認のみ ※罰則規定あり(罰金) ※制限の内容 ・建築物の高さの最高限度 第一種低層住居専用地域: 10m 第一種中高層住居専用地域: 15m
8	首都圏近郊緑地保全法 (近郊緑地保全区域)	※届出制 ※罰則規定あり(罰金) ※制限の内容 ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 他
9	逗子まちづくり条例	※手続き条例における基準 ※制限の内容例(用途地域別に設定) ・建築物の高さの制限 ・階層制限
10	公有水面埋立法 神奈川県土地利用調整条例	※適否の通知 ※罰則規定あり(懲役または罰金) ※制限の内容 ・公有水面における埋立行為の制限(神奈川県土地利用調整条例審査指針)

「武家の古都・鎌倉」構成資産 全体図（案）

別紙2



重要な要素の文化財保護法上の準備の進捗状況

(平成22年12月現在)

番号	重要な要素	市区分	準備課題				
			史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体指定
1	鶴岡八幡宮	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
2	若宮大路	鎌倉市	◎	—	◎	◎	◎
3	荏柄天神社	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
4	寿福寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
5	建長寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
6	円覚寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
7	瑞泉寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
8	鎌倉大仏	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
9	覚園寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
10	浄光明寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
11	極楽寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
12	称名寺	横浜市	◎	◎	◎	—	◎
13	永福寺跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
14	法華堂跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	◎
15	東勝寺跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
16	仏法寺跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	◎
17	北条氏常盤亭跡	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
18	和賀江嶋	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
		逗子市	◎	—	◎	—	○
19	朝夷奈切通	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
		横浜市	◎	◎	◎	—	○
20	名越切通	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
		逗子市	◎	○	◎	—	○
21	亀ヶ谷坂	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
22	仮粧坂	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
23	大仏切通	鎌倉市	◎	◎	◎	—	◎
24	一升桝	鎌倉市	◎	◎	◎	—	◎
計 24件 (市域別件数 27件)			終了 27件	終了 8件 着手 2件	策定済 27件	策定済 8件	終了6件(社寺10件) 着手 11件

凡例

	史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体
終了	◎	◎	◎	◎	◎
着手	—	○	—	—	○(申請準備中)

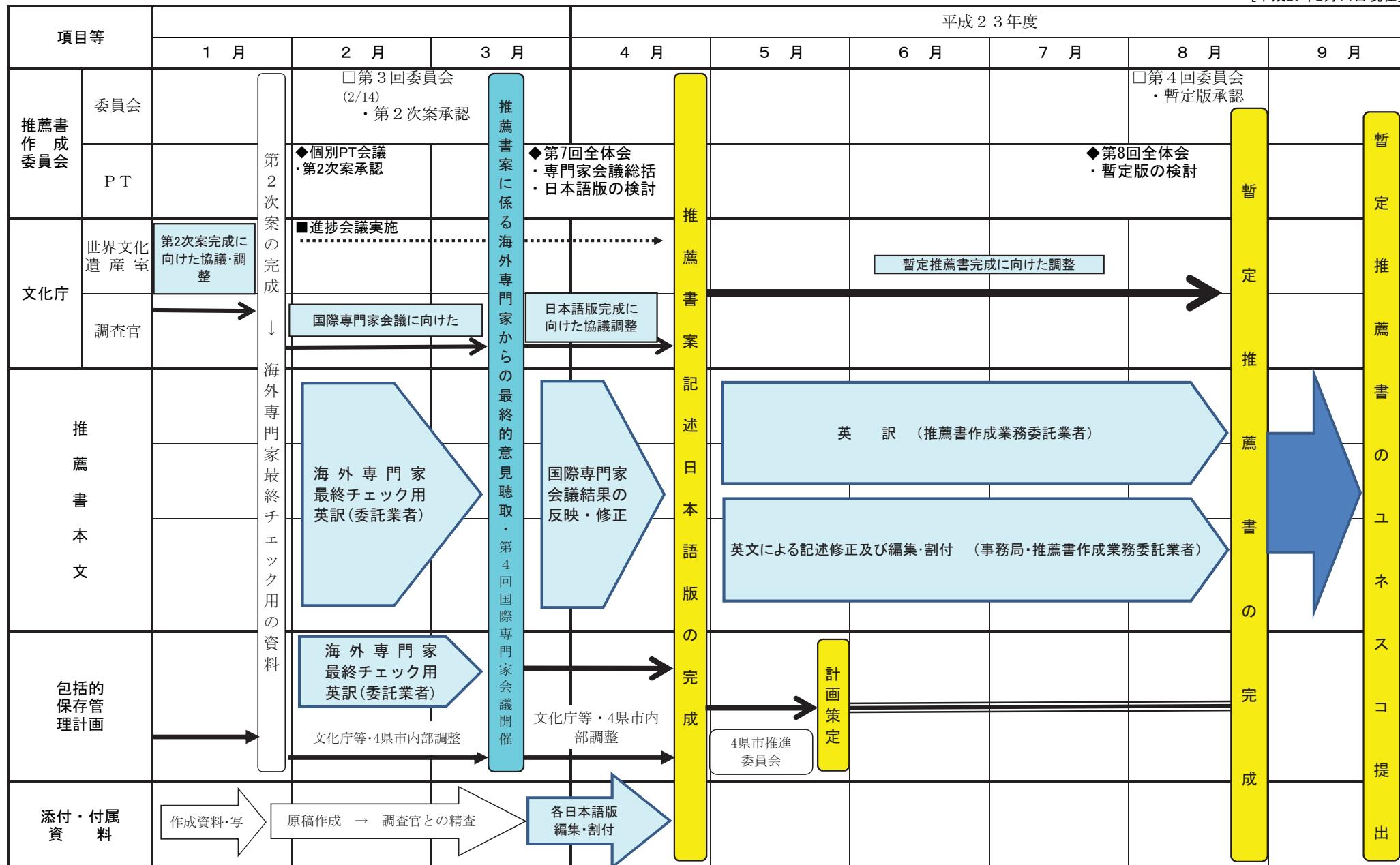
※ 管理団体指定における「社寺」は、管理団体指定は受けないことで、文化庁と調整済み。

※ 史跡指定については、小規模な追加指定を残してほぼ終了しており、準備が整い次第追加指定の手続きを行う予定。

「推薦書案」作成全体スケジュール(案)

別紙4

[平成23年2月14日現在]



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

滋賀県彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、文化的景観の適用(未定)

4. 資産の概要

彦根城の東方約 2km には、中世以来の長い歴史を刻んできた佐和山城が存在する。彦根城は、この佐和山城を破城し、慶長 9 年(1604)から約 20 年の歳月を費やして幕府主導で築かれた近世城郭を代表する名城である。

彦根山の山頂には 3 階 3 重の天守がそびえ、その前後には鐘の丸・太鼓丸・西の丸が広がり、各種の櫓が天守を守備するように構築されている。また、太鼓丸と西の丸の端には大堀切、山の斜面には希有な構築物である登り石垣が築かれており、それらが櫓や門・石垣などとも巧妙に連結して高度に発達した軍事的防御施設を形成している。こうした城本来の防御施設とともに、山下には藩庁の機能をもった上屋敷(表御殿)や機能の異なる 2 つの下屋敷(玄宮樂々園・松原下屋敷)など藩主とその一族の居館施設でもある御殿が良好な形で現存・復元されている。彦根城は、防御にさまざまな工夫を凝らした城郭構造や城郭建造物とともに、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿が良好な姿をとどめており、彦根藩主井伊家に伝來した豊かな美術工芸品や歴史資料などとともに、江戸時代の大名文化を明瞭な形で追認することができる。

一方、彦根の城下町は、湿地を埋め立て、河川を付け替えるなどの大規模な土木工事を実施して新しく造られた計画都市である。城下には 3 重の堀が巡り、堀によって 4 つに区画された城下町の町割りが今日でも良好に残っている。町割りは、武士・町人などの階層や寺院、あるいは魚屋・桶屋・職人などの職種による分化配置が見られ、処々に階層や職種によって異なる特有の建造物が今も遺存している。

城下を巡る 3 重の堀は、いずれも松原内湖を通じて琵琶湖につながっており、東の松原内湖と北の琵琶湖に囲まれた水城として、琵琶湖と軍事的に緊密な関係にあった。同時に、琵琶湖は人や物資の輸送手

段として水主町や彦根三湊・船町を発達させ、水産品を城下にもたらした。また、陸路は中山道高宮宿と鳥居本宿から城下へ向かう彦根道が伸びており、朝鮮通信使が往来した朝鮮人街道なども彦根の城下町を経由した。そのため、城下には宿駅の機能を持った伝馬町も設けられていた。

彦根城と城下町は、武威の象徴である天守をはじめとする城郭施設と、権威を演出する舞台として 250 年余の平和な武家政権を維持した御殿、その周囲に建設された 17 世紀初頭の計画都市である城下町が総体として良好に残る日本で唯一の文化資産である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 滋賀県と彦根市との取組

滋賀県と彦根市が共同で彦根城の世界遺産登録を推進するため「彦根城世界遺産登録推進会議」を平成 22 年度に設置した。

(2) 彦根市の取組・体制

彦根市では、平成 4 年の暫定一覧表記載以来、教育委員会において彦根城の世界遺産登録に取り組んできたが、平成 19 年度から彦根城の世界遺産登録を推進する体制を市長部局（企画振興部）に整備して、文化財保護行政を担当している教育委員会および景観行政を担当している都市建設部等との緊密な連携の下に世界遺産登録の取組を積極的に推進している。

1) 企画振興部の取組・体制

① 「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」を設置（平成 19・20 年度）

- ・懇話会は彦根城や世界遺産に造詣が深い有識者等で構成され、姫路城との比較研究を通して彦根城の顕著な普遍的価値の証明に努めた。

② 「彦根城世界遺産登録推進委員会」を設置（平成 21 年度～）

- ・推進委員会に「ワーキング会議」を設けて推薦書原案の素案を作成し、平成 22 年 9 月に推進委員会へ提出した。以後、世界遺産に詳しい国内有識者に素案を示して指導を受けている。

③ 「(仮称) 国宝四城近世城郭群研究会」を開催（平成 20 年度～）

- ・姫路城・松本城・犬山城との比較研究など、彦根城の世界遺産登録に向けた研究を幅広く実施している。

④ 平成 20 年度にホームページ「彦根城」を開設。また、平成 21 年度からは「世界遺産だより」を発行して彦根城の世界遺産登録の取組の周知に努めている。

【体制】平成 19 年度：企画振興部に担当職員配置

平成 20 年度～：彦根城世界遺産登録推進室を設置（専任職員、兼務・併任職員合わせて 9 人）

2) 教育委員会の取組・体制

①構成資産に位置付けている各資産の文化財指定に向けた取組の実施

- ・旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園：平成13年度国名勝指定
- ・「旧彦根藩主井伊家墓所（清涼寺）：平成19年度国史跡指定
- ・旧中山道鳥居本宿赤玉神教丸本舗：平成21年度県建造物・名勝指定

②特別史跡彦根城跡の調査と保存修理などの実施

- ・彦根城跡の測量調査（平成20年度～）
- ・石垣の総合調査（平成17年度～平成20年度）と報告書の刊行（平成21年度）
- ・石垣の保存修理（昭和48年度～）
- ・特別史跡内の指定建造物の保存と活用を図るため、「彦根城跡内文化財保存活用計画策定委員会」を設置（平成22年度）
- ・特別史跡内の樹木を適正に保存管理するため、「彦根城跡内樹木整備実施計画策定ワーキンググループ」を設置（平成22年度）

③名勝玄宮楽々園の調査と保存修理の実施

- ・玄宮園の園地の水質浄化のためのさく井工事（平成21年度～）
- ・玄宮園の名勝指定範囲の拡張に向けた調査（平成20年度～）
- ・玄宮園の護岸の保存修理（平成21年度～）
- ・楽々園の歴史的建造物の解体修理（平成17年度～）

④名勝松原下屋敷（お浜御殿）庭園の公有地化の推進

⑤歴史まちづくり事業（「彦根市歴史的風致維持向上計画」）の実施（平成20年度～）

- ・旧池田屋敷長屋門の解体修理
- ・金龜会館（旧彦根藩校「弘道館」講堂）の解体修理
- ・旧彦根藩足軽組辻番所（善利組）の解体修理
- ・長曾根口御門の復元整備
- ・魚屋町長屋の保存修理
- ・彦根城と城下町の模型およびCGの制作

⑥彦根城下町の伝統的建造物群保存地区指定の推進

- ・河原町・芹町の保存対策調査（平成21・22年度）および報告書の刊行（平成22年度）
- ・彦根市伝統的建造物群保存条例の制定（平成22年度）

⑦彦根城下町の建造物調査の実施（平成16年度～）

- ・武家屋敷、善利組足軽屋敷、町屋などの建造物調査と市指定

⑧佐和山城跡の測量調査（平成16年度～）

⑨彦根藩主井伊家伝来資料の調査研究と公開（彦根城博物館）

【体制】 平成 19 年度：文化財担当参事（部長級）の配置
平成 20 年度～：文化財部〔文化財課・彦根城博物館・市史編さん室を管轄〕を設置し、彦根城跡の所管を産業部観光振興課から文化財部文化財課に移管。

3) 都市建設部の取組・体制

- ① 「彦根市景観計画」を策定し、旧城下町の約 400 h a を「城下町景観形成地域」に指定（平成 19 年度）
- ② 景観計画に基づき、景観重要建造物 9 件と景観重要樹木 33 件を指定（平成 20 年度～）
- ③ 歴史まちづくり事業（「彦根市歴史的風致維持向上計画」）により城下町の建造物 11 件を歴史的風致形成建造物に指定（平成 20 年度～）

【体制】 都市建設部都市計画課内に歴史まちづくり事業などを推進する景観・まちなみ保全室を設置（平成 21 年度～）

4) 国宝四城の共同研究

（仮称）国宝四城近世城郭群研究会設置に向けた松本市・犬山市・彦根市の担当者協議

H 20. 3. 19 (水) 彦根市で開催

第 1 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 20. 5. 12 (月)・13 (火) 犬山市で開催

第 2 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 20. 8. 4 (月)・5 (火) 松本市で開催

第 3 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 20. 10. 17 (金)・18 (土) 彦根市で開催

第 4 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 20. 11. 10 (月) 犬山市で開催

第 5 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 21. 5. 29 (金) 松本市で開催

第 6 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 21. 7. 27 (月) 彦根市で開催

第 7 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 22. 1. 23 (土) 犬山市で開催

第 8 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 22. 6. 30 (水) 松本市で開催

第 9 回（仮称）国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H 22. 8. 21 (土) 犬山市で開催

5) そのほかの取組

- ① 「彦根市文化財保護基金の設置、管理および処分に関する条例」を制定して文化財保護基金を設置（平成 19 年度）
- ② ふるさと納税制度による寄附を文化財保護基金に積み立てる取

組の実施（平成 20 年度）

- ③「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、特別史跡彦根城跡とその隣接道路を「路上喫煙禁止地区」に指定（平成 20 年度）
- ④「特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例」を施行（平成 21 年度）

6. 推薦に向けた課題

(1) 推薦に向けた課題

彦根城の世界遺産の登録に向けて、文化庁から、

- ① 世界遺産に登録されている姫路城という同種遺産があることから、姫路城との差異を明確にし、姫路城とは異なった顕著な普遍的価値を有していることを立証すること
- ② 彦根城の石垣や楽々園建造物の保存修理、玄宮園の池の浄化や護岸・園路等の保存整備がいまだ形として現れていない。彦根城跡の保存整備をさらに進展させること
- ③ 文化財保護体制の整備等を図ること
といった課題が指摘されている。

(2) 課題への対応状況

文化庁の指摘に対して、彦根市では、

- ① 彦根城の独自性を証明するため、平成 8 年度以降、遺構・建造物・庭園そして豊富に伝来する古絵図など各調査を継続的に実施している。現在は、彦根城の基礎資料となる詳細な測量調査や城郭建造物の比較研究などにとくに力を注いでいる。同時に、姫路城にはない御殿や城下町の調査・整備を精力的に行い、価値の証明に努めているところである。御殿については、上屋敷である表御殿と、2 つの下屋敷である玄宮樂々園（楓御殿）と松原下屋敷（お浜御殿）が、それぞれ異なる機能を保ちながら領国内の政務と藩主一族の生活を維持していたことが具体的に明らかになってきている。また、城下町については、「歴史まちづくり法」に基づく国の認定を受けて城下町を重点地区とする調査や整備を行うとともに、河原町・芹町を対象に伝統的建造物群保存地区の保存対策調査を実施して報告書を刊行するなど、城下町の具体相の解説と整備に着手したところである。
- ② 平成 10 年度以降、彦根城の計画的な保存整備を開始した。石垣については、昭和 48 年度から修理工事を継続中であり、平成 22 年度は 2 箇所の修理を実施している。また、平成 17 年度から 20 年度に実施した石垣の総合調査が完了し、平成 21 年度には報告書を刊行した。今後、この調査成果を基に改めて石垣の修理計画を策定する予定である。名勝玄宮樂々園については、平成 17

年度より長期計画を立て、楽々園の歴史的建造物について解体修理を実施中である。平成 21 年度からは、3ヶ年計画で、もっとも大きな建造物である御書院棟の解体修理を実施している。玄宮園については、池の水質浄化を行うため、さく井工事を実施して地下水による給水を行うとともに、名勝範囲の拡張を図るため、現在の桜場駐車場一帯について試掘調査を実施し、かつての玄宮園の範囲を確定することができた。平成 22 年度はこの成果を報告書にまとめ、名勝の拡大を申請する予定である。また、平成 21 年度より 8 年計画で玄宮園の池の護岸整備に着手した。

一方、名勝松原下屋敷については、平成 14 年度に彦根市が管理団体となり、平成 15 年度以降は公有地化に努めている。平成 20 年度の公有地化率は 26.62 パーセントであったが、平成 21 年度に全体の面積の半分を超える 12,287 平方メートルを取得することができたため、公有地化率は一気に 85 パーセントを越え、平成 22 年度は 90.20 パーセントとなった。今後は、新たに庭園の整備や歴史的建造物の修理を行って公開の予定であり、平成 21 年度以降は春と秋に期間限定の特別公開を実施して周知に努めている。

- ③ 文化財保護体制については、平成 20 年度から教育委員会の中に新たに文化財部を設けて文化財の保護と活用の実務を行っている。平成 21 年度は、埋蔵文化財の専門職員 3 人と文献史学の専門職員 2 人を新たに採用し、文化財部の専門職員の合計を 21 人に充実させた。

7. 基準の適用

- i 彦根城は、彦根山の地形や立地を活かした縄張り（防御構造）が図られているとともに、日本の近世城郭最盛期の防御技術を駆使して築城されている。また、城郭建造物は、さまざまな破風などを組み合わせて独特で優美な外観を構成しており、日本の近世城郭史上極めて美的完成度の高い建造物群である。防御施設として、また権威の象徴として、17 世紀初頭の英知を結集した城郭である。
- ii 彦根城は、天守や櫓など日本を代表する城郭建造物で構成されている。また、その城下町は 400 年前の都市計画によって計画的に町割りが図られ、城郭都市特有の「どんつき」「くいちがい」などの町割りを良好に残すなど、日本の城と城下町の典型的な姿を今日に伝えている。
- iii 防御にさまざまな工夫を凝らした城郭建築・城郭構造、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿、そして、動産

ではあるが彦根藩主井伊家に伝來した武器武具などの表道具、能面・能装束、茶道具、調度品、そして歴史資料などが豊富に保存されており、それらが一体となって江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えることができる無二の存在である。

- iv 日本の長い城郭発達史の最盛期に築かれた天守や櫓などの城郭施設と、城主の居館としての御殿が共に姿をとどめるとともに、400 年前の都市計画によって新しく造られた城下町が良好に残っており、日本の近世を代表する顕著な見本である。
- v 彦根の城下町は、善利川の流路を付け替え、湿地を埋め立てるなどの大規模な土木工事を実施して造られた計画都市である。城下を巡る3重の堀によって4つに区画された町割りを良好に残している。17 世紀初頭に、日本独自の都市計画により建設された城下町の土地利用の顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

彦根城の天守や各櫓は、昭和30年代に相次いで解体調査を実施した。調査の結果、天守では墨書のある建築材が発見され、天守の完成が慶長12年(1607)頃であり、前身の建物が5階4重の旧天守であることが判明した。旧天守は井伊家に伝來した古文書『井伊年譜』などの記載により、大津城天守を移築したものと推測される。同様に解体調査や古文書などから、天秤櫓は長浜城大手門から移築された可能性が高く、太鼓門櫓と西の丸三重櫓も移築櫓であることが明らかとなっている。

近世大名の権威を演出する舞台として250年余の平和な武家政権を維持した表御殿・玄宮樂々園（楳御殿）・松原下屋敷（お浜御殿）は、ともに井伊家に伝來した古絵図が豊富に存在し、調査の結果、各御殿の詳細な変遷が明らかとなった。表御殿は、古絵図と発掘調査の成果が明瞭に符合したことが復元のきっかけとなったもので、樂々園や松原下屋敷を描いた絵図は、建造物の修復に活用されている。また、彩色豊かな玄宮園絵図など各庭園の絵図も数多く伝來しており、坪庭絵図はその希少性が注目されている。現在、これらの絵図や発掘調査の成果を基に、各庭園の修復に努めている。

一方、城下町についても「御城下惣絵図」などの資料が豊富に伝來しており、現在の都市計画図との重合によって、城下町の町割りが極めて良好に残っていることが改めて確認された。同時に、「歴史まちづくり法」に基づいて国の1号認定を受けた歴史まちづくり事業（「彦根市歴史的風致維持向上計画」）や伝統的建造物群保存地区の保存対策調査などを通じて城下町の建造物調査を継続的に実施しており、階層や職種によって異なる城下町の多様な歴史的建造物の実態が判明しつつある。このように、豊富に伝來する絵図資料が、城郭や御殿、さらに城下町に残る歴史的建造物などの真実性をより高める役割を担ってい

る。

彦根城は、高度に発達した城郭構造と天守や櫓などの城郭建造物を配し、江戸時代の大名文化を髣髴とさせる御殿が良好な姿をとどめている。また、城下には当時の都市計画によって新たに誕生した城下町の町割りや各種の歴史的建造物が随所に確認でき、江戸時代の長きに渡って維持された日本の近世を代表する顕著な見本として、その完全性を証明するに十分である。

9. 類似資産との比較研究

平成 19 年度に設置した「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」において、姫路城との対比を通して彦根城の顕著な普遍的価値の証明に取り組んだ。

また、平成 20 年度からは、松本市、犬山市とともに、(仮称) 国宝四城近世城郭群研究会を開催して、姫路城、松本城、犬山城との比較研究等に取り組んでいる。主に城郭施設や御殿、城下町の遺存状況などについて比較研究を行っており、その結果、彦根城は、姫路城同様に最盛期の城郭建築として、複合式の天守や多様な櫓が良好な姿をとどめていることを明確にした。これらの城郭建築は建築史上、あるいは美術史上高い完成度を示している。

一方、姫路城や松本城、犬山城に認められないものとして、書院をはじめ能舞台・茶室・庭園などで構成される御殿が存在する。上屋敷の機能を持った表御殿が復元されており、江戸時代には櫻御殿と称した玄宮樂々園と松原下屋敷（お浜御殿）の 2 つの下屋敷が現存している。現存する 2 つの下屋敷は、ともに国の名勝として往時の姿に修復整備中である。また、復元された表御殿は博物館として活用しており、彦根藩主井伊家に伝來した美術工芸品や歴史資料などが収蔵されている。美術工芸品として表道具の刀剣や甲冑などの武器・武具、文化的教養の高さを物語る茶道具、能面・能装束、調度品、書跡・絵画など 5,184 件があり、歴史資料として古文書など 37,489 件を蔵する。これらの伝来資料の中には、国宝の彦根屏風など指定物件も多く、譜代大名筆頭として大老職を 5 人で 6 回輩出するという高い格式を誇った大名家に値する質と量を備えている。博物館では、かつて表御殿で用いられたものが、そのまま展示に供されている。こうした資料は動産であるが、御殿や城郭施設を荘厳するものとして一体で理解すべきものであり、総体として江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えているといえよう。同時に、博物館には表御殿時代の能舞台が当初の位置に移築復元されており、表御殿の奥向きは発掘調査や古絵図に基づいて木造で復元されている。

また、姫路城や松本城は、城下町の面影を伝えるものが余り残っていない。犬山城の城下町には町割りや町屋は残っているが、堀や武家

屋敷等の遺構はほとんど残っていない。彦根城の城下町は、幾多の災禍を免れて 400 年前の都市計画のあり様を示す城下町の町割りがほとんど残っており、武士・町人などの階層や寺院、あるいは職種によって異なる特有の建造物が色々に遺存している。こうした建物に対する市民の愛着は強く、近年、官民一体となった保存運動の盛り上がりも顕著である。

彦根は、城郭施設・御殿・城下町の 3 者がともに良好な形で保存され、大名文化を機軸に日本の近世を代表する顕著な見本として、今日なお脈々とその歴史を継承している。

平成 21 年度からは、「彦根城世界遺産登録推進委員会」の下にワーキング会議を設けて、推薦書原案の素案を作成し、平成 22 年 9 月に推進委員会へ提出した。以後、世界遺産に詳しい国内有識者に素案を示して指導を受けている。平成 22 年度に指導を受けた有識者は、城郭建築および町づくりの研究者である。今後は、国外の類似資産との比較研究にも目を向け、彦根城の世界的な価値の証明に務めていく予定である。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

一覧表：別紙「構成資産(コア・ゾーン)の一覧表」のとおり

位置図：別紙「構成資産・緩衝地帯位置図」のとおり

※今回の主な変更は、「彦根城世界遺産推進委員会」の意見により中山道の宿場関連の構成資産と緩衝地帯を除いた点である。

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

位置図：別紙「構成資産・緩衝地帯位置図」のとおり

規制の内容：

- ・彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 23 年 3 月制定予定）
- ・彦根市景観計画に基づく城下町景観形成地域に指定
- ・都市計画法に基づく地区計画（本町地区）、風致地区（彦根城風致地区・芹川風致地区・雨壺山風致地区・佐和山風致地区）に指定
- ・善利組足軽組屋敷等については、都市計画法に基づく新たな地区計画の導入などを検討中

12. 保存管理計画の策定状況

- ・「特別史跡彦根城跡保存管理計画」（昭和 59 年 3 月）
- ・「特別史跡彦根城跡整備基本計画」（平成 4 年 6 月）
- ・「名勝玄宮楽々園整備基本計画」（平成 9 年 3 月）
- ・「名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画」（平成 15 年 3 月）
- ・「彦根城跡内文化財保存活用計画」（平成 22 年度から順次作成）

- ・「彦根藩主井伊家(清涼寺)墓所保存管理計画」(平成 23 年度作成予定)
- ・「包括的保存管理計画」(平成 23 年度作成予定)

1 3 . 推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成 21 年度からは、「彦根城世界遺産登録推進委員会」に具体的な実務を行うワーキング会議を設置して、推薦書原案を作成し、平成 22 年 9 月に推進委員会へ提出した。以後、世界遺産に詳しい国内有識者に素案を示して、指導を受けている。

推薦書原案の素案作成と併せて、類似遺産との比較研究、構成資産(コア・ゾーン)の国指定に向けた取組、個別保存管理計画の策定、包括的保存管理計画の策定、その他推薦に向けた諸課題(構成資産の保存整備等)への対応などに取り組んでいく予定である。

また、滋賀県と彦根市が共同で彦根城の世界遺産登録を推進するため、「彦根城世界遺産登録推進会議」を平成 22 年度に設置した。こうした取組を進めつつ国と協議を行い、指導・助言等を得て、平成 23 年度を目処に推薦書原案を作成し、できるだけ速やかに国から推薦をいただけるように取り組んでいく。

1 4 . その他

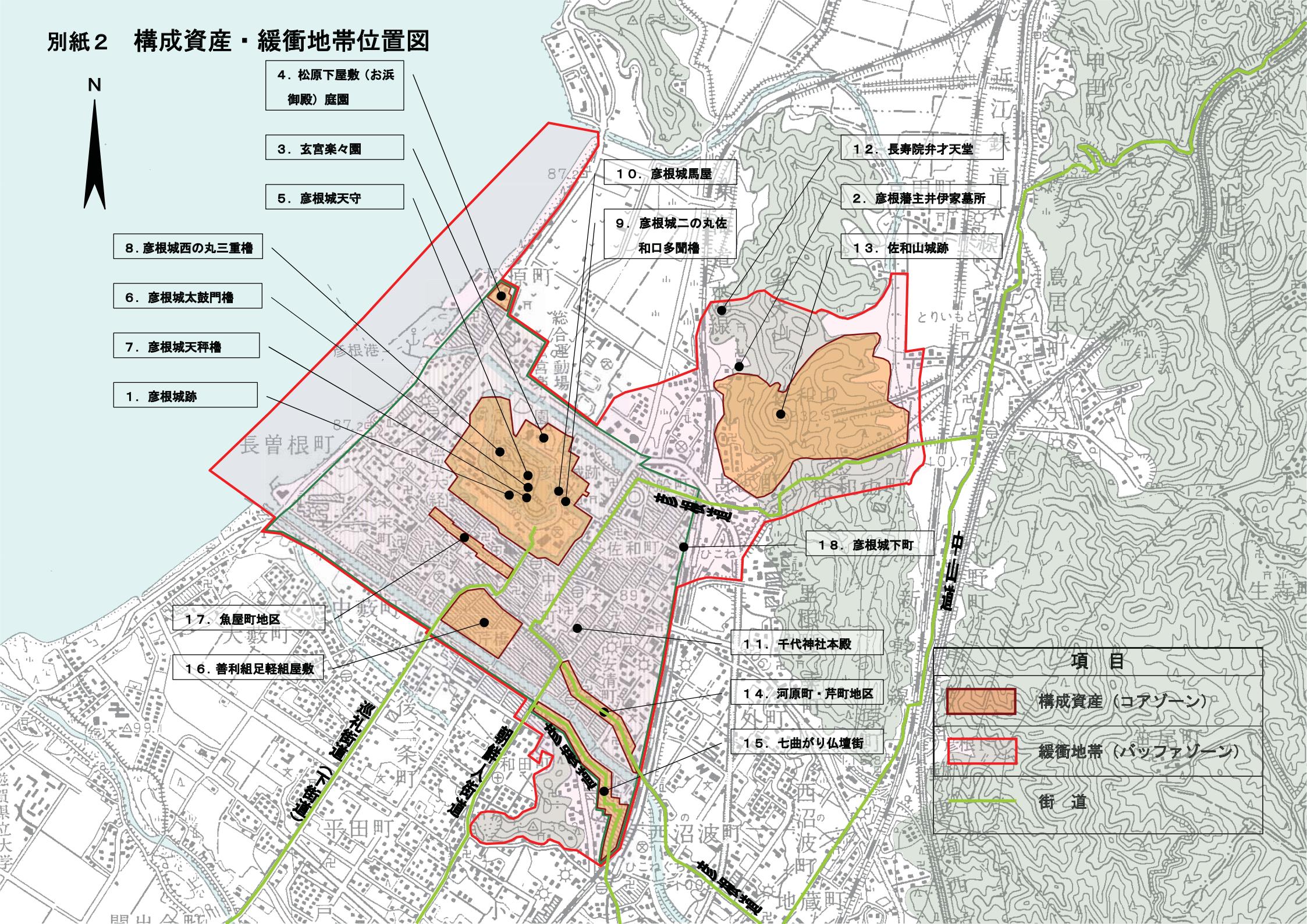
平成 23 年 9 月に開催される日本イコモス理事会で、理事各位に推薦書原案の素案を示して、指導を受ける予定。

別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表

資産名称 彦根城

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	彦根城跡	特別史跡	—	滋賀県彦根市		
2	彦根藩主井伊家墓所	史跡	—	滋賀県彦根市		
3	玄宮楽々園	名勝	—	滋賀県彦根市		
4	松原下屋敷（お浜御殿）庭園	名勝	—	滋賀県彦根市		
5	彦根城天守	国宝	—	滋賀県彦根市		
6	彦根城太鼓門櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
7	彦根城天秤櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
8	彦根城西の丸三重櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
9	彦根城二の丸佐和口多聞櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
10	彦根城馬屋	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
11	千代神社本殿	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
12	長寿院弁才天堂	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
13	佐和山城跡	—	—	滋賀県彦根市	平成16年度から測量調査を実施。 国指定史跡に向けて準備中。	
14	河原町・芹町地区	—	—	滋賀県彦根市	伝統的建造物群保存地区指定のための保存対策調査を完了。	
15	七曲がり仏壇街	—	—	滋賀県彦根市	伝統的建造物群保存地区指定のための保存対策調査を準備中。	
16	善利組足軽屋敷	—	市指定建造物6件	滋賀県彦根市	伝統的建造物群保存地区指定のための保存対策調査を準備中。	
17	魚屋町地区	—	—	滋賀県彦根市	伝統的建造物群保存地区指定のための保存対策再調査を準備中。	
18	彦根城下町	—	城下町景観形成地域	滋賀県彦根市	平成23年度から文化的景観検討委員会を開催。	

別紙2 構成資産・緩衝地帯位置図



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「富岡製糸場と絹産業遺産群」

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

群馬県 伊勢崎市、藤岡市、富岡市、安中市、下仁田町、中之条町

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡(sites)

文化的景観の適用はなし

4. 資産の概要

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、本州中部のかつての日本の養蚕地帯の中央に存在する。

日本は 19 世紀中期の開港で世界生糸市場に登場、開港後の西欧との技術交流を契機として独自に養蚕・製糸技術を発展させ、20 世紀には圧倒的な量の生糸を供給すると共に、その知識と技術を世界に発信した。

富岡製糸場は 1872 年に日本で初めて西欧から最新の器械技術を導入して創設された、国営モデル工場である。ここが知識と技術発展の原点となり、導入された近代的な器械製糸技術は全国に広がった。日本における養蚕は、18 世紀以後に本格的な生産が始まり、独特の養蚕農家も出現した。19 世紀後半には近代的養蚕法が確立、その全国的普及により繭の生産は安定し、製糸工場向けの繭需要に対応した。養蚕・製糸業の発展は、日本社会の近代化の原動力となり、アジアの工業化の最初の成功例となった。

さらに 20 世紀に入ると、富岡製糸場は先進的な養蚕農家と連携して、養蚕の多回数化技術や蚕の品種改良とその普及を推進し、繭の大量生産を実現した。また、繭の大量処理と高品質生糸生産のため、工場設備を国産技術で一新し、全国の製糸工場の模範となった。こうした養蚕・製糸業の技術革新により、日本の生糸生産は質量共に劇的に向上し、1909 年に日本は世界最大の生糸輸出国となり、1930 年代には世界市場の 80%以上を占めるに至った。日本から輸出された大量の生糸は、主に米国で加工され、世界の絹のマーケットにおける商業的・工業的な分業に大きな影響を与え、絹の大衆化を促進させた。

第二次大戦後、富岡製糸場はその設備を世界初の自動繰糸機に更新、世界的オートメーションの流れを、製糸業にも拡大するモデル工場となった。この先進技術は世界中に輸出され、現代の養蚕・製糸業の技術的基礎となっている。

日本は、19世紀半ばに西欧から受容した近代製糸技術を在来的な養蚕技術と共に

に改良し、海外へ移転させるまでに発展させた。「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、この養蚕・製糸業の国際的な技術交流と世界的な技術革新を物語る科学技術の集合体の顕著な見本である。

主要な構成資産候補

富岡製糸場（とみおかせいしじょう：富岡市）

- ・西欧器械製糸技術を導入した日本初の本格的実用工場
- ・和洋技術を混交した建築
- ・操業開始から操業停止まで日本の製糸技術開発の最先端
- ・一代雜種研究等による原料繭品質向上の中核
- ・自動繰糸機の国内外への普及

高山社跡（たかやましゃあと：藤岡市）

- ・近代養蚕法（清温育）の開発
- ・清温育実施のための蚕室構造を開発
- ・清温育を国内外に広めた養蚕教育機関
- ・富岡製糸場の一代雜種研究へ協力

荒船風穴（あらふねふうけつ：下仁田町）

- ・日本最大の規模、貯蔵能力の石函式の蚕種貯蔵施設
- ・国内各地、朝鮮半島の蚕種を貯蔵し、養蚕多回数化に貢献
- ・富岡製糸場の一代雜種研究へ協力

田島家住宅（たじまけじゅうたく：伊勢崎市）

- ・蚕種直輸出を通じた海外交流
- ・近代的養蚕法（清涼育）の開発と普及
- ・近代養蚕農家（島村式蚕室）の開発と普及
- ・富岡製糸場の一代雜種研究へ協力

富沢家住宅（とみざわけじゅうたく：中之条町）

- ・総二階建て養蚕農家として現存最古
- ・江戸時代の養蚕業の隆盛の象徴

赤岩地区養蚕農家群（あかいわちくようさんうかぐん：中之条町）

- ・高山社の近代養蚕法の受容事例
- ・近代養蚕農家群の典型

碓氷峠鉄道施設（うすいとうげつどうしせつ：安中市）

- ・英・米等の技術を導入して建設された明治期の鉄道施設の代表例
- ・繭・生糸・肥料・蚕糸業関係者の輸送

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

（1）取組状況

①群馬県世界遺産学術委員会及び国際専門家会議の開催

平成21年7月 第1回学術委員会

8~9月 第2回学術委員会（構成資産候補現地視察）

10月	第3回学術委員会
12月	第4回学術委員会
平成22年2月	第1回国際専門家会議兼第5回学術委員会
5月	第6回学術委員会
7月	第7回学術委員会
10月	第8回学術委員会
11月	第2回国際専門家会議兼第9回学術委員会
平成23年2月	第10回学術委員会（予定）

②国際シンポジウムの開催

平成19年3月	世界遺産フォーラム（開催地：富岡市）
平成21年2月	国際シンポジウム（開催地：前橋市）
平成22年11月	国際シンポジウム（開催地：前橋市）

③関係市町村との合同勉強会の開催

平成21年5月	第1回合同勉強会（緩衝地帯）
平成22年3月	第2回合同勉強会（緩衝地帯）
10月	第3回合同勉強会（包括的保存管理計画）
平成23年3月	第1回包括的保存管理計画作成ワーキング（予定）

④研究発表等

平成17年5月	TICCIH中間会議（名古屋）で富岡製糸場に関する発表。
平成18年1月	TICCIHの雑誌『Industrial Patrimony No16』に富岡製糸場に関する論文を掲載。
平成19年6月	TICCIH第3回纖維部会（フランス、セダン）で、絹産業遺産群構想を発表。TICCIHによる纖維産業の比較研究レポート案に国際的交流の事例として掲載される。
平成22年8月	TICCIH-ICOTEC共同会議（フィンランド）で富岡製糸場に関するセッションを開催。
平成22年9月	『Industrial Patrimony No23』が本県の取り組みに関する特集を掲載。 セスト・サン・ジョヴァンニ世界遺産国際会議（イタリア）で世界遺産に関する取り組みを発表。

（2）体制整備状況

①-1 県・市町村における担当部局の設置

〈群馬県〉	平成19年度 企画部世界遺産推進室設置 職員9名
	平成21年度 企画部世界遺産推進室を世界遺産推進課に改編（体制強化） 職員10名
〈富岡市〉	平成20年度 世界遺産推進部を廃し、教育委員会に「世界遺産課」、都市建設部都市計画課に「世界遺産まちづくり担当（にぎわい創出）（整備保全）」設置。

①-2 連携会議の設置

〈自治体間連絡会議〉

群馬県世界遺産関係市町村長会議（平成 20 年設置、必要に応じて開催）
群馬県世界遺産推進連絡会議（平成 20 年設置、年 2 回開催）
〈部局間連絡会議〉
群馬県企画会議世界遺産登録推進部会（平成 21 年設置、年 2 回開催）
〈県内ボランティア団体の連絡会議〉
シルクカントリーぐんま連絡協議会（平成 19 年設立、年 1 回開催）
県内絹産業遺産の P R 活動等に取り組む 7 団体の連絡協議会。

②専門家／有識者による委員会の設置

群馬県世界遺産学術委員会（平成 21 年設置、開催状況は上記(1)参照）

委員長 岡田保良 国士館大学教授・国際イコモス執行委員
副委員長 清水慶一 国立科学博物館産業技術史資料情報センター参事
委員 石井寛治 東京大学名誉教授
委員 斎藤英俊 京都女子大学教授
委員 鈴木 淳 東京大学大学院准教授

6. 推薦に向けた課題

（1）文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会が提示した課題

①世界史的観点からの、遺産群の位置付けの明確化

国際専門家会議、国際シンポジウム、TICCIH（国際産業遺産保存委員会）等の国際学会での発表を通じて国内外の研究者の意見を収集した。これらの意見をもとに、数回の学術委員会で検討を重ねてきた。

その結果、本資産群の世界史上の位置づけについては、これまでの「日本の近代化に果たした役割」に重点を置く考え方から、「近代絹産業における世界的な技術交流と技術革新に果たした役割」に重点を置く考え方へ変更した。

②資産構成についての検討

学術委員会及び国際専門家会議の議論を経て、国の文化財指定が難しいもの、産業遺産でないもの、複数ある同じ種類のものは、構成資産の検討から外すこととした。

また、所有者・自治体による保存体制の整ってきた田島家住宅（伊勢崎市）を、構成資産に加える方向で調整している。

今後、さらに、各構成資産と OUV の関係について一層検討を進め、最終的に決定する。

（2）その他の課題

①史跡の指定

田島家住宅（伊勢崎市）の史跡指定について、平成 23 年 7 月の意見具申に向けて、作業を進めている。（下記 13. (2) 参照）

②保存管理計画策定・緩衝地帯設定

関係市町と連携して、未策定の資産についての作業を進める。（下記 11. 及び 12. 参照）また、包括的保存管理計画についても、関係市町に対して詳

細調査を実施し、策定準備を進めている。

7. 基準の適用

評価基準 (ii)

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、生糸生産に関連した知識と技術の発展に影響を与えた日本と世界の交流及び交易を、最もよく示すものである。富岡製糸場の創設に代表される、西欧からの最新技術の導入が、養蚕・製糸技術に関する日本での自発的な技術革新と近代化を促進し、その技術は世界各国へ移転された。また、この交流が、世界の絹のマーケットにおける商業的・工業的な分業に大きな影響を与えた。

評価基準 (iv)

富岡製糸場とその関連サイトは、養蚕・製糸分野での近代の技術革新を示す建造物の集合体の顕著な見本である。この集合体は、人類が高品質生糸の大量生産に成功し、世界的な絹の大衆化を促進させた、養蚕・製糸業における重要な発展段階を物語っている。

評価基準の適用については、上記 5. (1) ①の学術委員会及び国際専門家会議において、(vi) の適用の可能性も含め、表現の詳細を検討中であり、修正される可能性がある。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

「富岡製糸場と絹産業遺産群」を構成する資産のすべてが各々の時代に当時の技術と資材によって建造されたものであり、復元や偽物として作り直された資産はない。一部の施設に見られる、用途変更に伴う後世の増改築なども、中核部分の文化財的価値を損なってはいない。また修理についてもそれぞれの本来の形態・意匠、材料・材質、用途、機能の真実性に配慮している。これらについては、建設や創業、修理等に関する文書、写真等が数多く遺されており、変遷のほとんどが証明できる。

(2) 完全性

①資産構成

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産には、近代の養蚕・製糸業分野での技術の国際交流を示す物証であり、かつ、世界の養蚕・製糸業を発展させた技術革新の成功を語るために不可欠で、顕著な見本と言える資産がすべて含まれている。

②各構成資産

富岡製糸場については、1872 年の創業時の主要建造物をはじめ、その後技術革新により継続的に維持改良されてきた、すべての生産設備と従業員の寄宿舎、福利厚生施設、管理事務にかかる設備が、1987 年の操業停止の状態で完全に残存する。

その他の資産についても、各々の重要性を示す特徴を伝えるために必要な、建造物及び石組みなどの構造物はすべて含まれ、適切に保存されている。資産の物理的構造・特徴の保存整備についての取り組みも進められている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国際的な比較研究

①世界遺産との比較

絹関連施設を含む世界遺産は、バレンシアのラ・ロンハ・デ・ラ・セダ（スペイン）の絹取引所、カゼルタ王宮（イタリア）の関連施設内にある絹関係の工房、リヨン歴史地区の絹織物工場、ダーベント渓谷工場群の絹撚糸工場の四件である。しかしこれらはいずれも「絹」そのものの実用生産を主題とした世界遺産ではない。このため、本件には1)「絹」を主題とした初めての世界遺産、2) アジア初の本格的な近代的産業遺産群、などの特徴があると考えられる。

②世界遺産以外の絹産業遺産の比較

世界遺産に未登録の資産との比較については、TICCIH（国際産業遺産保存委員会）の国際会議等を通じて情報収集を行い、世界遺産暫定一覧表への記載状況も含め世界の纖維産業遺産の概況を調査した。更に、海外コンサルタント（koinetwork）にも委託し、世界の絹産業の歴史と遺産について調査をおこない、本件資産が世界史上での重要な意義を持つ遺産であることの証明を進めている。

その上で、類似資産として中国、フランス、イタリアの近代製糸工場の残存状況を調査し、本件に匹敵する規模の近代製糸工場は残存していないとの結果を得ている。今後は養蚕関係の遺産も含めて、史料等により建造物や技術の比較調査を進めていく。

(2) 国内の類似資産との比較研究

①国内の養蚕・製糸・織物関連の文化財調査

文化庁「国指定文化財等データベース」、各県の『近代化遺産総合調査報告書』及び『近代和風建築総合調査報告書』、長野県の市町村指定文化財について、養蚕・製糸・織物の関連文化財の規模、残存状況、歴史的価値を確認し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の推薦内容に合致するか検討した。その結果、現在構成資産候補としているもの以外、該当するものはなかった。

②養蚕農家に関する調査

養蚕農家建築の発展を把握するため、『日本の民家調査報告書集成』から明治20年代中期繭生産量が多かった長野、山梨、兵庫、福島、山形の各県における養蚕に関連する民家の、規模や形態の調査を行った。

③風穴現状調査

『全国風穴調』（明治42年）、『長野県風穴調』（明治43年）、『蚕業取締成績』（大正6年）をもとに、全国に作られた風穴の所在地や建築年代、形

態、規模の調査を実施した上で、それらの保存状況について全国アンケート(平成 20 年、群馬県実施)を行った。その結果、荒船風穴は石囲風穴では全国最大規模であること、残存状況も良好であることが確認された。

④養蚕教育機関「競進社」に関する調査

埼玉県本庄市にあった養蚕教育機関で、蚕室が現存する「競進社」について、『埼玉県指定文化財競進社模範蚕室修理工事報告書』、『埼玉県史』等により、養蚕教育機関としての規模や指導内容について比較した。「競進社」は「高山社」の創設者の実弟が起こした組織であり、協力関係にあったこと、「高山社」の方が「競進社」より社員や生徒数が多く、全国最大規模の養蚕教育機関であったことが確認された。

⑤富岡製糸場の全国的な影響に関する調査

富岡製糸場に匹敵する工場が現存していないことは、①の調査で実証済みであるが、海外からの技術移転によって創設された工場、富岡製糸場をモデルとした工場について、文献資料から往事の状況や富岡製糸場からの影響、地域に果たした役割を調査中である。

⑥養蚕技術の全国への影響に関する調査

田島弥平が開発した「清涼育」と近代養蚕農家建築様式、高山長五郎が開発した「清温育」とそのための養蚕農家構造が、全国の養蚕の近代化にどのような影響を及ぼしたか、各地の文献資料から調査し、特に影響が大きいと考えられる地域について現地調査などを実施中である。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表 別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙2 図1のとおり

11. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

位置図：緩衝地帯範囲案については、別紙2 図1～8 を参照

適用される規制内容

構成資産候補の状況

- ・富岡市：平成 20 年度景観計画策定。 平成 21 年 10 月 1 日施行
- ・中之条町：平成 22 年度景観計画策定。 平成 23 年 1 月 1 日施行
- ・下仁田町：平成 23 年度景観計画策定を目指して作業中。
- ・伊勢崎市：平成 19 年度景観計画策定。 平成 20 年 4 月 1 日施行

※安中市、藤岡市については、平成 23 年度から作業に着手予定。

概要

建築・工作物の新築、増・改築について、高さや色彩変更等の行為に対する届出を義務づけ、必要に応じて勧告・命令により景観保全を図っていく。

12. 保存管理計画の策定状況

- (1) 各構成資産候補に係る保存管理計画
 - ・既策定済み：赤岩地区養蚕農家群、旧富岡製糸場、碓氷峠鉄道施設
 - ・策定作業中：富沢家住宅、荒船風穴、高山社跡、
 - ・今後策定予定：田島家住宅
- (2) 包括的保存管理計画
 - ・平成 21 年度：基礎調査実施
 - ・平成 22 年度：詳細調査実施、県・市町実務担当者ワーキンググループ編成、作成に着手。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- (1) 推薦書作成準備作業（予定）
 - ～平成 22 年度：比較研究・推薦書作成作業等
 - 平成 23 年度：推薦書作成作業を継続
 - (以下は最速の目標)
 - 平成 23 年度：推薦書提出
 - 平成 24 年度：イコモスによる現地調査
 - 平成 25 年度：世界遺産委員会の審議・登録
- (2) 推薦書作成に向けた諸条件の整備
 - 未指定資産に対する文化財保護法による保護措置 1 件
 - 田島家住宅（蚕種製造：伊勢崎市）、
 - ～平成 22 年度 基礎調査実施
 - 平成 23 年 7 月 史跡指定意見具申（目標）
 - 平成 24 年 1-2 月 史跡指定（目標）

14. その他

1. 平成23年1月5日、伊勢崎市から、田島家住宅の史跡指定を推進し、世界遺産登録に協力したい旨申し出があった。
2. 平成23年度の国際専門家会議開催予定
 - 名 称：第3回「富岡製糸場と絹産業遺産群」国際専門家会議（仮称）
 - 開催時期：平成23年 夏から秋目途
 - 概 要：推薦書の内容（OUV, 保存管理）を議論する。
 - 参 加 者：群馬県世界遺産学術委員会委員、海外専門家

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称

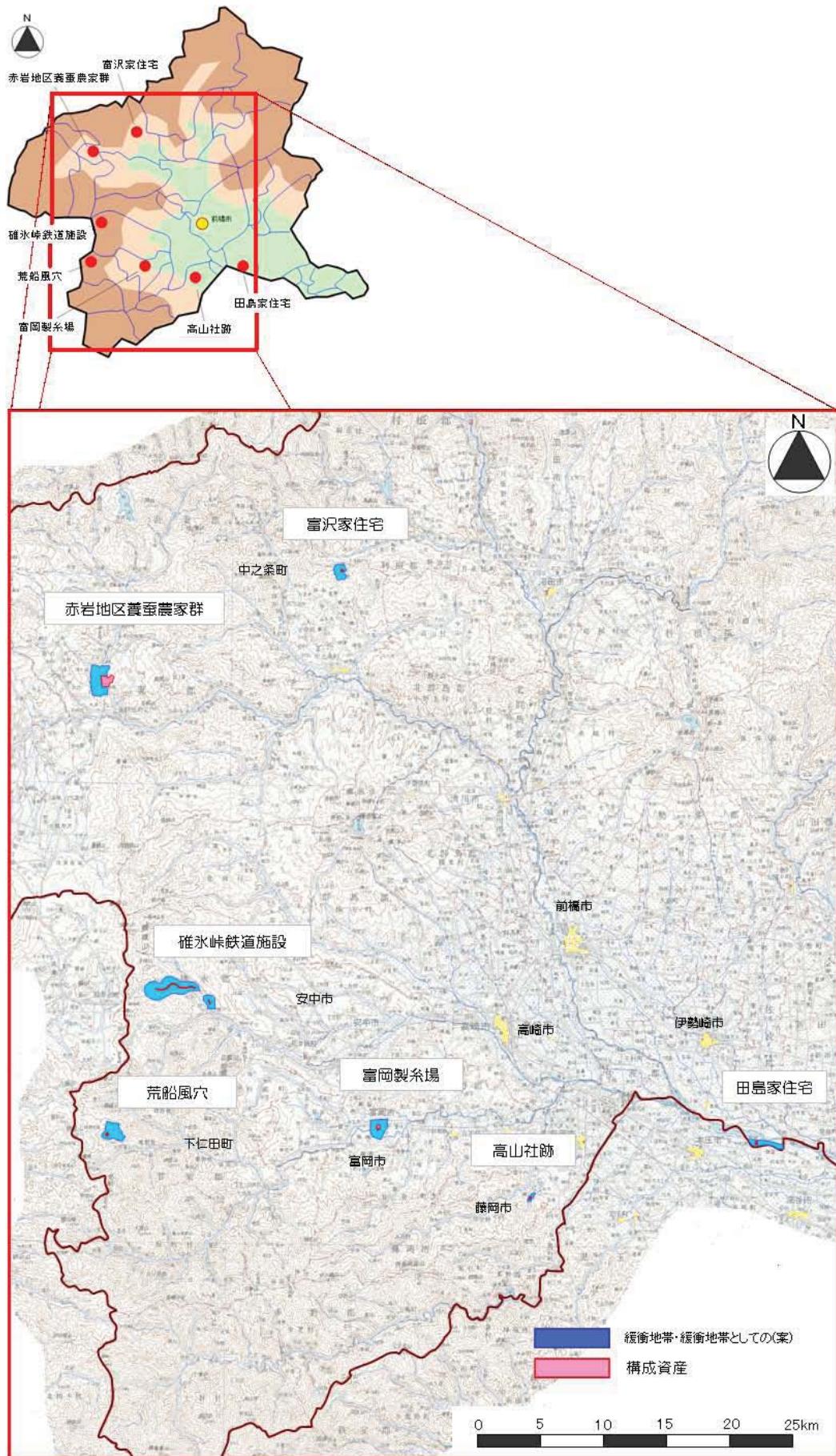
富岡製糸場と絹産業遺産群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	トミオカセイシジョウ 富岡製糸場	史跡・重要文化財		群馬県富岡市		
2	タカヤマシャアト 高山社跡	史跡		群馬県藤岡市		
3	アラフネフウケツ 荒船風穴	史跡		群馬県下仁田町		指定名称「荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡」
4	タジマケジュウタク 田島家住宅			群馬県伊勢崎市	平成23年度の史跡指定に向けて準備中	
5	トミザワケジュウタク 富沢家住宅	重要文化財		群馬県中之条町		
6	アカイワチ クヨウサンノウカ 赤岩地区養蚕農家 群 群	重要伝統的建造物群保存地区		群馬県中之条町		
7	ウスイトウゲテツドウシセツ 碓氷峠鉄道施設	重要文化財		群馬県安中市		

注) 上表は現在学術委員会で検討中の構成資産候補

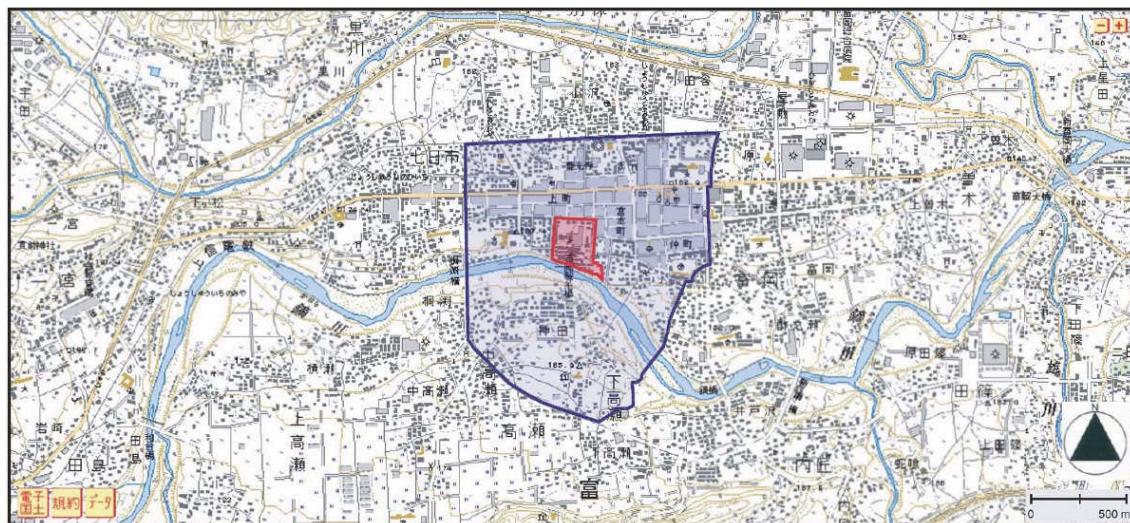
富岡製糸場と絹産業遺産群

図-1 構成資産位置図

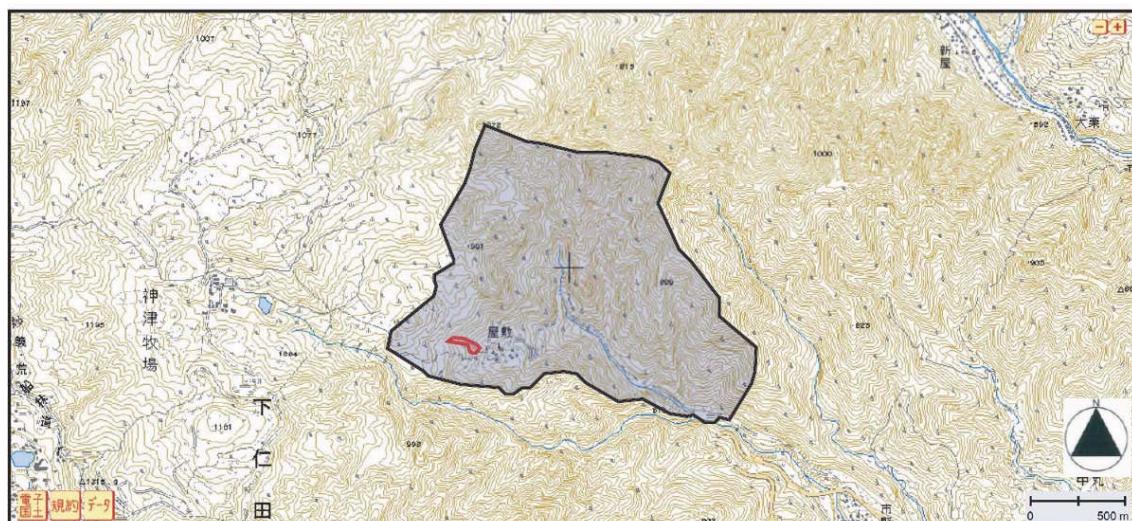


富岡製糸場と絹産業遺産群

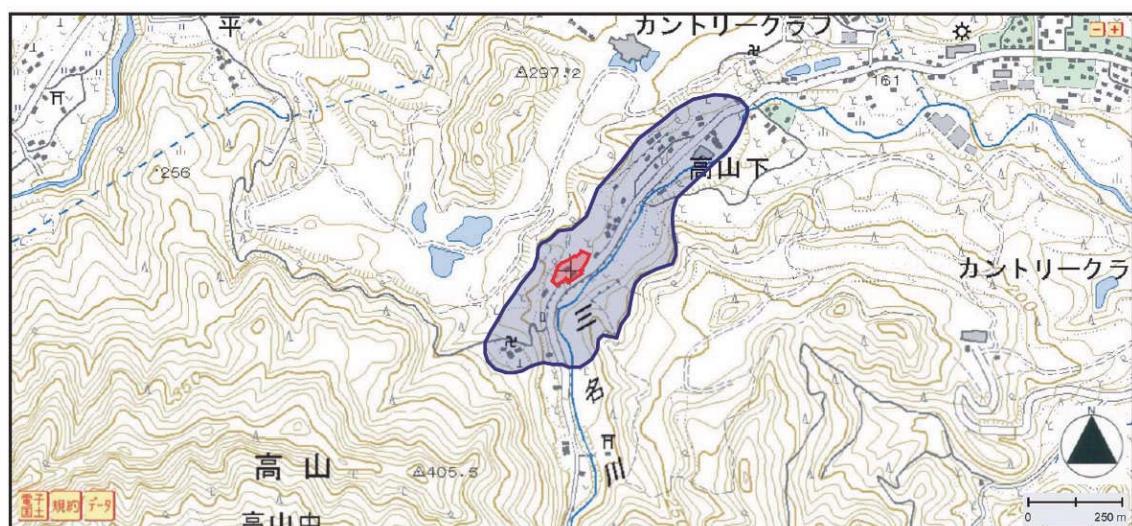
図－2 富岡製糸場 位置図及び緩衝地帯範囲案図



図－3 荒船風穴 位置図及び緩衝地帯範囲案図

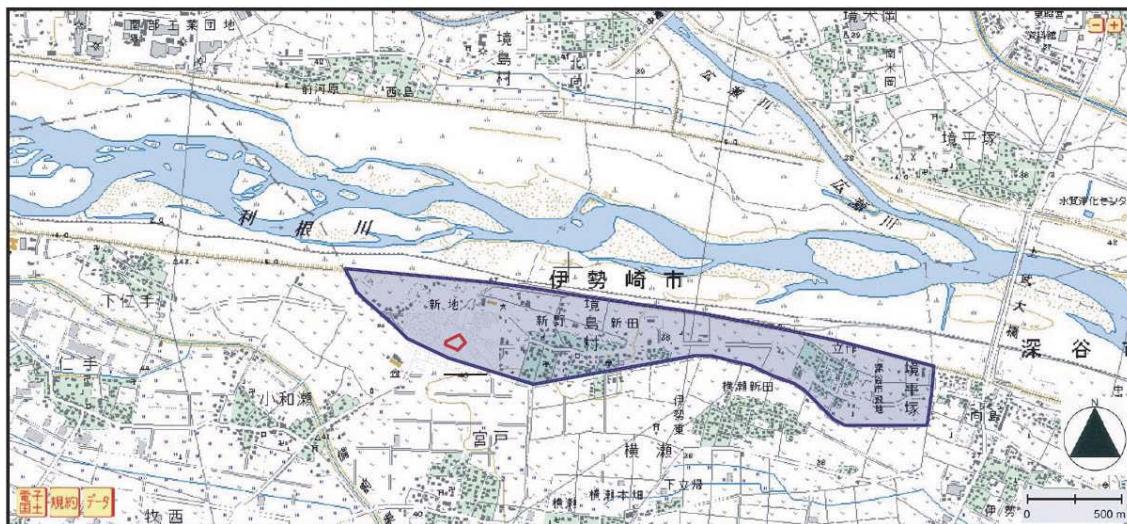


図－4 高山社 位置図及び緩衝地帯範囲案図



富岡製糸場と絹産業遺産群

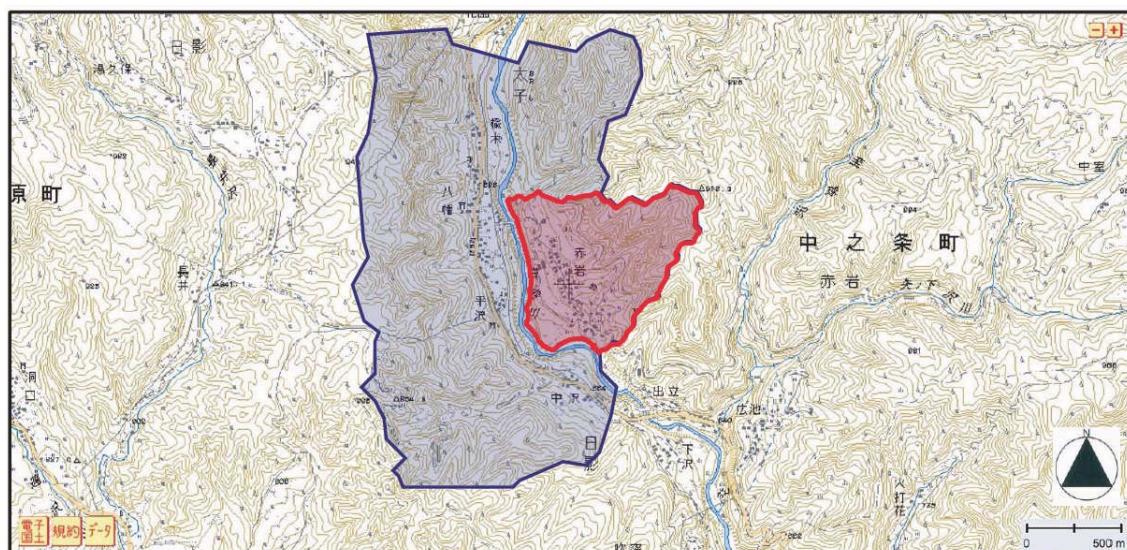
図－5 田島家住宅 位置図 緩衝地帯については検討中
(下記は歴史と文化の景観拠点に関する制限区域)



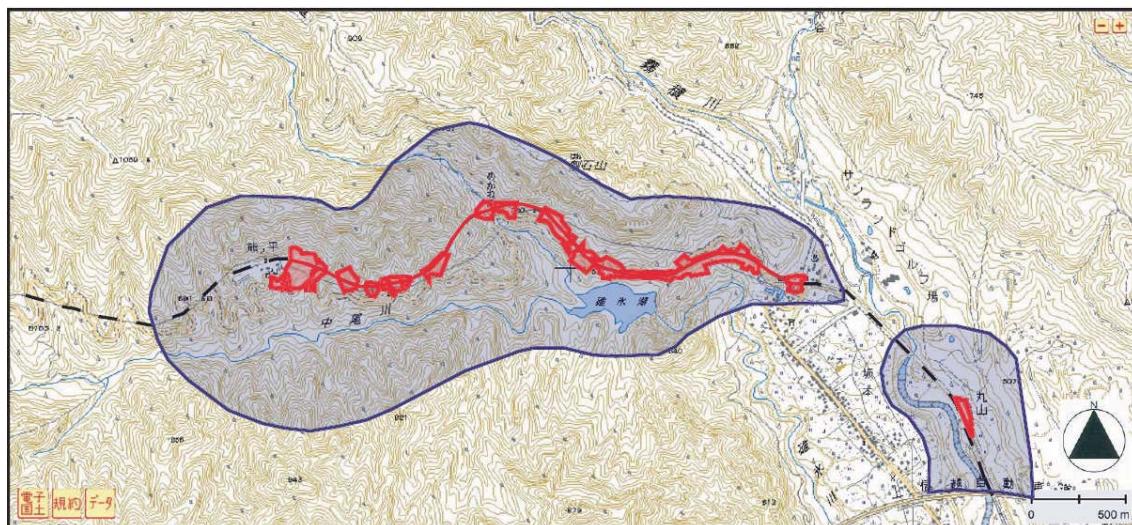
図－6 富沢家住宅 位置図及び緩衝地帯範囲案図



図－7 赤岩地区養蚕農家群 位置図及び緩衝地帯範囲案図



図－8 碓氷峠鉄道施設 位置図及び緩衝地帯範囲案図



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

富士山

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

静岡県 静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、沼津市、三島市、清水町、長泉町

山梨県 富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、建造物群

文化的景観の適用 未定(検討中)

4. 資産の概要

富士山は、日本を代表し象徴する、日本最高峰(標高3, 776 m)の秀麗な独立した火山として世界的に著名であり、その自然的美しさと崇高さを基盤として、日本人の自然に対する信仰の在り方を顕著に表し、海外に影響を与えた葛飾北斎や歌川広重などによる顕著な普遍的価値を持つ「浮世絵」などの日本独特の芸術文化を育んだ「名山」である。富士山は、山岳に対する信仰の在り方の形成や芸術活動などを通じ、時代を超えて一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型として、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

静岡県・山梨県合同

<連携会議等>

- 静岡県、山梨県、地元関係17市町村で構成する「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」を設置し、相互連携のもと登録条件の整備や普及啓発活動等の登録推進事業を実施している。(平成17年12月設置)

<有識者等による委員会>

- 「静岡県学術委員会」・「山梨県学術委員会」(委員各10名)(平成18年5月設置)
 - 「二県学術委員会」(委員13名)(平成18年6月設置)
 - 「推薦書原案検討会議」(委員3名)(平成21年7月設置)
- (両県合同会議と学術委員会との関係についてはP. 3組織図参照)

<専門家会議やシンポジウム等>

- 「富士山世界文化遺産国際シンポジウム」(平成20年11月6日～9日)
- 「富士山世界文化遺産国際専門家会議／国際フォーラム」(平成21年9月1日～6日)

静岡県

<県担当部局>

- 「富士山世界文化遺産登録プロジェクトチーム」発足(平成17年9月)
- 「世界遺産推進室」を設置(平成18年4月)(組織改変により、平成22年4月より「世界遺産推進課」)

<市町担当部署>

- 関係市町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管

<連携会議等>

- 静岡県庁内組織として、知事、副知事、教育長及び部局長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成17年10月設置)
- 地元関係自治体との連携組織として、知事、教育長並びに関係市町長、教育長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成17年11月設置)
- 県保存管理計画策定にあたり、庁内課室との情報の共有・連絡調整を図るため、静岡県保存管理計画検討庁内連絡会議(委員:庁内関係課室長29名)を設置した(平成20年9月)。さらに、地元関係者など幅広い協力・助言を得るため、市町担当者や構成資産の関係者等からなる協力者部会を設置した。(平成21年6月)

山梨県

<県担当部局>

- 「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成17年9月)
- 「世界遺産推進課」及び「富士北麓分室」を設置(平成19年4月)
- 「対外調整室」を世界遺産推進課内に設置(平成22年8月)

<市町村担当部署>

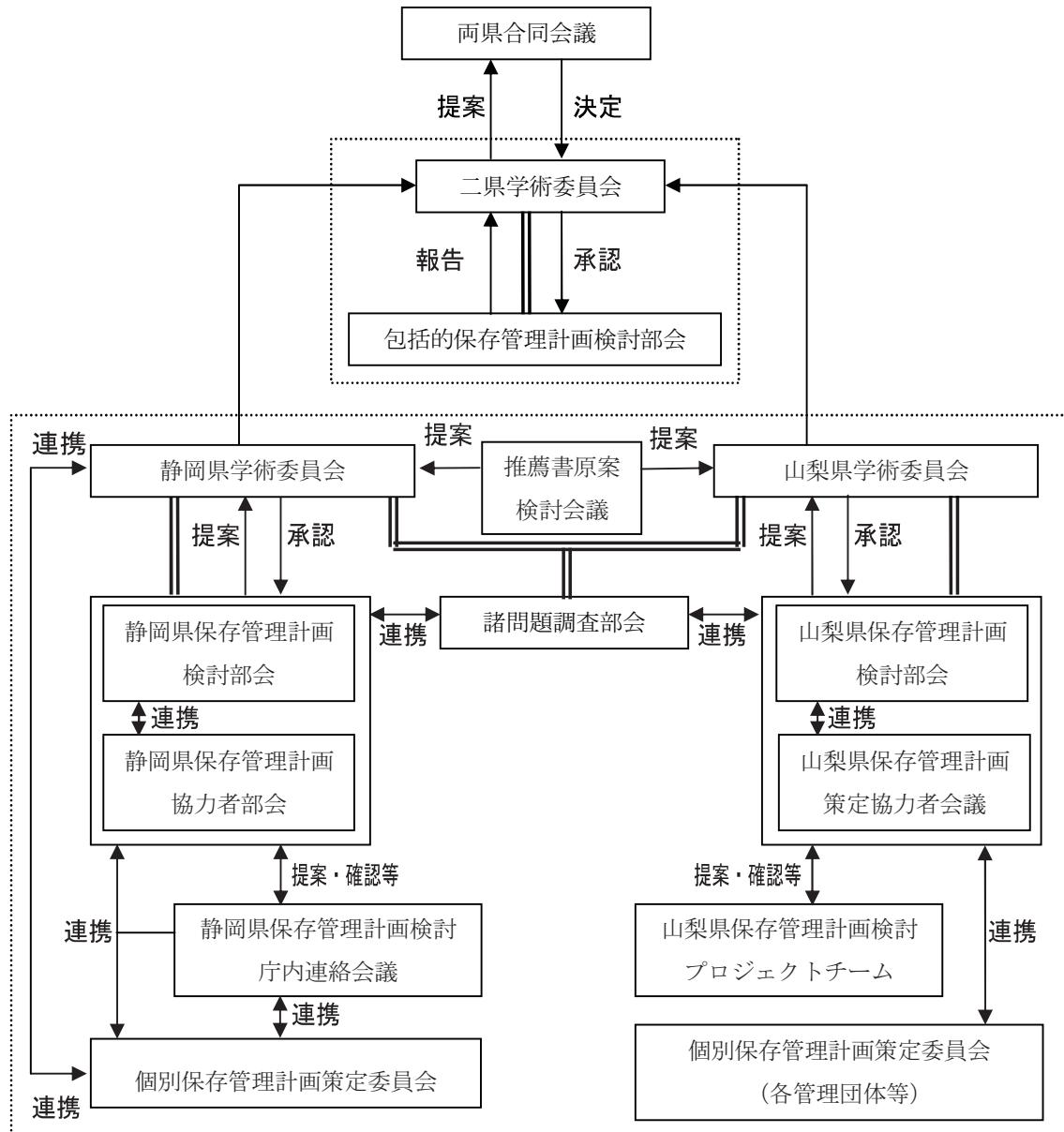
- 関係7市町村(富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管

<連携会議等>

- 山梨県庁内組織として、部局長で構成する「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進本部を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成17年10月設置)
また、富士五湖を構成資産とするための課題解決のため関係課からなる

- 「富士五湖構成資産研究庁内プロジェクトチーム」を組織し、関係町村の支援を行っている。（平成19年8月設置）
- 地元関係自治体との連携組織として、知事、教育長並びに関係市町村長、教育長で構成する「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。（平成17年11月設置）
 - 県保存管理計画策定にあたり、幅広い協力・助言を得るため、地元住民や関係者等からなる協力者会議を設置した。（平成21年4月）

両県合同会議・学術委員会等組織図



6. 推薦に向けた課題

現在、学術委員会において、17の構成資産（26の構成要素）が候補として選定されており、完全性を満たすために必要な要素を過不足なく取り込めるよう、地域住民や所有者などと調整を行っている。また、海外専門家による助言を得て、富士山の重要な要素と考えられる「信仰」と「芸術」の観点から調査・検証を行うとともに、推薦資産及び緩衝地帯の範囲についても検討を進めている。

学術委員会の下に検討部会を設け包括的保存管理計画を策定するとともに、関係機関と密に連携をとりながら、保存管理体制の整備に向けて検討を進めている。

7. 基準の適用

iii : 富士山では神聖なる気持ちを喚起する自然環境を背景とし、山頂への参詣などの特徴を持った山に対する宗教的な儀礼・活動が成立し、18～19世紀にかけて、大衆による大規模な宗教的登山の代表的存在となった。山体とその周辺の地域には、体系化された儀礼・宗教活動の場となった神社、登山道、及びその沿道に分布する関連遺跡群、霊地・巡礼地となった風穴・湧水地・湖沼などが残されている。そこでの儀礼や活動を通じて、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承されている。また、今日でも富士山は日本を代表し象徴する最高峰として老若男女を問わず憧れ親しまれている「名山」である。

したがって、富士山は山頂への参詣という形態を中心とし、時代を超えて今まで継承された山に対する固有の文化的伝統を顕著に表わす物証として稀有な存在である。

iv : 富士山では、富士山信仰の形成の中で神社等の建築群・登山道・宗教施設を経て山頂に参詣する体系化された宗教的儀礼・活動が15～16世紀にかけて発達し、18～19世紀にかけて完成された。

この過程において、富士山の宗教施設並びにそこでの儀礼・宗教活動は、日本における山に対する固有の文化的伝統の物証や富士山により生み出された芸術活動との関連を通じて、富士山の自然環境と一体となって宗教的な意味を持つ景観として認知され、これが宗教的絵画等で表現されることにより、多くの人々に富士山が神聖な山であるとの認識がより強固に定着し、日本における山と人間の良好な関係の形成に影響を与えた。

したがって、富士山への信仰の形成過程を通じて定着した富士山の景観認識は近代工業社会以前の段階における山と人間との精神的関係を表す景観の顕著な見本である。

vi : 富士山と周辺の特徴的な自然が醸成する優秀な景観美や火山としての活動は、日本人の山に対する信仰の形成の一翼を担い、今まで継承されている山頂への遙拝と参詣を中心とした文化的伝統は、アジア地域に顕著である山を神聖視する文化と深い関りを有している。

また、これらの富士山の特色は古くから様々な芸術活動の母胎ともなり、「万葉集」や「竹取物語」をはじめとする日本固有の和歌、俳句、物語文学やこれらを主題とする絵画などの対象として日本人に良く知られていた。特に富士山を題材にした「浮世絵」などは海外にも広く知られ、近現代の西洋芸術に様々な影響を与えてきた。

したがって、富士山は、顕著な普遍的意義を持つ生きた伝統、芸術的作品・文学的作品と直接的・実質的に関連がある景観である。

8. 真実性／完全性の証明

1) 完全性

推薦資産の範囲は、「ある文化的伝統の存在を伝承する物証として希有な存在」として神聖視され、「歴史上の重要な段階を物語る景観を代表する顕著な見本」として認知された富士山の範囲が適切に確保されているとともに、「顕著な普遍的意義を有する芸術的作品及び文学的作品との直接または実質的な関連性」を示す富士山体の範囲も、数々の顕著な普遍的意義を有する作品に共通して描かれた最大の範囲に相当しており、資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲が確保されている。

また、登山道、神社並びに富士五湖などの儀式・修行・巡礼の場や、適切な展望線を確保した主要な展望地点といった、顕著な普遍的価値を表すのに必要な全ての要素を包含している。

それらは、周辺に必要十分な範囲の緩衝地帯を設定しており、負の影響を与える可能性の行為に対して適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画の下に保全又は改善のための対策を明示している。したがって、資産の周辺環境の保全に関する完全性も揺らぎはない。

2) 真実性

富士山は、1707年を最後に噴火しておらず、以降、形態に変更はない。また、有史以来時代を超えて、精神・機能の観点からみた真実性は確実に維持されている。さらに、所有者をはじめ、国及び地方公共団体によって法に基づいた適切な維持管理が行われ、文化資産としての価値を失すことなく良好な状態を保っている。

神社その他の信仰関連遺跡についても、『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の属性に基づく分析を行った結果、位置、周辺環境、様式、意匠、技術、伝統、機能、精神などの観点からみた真実性は確実に維持されている。

9. 類似資産との比較研究

信仰の物証（自然的特性、有形的側面、無形的側面）並びに芸術作品との関連性を比較軸に据え、次の類似資産（38件）について比較研究を行った（●は現地調査も行った）。

- 山名（「資産名」評価基準／締約国）
- 紀伊山地（「紀伊山地の霊場と参詣道」（ii）（iii）（iv）（vi）／日本）
- 瀬戸内海（「瀬戸内海」（i）（ii）（iv）（vi）／日本）
- 御蓋山（春日山）（「古都奈良の文化財」（ii）（iii）（iv）（vi）／日本）
- ウルル、カタ・ジュタ（「ウルルーカタ・ジュタ国立公園」（v）（vi）（vii）（ix）／オーストラリア）
- サバラン山（「サバラン」未登録／イラン）
- スライマンートー（「スライマンートー聖山」（iii）（vi）／キルギス）
- プーカオ山（「チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群」（iii）（iv）（vi）／ラオス）
- ボグドハン山、ブルカン・カルドゥン山、オトゴン・テンゲル山（「モンゴルの聖なる山：ボグドハン山、ブルカン・カルドゥン山、オトゴン・テンゲル山」未登録／モンゴル）
- ヒマラヤ山脈（「サガルマータ国立公園」（vii）／ネパール）
- ルアペフ山、ナウルホエ山、トンガリロ山（「トンガリロ国立公園」（vi）（vii）（viii）／ニュージーランド）
- 泰山（「泰山」（i）（ii）（iii）（iv）（v）（vi）（vii）／中国）
- 黄山（「黄山」（ii）（vii）（x）／中国）
- 武当山（「武当山の古代建築物群」（i）（ii）（vi）／中国）
- 廬山（「廬山国立公園」（ii）（iii）（iv）（vi）／中国）
- 峨眉山（「峨眉山と樂山大仏」（iv）（vi）（x）／中国）
- 武夷山（「武夷山」（iii）（vi）（vii）（x）／中国）
- 青城山（「青城山と都江堰水利（灌漑）施設」（ii）（iv）（iv）／中国）
- 三清山（「三清山国立公園」（vii）／中国）
- 五台山（「五台山」（ii）（iii）（iv）（vi）／中国）
- 嵩山（「天地之中」登封の歴史的建築群」（iii）（vi）／中国）
- 華山、衡山、恒山、嵩山（「泰山」の登録拡大として・未登録／中国）
- 雁蕩山（「雁蕩山」未登録／中国）
- 南山（「慶州歴史地区」（ii）（iii）／韓国）
- 漢拏山（「濟州火山島と溶岩洞窟群」（vii）（viii）／韓国）
- アダムスピーク（「スリランカ中央高原」（ix）（x）／スリランカ）
- ア巴拉チア山脈（「グレート・スマーキー山脈国立公園」（vii）（viii）（ix）（x）／アメリカ）
- キラウェア山（「ハワイ火山国立公園」（viii）／アメリカ）
- ロッキー山脈（「カナディアン・ロッキー山脈自然公園群」、「恐竜州立自然公園」、「ウォータートン・グレーシャー国際平和自然公園」、「イエローストーン国立公園」（vii）（viii）（ix）（x）／カナダ・アメリカ）
- シナイ山（「聖カトリーナ修道院」（i）（iii）（iv）（vi）／エジプト）
- サント・ヴィクトワール山（「サント・ヴィクトワール山とセザンヌに関連する土地」未登録／フランス）

- ペルデュ山（「ピレネー山脈-ペルデュ山」(iii)(iv)(v)(vii)(viii)／スペイン及びフランス）
- アトス山（「アトス」(i)(ii)(iv)(v)(vi)(vii)／ギリシャ）
- オリンポス山（「オリンポス山周辺」未登録／ギリシャ）
- ドロミテ山塊（「ドロミテ」(vii)(viii)／イタリア）
- ケニア山（「ケニア山国立公園／自然林」(vii)(ix)／ケニア）
- ワスカラン山（「ワスカラン国立公園」(vii)(viii)／ペルー）
- スイス・アルプス（ユングフラウーアレッチュ峰、ビチホルン峰ほか）（スイス・アルプス ユングフラウーアレッチュ）(vii)(viii)(ix)／スイス）
- キリマンジャロ山（「キリマンジャロ国立公園」(vii)／タンザニア）

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図：別紙2推薦資産・緩衝地帯等位置図のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

位置図：別紙2推薦資産・緩衝地帯等位置図のとおり

12. 保存管理計画の策定状況

- 個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

特別名勝富士山保存管理計画	静岡県	平成18年 策定
	山梨県	昭和53年 策定 平成11年 改定 平成18年 改定
重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画		平成22年 策定
重要文化財富士御室浅間神社保存活用計画		平成22年 策定
重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・山梨県指定有形文化財旧外川家住宅保存活用計画		平成22年 策定
富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画書		平成22年 策定
天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画書		平成22年 策定
名勝及び天然記念物白糸ノ滝保存管理計画		昭和63年 策定 平成22年 一部改定
名勝三保松原保存管理計画		平成元年 策定 平成4年 一部改定

※上記以外の文化財についても、現在保存管理計画を策定あるいは改定中である。

○資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

二県学術委員会の下に包括的保存管理計画検討部会を、各県学術委員会の下に各県保存管理計画検討部会を設置するとともに、関係機関との協議を進めながら、包括的保存管理計画の策定を進めている。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- (1) 目標 必要な作業を進め、早期の登録を目指す。
- (2) 想定スケジュール

作業内容	19年	20年～	前年	登録年
暫定リスト登載	○			
○推薦書素案作成	○	○		
・類似資産との比較研究	○	○		
・資産（コア）の再確認	○	○		
・資産（コア）の国文化財指定等	○	○		
・包括的保存管理計画の策定	○	○		
・個別の保存管理計画の策定	○	○		
・バッファーゾーンの検討、設定	○	○		
・諸問題の検討	○	○		
推薦書提出、イコモス調査			○	
世界文化遺産登録				○

14. その他

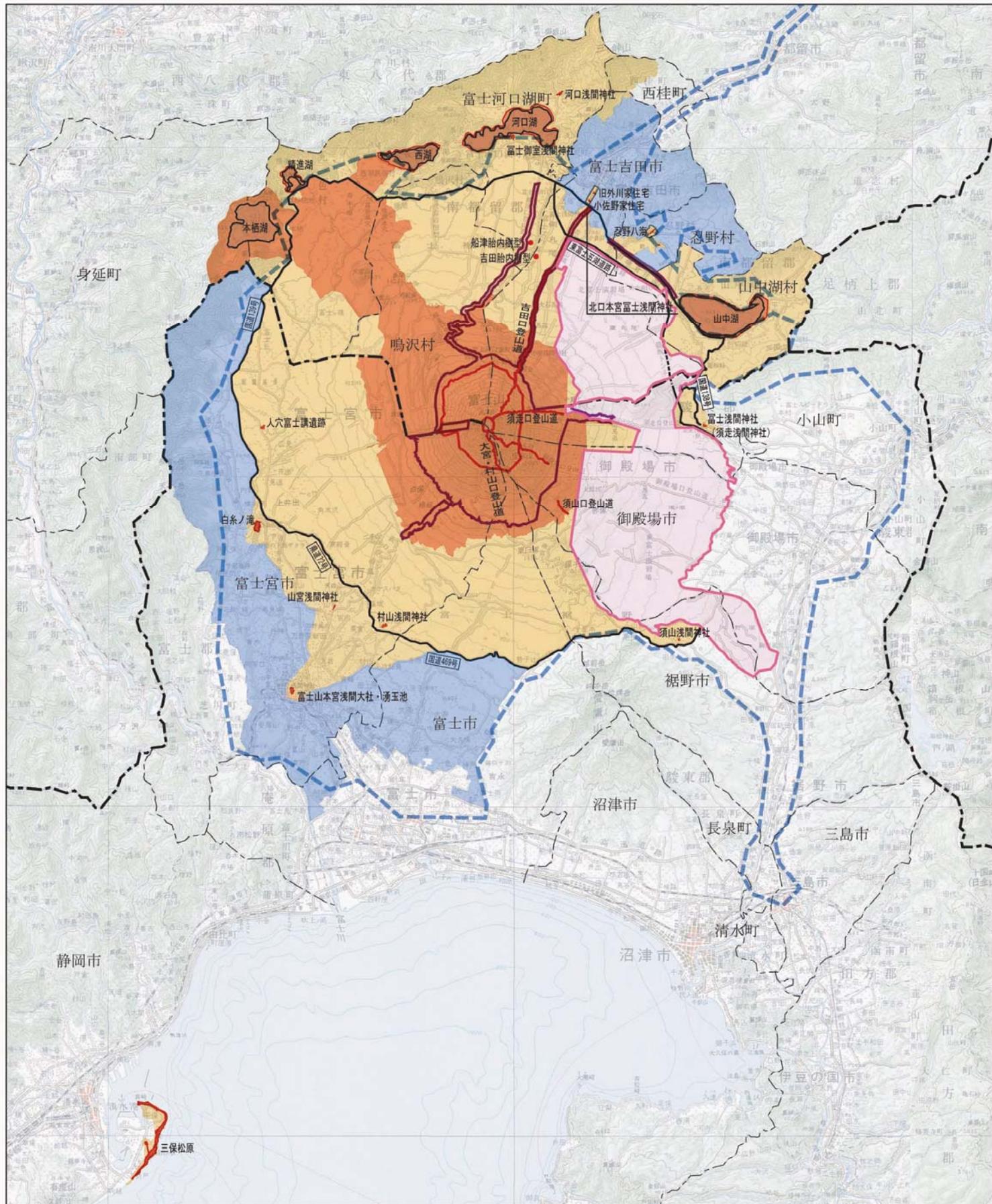
平成23年4月 国際専門家会議開催予定

別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表

資産名称 富士山

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	富士山	特別名勝、国立公園（特別保護地区、第1～3種特別地域）、国有林	—	静岡県（富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町） 山梨県（富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町） 県境未確定地	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
2	富士山（山頂信仰遺跡）	特別名勝、国立公園（特別保護地区）	—		平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
3	富士山（大宮・村山口登山道）	特別名勝、国立公園（特別保護地区）、国有林	—		平成23年の国史跡追加指定に向けて準備中	
4	富士山（須山口登山道（現御殿場口登山道））	特別名勝、国立公園（特別保護地区、第1, 3種特別地域）、国有林	—		平成23年の国史跡追加指定に向けて準備中	
5	富士山（須走口登山道）	特別名勝、国立公園（特別保護地区、第1種特別地域）、国有林	—		平成23年の国史跡追加指定に向けて準備中	
6	富士山（吉田口登山道）	特別名勝、史跡、国立公園（特別保護地区、第1, 2種特別地域）	—		平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
7	富士山（北口本宮富士浅間神社）	特別名勝、重要文化財（本殿、東宮本殿、西宮本殿）、国立公園（第2, 3種特別地域）	県指定有形文化財（拝殿・幣殿）		平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
8	富士山（西湖）	国立公園（第2種特別地域）	—		平成23年の国名勝指定に向けて準備中	
9	富士山（精進湖）	国立公園（第2種特別地域）	—		平成23年の国名勝指定に向けて準備中	
10	富士山（本栖湖）	（本栖湖から富士山への展望面を含む）天然記念物、国立公園（特別保護地区、第1～3種特別地域）	—		平成23年の国名勝指定に向けて準備中	
11	富士山本宮浅間大社	特別天然記念物（湧玉池）、重要文化財（本殿）	県指定有形文化財（拝殿等4件）	静岡県富士宮市	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
12	山宮浅間神社		—	静岡県富士宮市	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
13	村山浅間神社		—	静岡県富士宮市	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
14	須山浅間神社		—	静岡県裾野市	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
15	富士浅間神社（須走浅間神社）		町指定有形文化財（社殿）	静岡県小山町	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
16	河口浅間神社		町指定有形文化財	山梨県富士河口湖町	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
17	富士御室浅間神社	重要文化財（本殿）	—	山梨県富士河口湖町	平成22年11月国史跡指定について文化審議会から答申あり	
18	御師住宅	重要文化財（小佐野家住宅）	県指定有形文化財（旧外川家住宅）	山梨県富士吉田市	旧外川家住宅は、平成23年の重要文化財指定に向けて準備中	
19	山中湖	国立公園第2種特別地域	—	山梨県山中湖村	平成23年の国名勝指定に向けて準備中	
20	河口湖	国立公園第2種特別地域	—	山梨県富士河口湖町	平成23年の国名勝指定に向けて準備中	
21	忍野八海	天然記念物	—	山梨県忍野村		
22	船津胎内樹型	天然記念物	—	山梨県富士河口湖町		
23	吉田胎内樹型	天然記念物	—	山梨県富士吉田市		
24	人穴富士講遺跡	—	市指定史跡	静岡県富士宮市	平成23年の国史跡追加指定に向けて準備中	
25	白糸ノ滝	名勝及び天然記念物、国立公園第2種特別地域	—	静岡県富士宮市		
26	三保松原	名勝	県立自然公園	静岡県静岡市		

別紙2 推薦資産・緩衝地帯等位置図



凡例

■ 構成資産候補

■ 特別名勝富士山

■ 演習場範囲（北富士演習場・東富士演習場）※推薦資産の価値の管理への寄与を検討

■ 富士山の火山噴出物の範囲

— 縿 境

— 市町村境

■ 緩衝地帯
■ 保全管理区域
— 範囲境界設定に関わる道路

0 1 2 5 10

SCALE 1:200,000
20km



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

奈良県、明日香村、桜井市、橿原市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡

4. 資産の概要

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、6世紀末から8世紀初めにかけての中国を中心とした東アジア文化圏における政治・文化等の価値観の重要な交流とこれをもとにした律令制等による新たな国家の形成過程をあらわす累代の天皇・皇族の宮殿をはじめそれに附属する苑地などの諸施設、我が国はじめての条坊制による本格的都城やその内外に営まれた諸寺院、当時の有力者の墳墓などの遺跡群であり、地下に重要な遺構・遺物が遺存する我が国の考古学的遺跡を代表するものである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

<取り組み状況>

平成19年 1月	世界遺産暫定一覧表記載
10月	登録推進協議会設立（現在まで4回開催）
平成20年 3月	専門委員会設立（7回開催）
5月	資産の完全性の確保に関する検討会（3回開催）
6月	サポート会議設立（5回開催）
10月	世界遺産講演会（講師：モンヘリエ大学ハッシュヨン教授）
12月	第3回サポート会議
平成21年 1月	「Discovering Asukamura」英字新聞デイリー読売掲載（計6回連載）
2月	世界遺産慶州歴史地区視察
6月	第33回世界遺産委員会参加。
9月	イモス委員ジゅリエット・ラムゼー氏「飛鳥・藤原」現地視察 サポート会議主催「世界遺産候補地を歩く」 ウォーキング・イベント開催
11月	シンボルマークの決定（公募6月～）
平成22年 2月	「飛鳥・藤原」OUVに関する専門家会議（講師：

オーストラリアリチャード・マッケイ氏)

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」世界遺産国際シンポジウム（講師：リチャード・マッケイ氏、韓国/朴方龍氏等）
7月 OUV 証明のための類似資産比較研究基礎調査
「飛鳥・藤原」構成資産にかかる解説板整備

<体制>

- ① 登録推進協議会
 - （会長：知事 副会長：明日香村長、橿原市長、桜井市長 委員：県及び市村教育長 他関係部課長 事務局：奈良県文化課）
 - ワーキング会議
 - （事業内容に関する検討会。県及び市村関係課長により構成）
- ② 専門委員会
 - （考古学、古代史、都市史、都市計画・景観、地域づくりに関する学識者による委員会）
- ③ サポート会議
 - （N P O、地域住民を主体とした協働事業の実施（構成：15 団体約 50 名 事務局：明日香村）
- ④ 資産の完全性の確保に関する検討会
 - （奈良文化財研究所、橿原考古学研究所等発掘調査機関を交えた資産の過不足に関する検討会）

6. 推薦に向けた課題

<課題 1 >

「4. 資産の概要」で記載した資産のテーマ設定により、評価基準(ii)、(iii)に基づく OUV の証明についての東アジア諸国の類似資産との比較検証及び完全性の確保のための資産構成の検討と個々の資産の考古学的知見の充実。

↓

(対応)

平成 22 年度より「飛鳥・藤原」と同じ文化圏にあった中国、朝鮮半島、ベトナム等の類似資産（暫定一覧表記載資産を含む）を広く網羅的に抽出し、その資産概要や価値基準等の基礎調査を行っている。また平成 23 年度には、この基礎調査の結果に基づき、比較項目の検討及び類似資産の絞り込みを行っていく予定である。

<課題 2 >

資産の価値について海外への積極的な情報発信、海外のイコモス関係者等専

門家を交えた資産評価の検討。



(対応)

- ・平成 22 年 2 月にはオーストラリア及び韓国の専門家を招聘し、専門家会議及び世界遺産国際シンポジウムを開催、また現地視察を行った。
- ・「飛鳥・藤原」の構成資産にかかる解説板の整備において、海外からの来訪者（専門家、一般旅行者）の理解を図るため、多言語による表示を行う。
(英語、韓国語、中国語)

<課題 3 >

地下遺構を主体とする資産の価値が現地で体感できる仕組づくり。



(対応)

- ・平成 22 年度より、構成資産に係る解説板の充実を図るため、海外からの来訪者のための多言語の解説、「飛鳥・藤原」のテーマ（東アジアの交流）を表現する「ゆかり」、地下遺構のもつ価値を理解するための遺構図・復元図、及び歴史展示の観点も踏まえた資料等が表示された解説板を「伝飛鳥板蓋宮跡」「川原寺跡」に設置予定。来年度以降も、順次整備していく計画である。
- ・平成 23 年度より、現実の風景に CG による宮殿等復元建築物を出現させる最先端のデジタル技術（MR 技術）を導入し、新たな展示方法としての活用を検討する。来年度は、CG モデル作成済みの遺跡等で MR 体験イベント（ウォーキングイベント、年 2 回）を実施予定。

7. 基準の適用

(ii) 隋、唐による中国の統一国家の誕生に伴い、朝鮮半島の情勢も変わるなど東アジア世界が激動するなかで東アジア文化圏と呼ばれる世界が成立する。

このなかで我が国は外交的には自立を確保しながらこの文化圏に深く含まれ、遣唐使の派遣などにより政治制度としての律令制の導入、仏教の受容や様々な文化・技術等を積極的に摂取した。

このことは、飛鳥・藤原の遺跡群が伝える当時の設計理念、立地計画、構築技術をはじめ古墳に描かれた壁画等のなかに明瞭に示されている。

しかし、中国、朝鮮半島の影響を受けながらも、宮殿特に天皇が居住する建物については日本の伝統的な掘立柱による建築が行われ、宮の構造について朝堂院など儀礼執行空間の拡大が伴う変遷は独自に発展させたものである。また、古墳における前方後円墳、横穴式石室に見る巨石構造、天皇墓としての八角形墳など固有の形態、構造が確認できる。

この様に、「飛鳥・藤原」は東アジア文化圏の交流のなかで価値観を周辺諸国とともに共有しつつ固有の価値観の維持、発展がみられる希有な事例である。

(iii) 「飛鳥・藤原」の遺跡群は木造建築の遺構を主体とすることから、地上に可視的な痕跡を残すことが稀な、地下に重要な遺構・遺物が遺存する我が国の考古学的遺跡の価値・特質を代表するものである。

これらは飛鳥・藤原の地がその後再び我が国の政治・経済・宗教の中心地となることがなかったことから、我が国はじめての宮殿・寺院、宮都の関連施設として整備された水時計や工房等施設の遺跡群は歴史的変容を受けず、今なお良好に遺存され、東アジア文化圏を特徴づける律令制による政治制度の確立や仏教の受容による新たな国家（「日本」）の形成過程を明瞭に示している。

さらに、「飛鳥・藤原」の時代に生まれた律令は国家の基本法として以後千年にわたり存続し、官僚制等政治機構の原点として現代日本政治の基盤をなし、仏教等の宗教・思想はそれまでの自然物崇拜等に加え現在の日本人が共有する精神態様の基本的素材として、精神文化、生活様式の基盤のひとつとなった。

また、新たな国家形成の過程のなかで、前代の古墳文化が倭国と呼ばれた首長連合の国家体制を象徴する前方後円墳の消滅にはじまる変容と終焉を迎える。「飛鳥・藤原」の多様な形態と構造をもつ古墳群は、今は失われた古墳文化の終末期の有様を明瞭に示す事例である。

8. 真実性／完全性の証明

○評価基準 (ii) にかかる真実性、完全性の証明について

真実性：東アジア文化圏における意匠の影響や交流の明瞭性が以下の事例のとおり実証されている。

- ・中国の政治統治の思想が反映された宮都遺跡における大極殿の建設、正方位をとる建物配置、都城構造（条坊制）
- ・中国由来の天文思想、四神思想、神仙思想が反映された古墳における立地や壁画、亀形石槽等の石造物、大和三山に囲まれた藤原宮の立地（三山鎮護の思想）。仏教思想が反映された寺院の伽藍配置。
- ・朝鮮半島からもたらされた土木、建築等技術が反映された寺院等の礎石瓦葺建築、版築工法。

完全性：東アジア文化圏における交流が全体として示されているか、資

産構成について現在検討中であるが、物理的にはそれらは地下遺構として良好な状態で保たれている。

○評価基準（iii）にかかる真実性、完全性の証明について

真実性：建築物等の痕跡だけが残る遺構は、土器や瓦及び木簡などの文字資料等豊富な出土遺物とともに精緻な調査が行われ、「日本書紀」等の文献史料の研究も併せ、今は失われた宮殿等建築物の構造、機能、用途等を明確にしている。これにより我が国ではじめて確認された宮殿跡や宮を中心とした付属施設がそれぞれ機能を分掌し全体として宮都の機能を果たした宮都空間が飛鳥にはじめて誕生し、それが本格的な条坊制都城としての藤原京に発展する宮都の形成過程が判明している。また古墳について、多様な石室構造、墳形及び出土遺物である土器による編年により、変容と終焉の過程が明確となっている。

完全性：資産構成については現在検討中であるが、宮とその関連施設である宮都エリア及び古墳による奥津城エリアにより「飛鳥・藤原」の価値を証明する高い考古学的価値を有する地区が現在含まれている。

9. 類似資産との比較研究

○「慶州歴史地区」視察

日 程：平成21年2月17日～19日

参加者：木下正史 専門委員会委員長 他県市村担当者

面談者：慶州市文化財課長、国立慶州文化財研究所長・学芸研究室長

比較検証の概要

- ・ 慶州歴史地区も評価基準(ii)によるものの、提案書にみるかぎり中国など東アジアの交流の観点からの証明はなされていない。
- ・ 慶州は時代毎に特別の要衝の地としての役割を果たしたことから、各時期の文化を重要視し、慶州歴史地区は、先史・古代・高麗・朝鮮の各時代の多様な遺跡を含む。6世紀末～8世紀初の東アジアとの交流とそれに基づく新たな国家形成をテーマとする「飛鳥・藤原」とコンセプトが明らかに相違する。
- ・ 都城理念に明らかな相違が見られる。日本は中国を規範とする都城を出現させるが、慶州では都城の形成は既に存在する宮城を

前提に後付けの状態で条坊による都市計画を配置するため、坊の規格が不統一であったり、区画道路も朱雀大路など等級的な格差をもって整備されず、さらに京内に歴代の陵墓をはじめとした古墳を含有する。

- ・ 「飛鳥・藤原」では道教的思想の反映を都城や古墳の造営に見ることが出来るが、慶州では資産のなかにその例証となる資産が存在しない。
- ・ 慶州では古墳のほとんどの墳形が円墳で、構造を積石木郭墓とする。「飛鳥・藤原」に見るような多様性とその変容の過程が明らかでない。

○ 類似資産比較研究基礎調査事業

事業年度：平成 22 年度実施

事業内容：同じ東アジア文化圏にあった中国、朝鮮、ベトナム等の類似の世界遺産（暫定一覧表記載資産含む）との比較研究のための情報収集、文献調査（委託事業）を実施。

事業年度：平成 23 年度実施予定

事業内容：平成 22 年度の基礎調査の結果に基づき、OUV の検討結果との整合性を図りながら比較項目を検討し、類似資産の絞り込みを行う予定。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

一覧表 別紙 1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙 2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

(別紙 2 位置図参照)

- ・ 古都保存法による規制

古都保存法（昭和 41 年）に基づき明日香村の全村域及び橿原市の一帯が「歴史的風土特別保存地区」に指定。（明日香村は明日香法（昭和 55 年）に基づき、さらに第 1 種と第 2 種に区分）。住宅新築が基本的に地区指定時に宅地であり、現に存する建築物の建て替えのために行われるものに限定されるなど、建築、土地形質変更等の行為が「歴史的風土」の保存のため厳しく制限される。

- 奈良県風致地区条例による規制

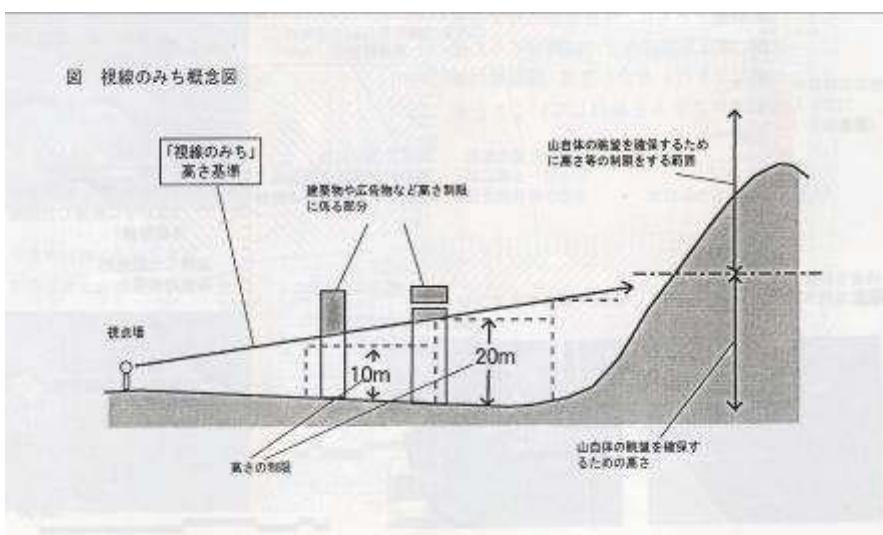
奈良県風致地区条例（昭和45年）に基づき明日香村の全村域及び桜井市、橿原市の一部が「風致地区」に指定。建築物の新築等において種別に応じて高さ、建ぺい率、緑地率等の基準や「風致保全方針」に基づく意匠、形態等の規制が行われるなど建築、土地形質変更等の行為が「周辺の風致と著しく不調和とならないよう制限される。

- 橿原市景観計画、景観条例による規制

橿原市は景観法により全市域を対象とした景観計画を策定しており、古都保存法等上記規制の及ばない地域に関しても景観規制が行われている。市街地、自然、歴史的環境等地域特性に応じた景観形成方針と基準に基づき、建築物の形態、意匠、壁面等の色彩、土地形質変更の際の緑化等に係る景観誘導を行っている。さらに景観条例においては、重要な眺望景観の指定など、藤原宮跡を視点場とする大和三山の良好な眺望保全に向けた制度が設けられている。

- 橿原市高度地区指定による高さ規制

藤原宮跡を視点場とした大和三山の眺望を確保するため橿原市高度地区において、下図に基づく建築物等の高さ規制が行われている。（視線のみち）



12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別資産に係る保存管理計画

① 明日香村

ア 現況：平成16年度に全村を対象にした史跡毎の個別保存管理計画をまとめて、史跡指定地・重要遺跡及びその周辺や周知の遺跡に分類し、保存管理区分や利活用方策も示されている。

イ 課題と対応方針：保存管理計画の見直し等協議会で検討する。

② 檜原市

ア 現況：構成資産毎の保存管理計画は未作成である。

イ 課題と対応方針：保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、文化庁の意見を参考に、学識経験者等の指導、助言を得ながら、保存管理計画を作成することとしている。

③ 桜井市

ア 現況：史跡全体が国の所有であり整備も完了している。

イ 課題と対応方針：

文化庁の意見を参考に、保存管理計画を検討する必要がある。

(2) 包括的保存管理計画の見込

包括的保存管理計画については資産の構成、バッファゾーンの区域指定方針等を整理した上で、専門委員会での審議を踏まえ、関係機関と協議しながら策定する方向である。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
登 録 条 件 整 備	価値証明			類似資産比較研究・発掘調査			
	国際的な理解促進			国際シンポジウム・専門家会議・解説板の整備等			
	登録審査に向けた情報収集			世界遺産委員会審査状況分析・参加等			
	登録機運の醸成			サポート会議等活動（ウォーキングイベントなど）			
提 案 手 続		文化庁 協議	文化庁 協議	管理計画 提案書 策定・提案	推薦書 提出	イコモス 現地調査	世界遺産 委員会審査

14. その他

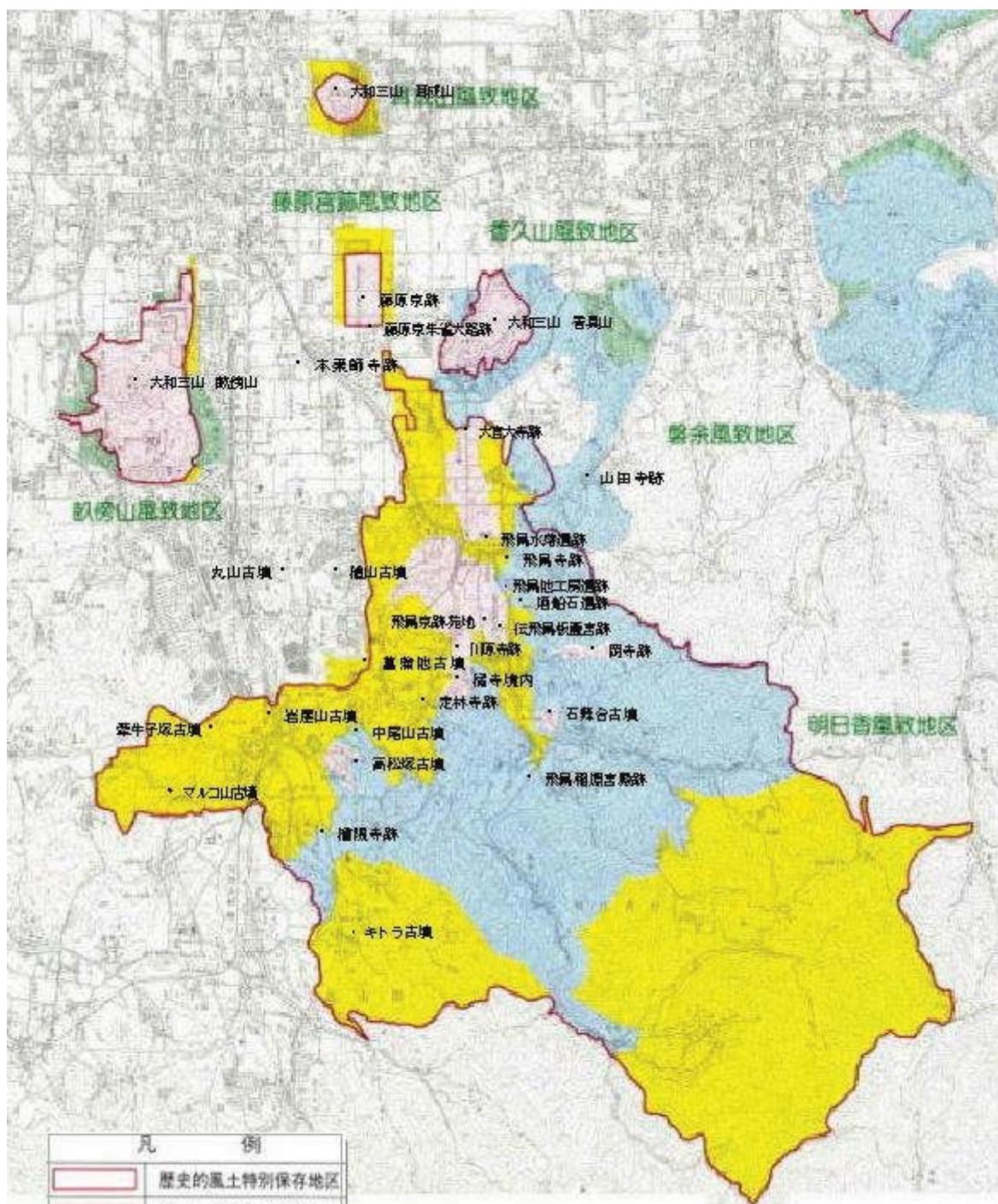
特になし

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	石舞台古墳	国指定特別史跡	—	奈良県明日香村	—	
2	高松塚古墳	国指定特別史跡	—	奈良県明日香村	—	
3	キトラ古墳	国指定特別史跡	—	奈良県明日香村	—	
4	川原寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
5	大官大寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
6	牽牛子塚古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	平成21・22年度に発掘調査を実施。追加指定・整備を検討中。	
7	中尾山古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
8	酒船石遺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
9	定林寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
10	飛鳥寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
11	橘寺境内	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
12	岩屋山古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
13	伝飛鳥板蓋宮跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	平成21年度までに、内郭正殿・外郭北辺を発掘調査。	
14	飛鳥水落遺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	平成22年度に発掘調査を実施。	
15	飛鳥稻淵宮殿跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
16	マルコ山古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
17	飛鳥池工房遺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
18	檜隈寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	国営公園に伴う発掘調査を周辺で実施中	
19	飛鳥京跡苑池	国指定史跡・名勝	—	奈良県明日香村	平成22年度から発掘調査を実施。公有化・整備を実施中	
20	岡寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
21	山田寺跡	国指定特別史跡	—	奈良県桜井市	—	
22	藤原宮跡	国指定特別史跡	—	奈良県橿原市	—	
23	本薬師寺跡	国指定特別史跡	—	奈良県橿原市	—	
24	植山古墳	国指定史跡	—	奈良県橿原市	—	
25	丸山古墳	国指定史跡	—	奈良県橿原市	—	
26	菖蒲池古墳	国指定史跡	—	奈良県橿原市	平成20年度から発掘調査を実施。平成25年度国史跡追加指定に向けて準備中。	
27	藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡	国指定史跡	—	奈良県橿原市	—	H22.11.19 史跡の追加指定及び名称変更 (旧名称 藤原京朱雀大路跡)
28	大和三山	国指定名勝	—	奈良県橿原市	—	

別紙2 位置図



凡　例	
	歴史的風土特別保存地区
	第1種風致地区
	第2種風致地区
	第3種風致地区
	第4種風致地区
	第5種風致地区

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

長崎の教会群とキリスト教関連遺産

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

長崎県 長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群、遺跡
(文化的景観の適用 なし)

4. 資産の概要

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、ヨーロッパとは異なる独自の文化を持つ日本において、キリスト教が伝来し、特殊で困難な状況下で長期におよんでキリスト教を受容した歴史を示す稀有な遺産である。

特に、潜伏して信仰を継承した人々（潜伏キリシタン）の集落に19世紀に一斉に建てられた教会堂等は、16世紀に伝來したキリスト教が、禁教・鎖国下においても人々の理念やそれに基づく行動に影響を与え続けたことを示しており、それらの教会堂とその起点となった大浦天主堂は、19世紀に日本に導入されたヨーロッパ由来の教会建築と、日本の伝統的な建築技術の融合による、教会建築の発展の軌跡を示す稀有な事例である。

また、聖なる山などを伴う潜伏時代の独特の様相を今なおとどめる集落は、当時の信仰形態（や伝統的な社会組織、生活・生業）など潜伏キリシタンの文化的伝統の存在を示す稀有な物証であり、島嶼部等の特徴的な場所に立地する教会堂群は、禁教・鎖国下における潜伏キリシタンの文化的伝統の特殊な展開とその軌跡を示している。

このように、16世紀半ばにF.ザビエルによって日本に伝えられたキリスト教は、半世紀の繁栄の後、国家的な禁教と神父不在という困難な状況に直面しながらも潜伏キリシタンによって継承され、今日まで確実に受け継がれている。2世紀半にわたるこれら一連の出来事は、世界宗教であるキリスト教の東アジアにおける受容のあり方を示す極めて稀有で重要な出来事として、顕著な普遍的意義を有している。

※ここに示した内容は、第9回長崎県世界遺産学術会議（H22.10.15開催）に諮ったものであり、現在、会議結果を踏まえて県が再検討を行なっているところである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) これまでの取り組み状況

① 「長崎県世界遺産学術会議」の開催：9回

第1回	H19. 12. 26	当面の構成資産候補として35資産を選定
第2回	H20. 03. 24	隣接県の資産の調査結果を検討
第3回	H20. 08. 03	「平泉」に係るイコモス勧告の検討、海外の類似資産の検討 など
第4回	H20. 11. 30	適合する評価基準やOUVの明確化 など
第5回	H21. 02. 08	構成資産候補を29資産へ変更
第6回	H21. 07. 27	OUVの捉え方の軸を「東西文化の交流と文化的伝統」と決定
第7回	H21. 11. 15	OUVや評価基準適合の基本的な考え方を整理・合意
第8回	H22. 05. 23	OUV、評価基準、構成資産の考え方についての熟度を高め、推薦書案作成の着手について合意
第9回	H22. 10. 15	OUVの証明に必要かつ十分な資産を想定しながら推薦書案を作成することについて合意

(補足) H21. 07. 27 に、学術会議委員6名とは別に県世界遺産アドバイザーが2名就任。

② 国際シンポジウム・意見交換会の開催：4回

開催日（開催場所）	主な講師等
H19. 02. 14（長崎市）	パオラ・ファリーニ氏（ローマ大教授）ほか
H20. 03. 23（長崎市）	ムニール・ブシュナキ氏（イクロム所長） アブドゥルラスール・ヴァタンドウスト氏 (イラン国立文化財研究所所長) ほか
H21. 03. 22（長崎市）	ディヌ・ブンバル氏（イコモス カナダ事務局長） ユッカ・ヨキレット氏（イコモス アドバイザー）
H22. 10. 06（長崎市）	ガミニ・ウイジエスリア氏 (イクロム 遺跡部門プロジェクトマネージャー)

③ 専門家による現地視察と意見聴取 (主なもの)

視察日 (視察場所)	専門家
H19. 02. 13 (長崎市外海)	パオラ・ファリーニ教授
H20. 03. 21 (新上五島町、小值賀町)	ブシュナキ所長、ヴァタンドウスト所長、斎藤・大和 筑波大教授ほか
H20. 07. 14 (五島市)	岡田 国士館大教授
H20. 09. 01～02 (新上五島町、小值賀町)	稻葉 筑波大教授
H20. 12. 26 (平戸市、佐世保市黒島)	岡田 国士館大教授
H21. 02. 02 (長崎市外海)	クリストファー・ヤング氏
H21. 03. 19～21 (下五島、上五島、 小値賀、平戸、外海、大浦・西坂)	ユッカ・ヨキレット氏、 ディヌ・ブンバル氏
H21. 12. 07 (南島原市)	斎藤 筑波大教授
H22. 03. 22～25 (平戸)	イタリア文化省 (3名) パオラ・ファリーニ ローマ大教授
H22. 08. 18～20 (平戸、外海)	斎藤 京都女子大教授
H22. 10. 05～06 (平戸、長崎)	ガミニ・ヴィジエスリア氏、稻葉 筑波 大教授
H22. 12. 13 (佐世保市黒島)	山田 首都大学東京教授

④ 一般県民向けの周知・啓発シンポジウムの開催

- ・平成 19 年 10 月 7 日～平成 20 年 3 月 25 日にかけ県内 5 会場で実施

(2) 体制整備の状況

① 県及び市町の推進体制整備

- ・県 : H19. 4. 1 教育庁内に「世界遺産登録推進室」設置 (6 名体制)
H20. 4. 1 知事部局に業務を移管 (現在 13 名体制。但し、この中には
「九州・山口の近代化産業遺産群」の業務担当も含む。)
- ・関係市町 : 平成 20 年 4 月までに、関係全市町において、専任組織の設置又
は人員の増員を実施

② 県及び市町の連携促進 (各種会議等の開催状況)

- 世界遺産登録県市町調整会議 : 24 回 (平成 19 年 4 月～)
 - ・目的 : 県と関係市町の意見集約・意思統一を図るとともに、各種共同事
業等の調整を行う。

- 長崎県世界遺産登録推進会議 : 2回 (平成19年10月～)
・目的：知事と関係市町長の情報共有や県市町の歩調を合わせた取組促進

第1回 平成19年10月24日(水)

世界遺産登録に向けた推進体制や登録に必要な内容、課題等について、情報の共有や意見交換を行った。

第2回 平成22年7月5日(月)

顕著な普遍的価値や構成資産の検討状況等を確認し、今後の作業スケジュールについて意見交換を行った。その結果、国指定等、様々な課題の解決を前提に、目標として登録に必要な作業をH23年度末までに大方完了させ、H26年の世界遺産登録を目指すことを確認した。

- 長崎県世界遺産登録推進本部会議 : 3回 (平成19年11月～)
・目的：世界遺産登録推進を目的として、県庁内関係各部局の緊密な連携を確保(知事が本部長)

6. 推薦に向けた課題

(1) 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会提示 共通課題

ア. 国内外の同種資産との比較研究を行い、本資産が持つ顕著な普遍的価値を確実に証明すること。

【対応状況】

「長崎県世界遺産学術会議」や国内外の専門家との意見交換会(国際シンポジウムを含む)を開催し、国外の類似資産との比較を行いながらOUVの明確化を進めており、これまでに開催した学術会議での検討結果として、「ヨーロッパとは異なる独自の文化を持つ日本において、キリスト教が伝来し、特殊で困難な状況下で長期におよんでキリスト教を受容した歴史を示す稀有な遺産」との考え方方が示されている。

イ. 資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないか否か再確認すること。

【対応状況】

現在までに9回開催した「長崎県世界遺産学術会議」の中で、資産全体の完全性の観点から構成資産の選定を進めており、現在、県内資産29件を構成資産候補として検討している(参考:暫定一覧表登録時の資産数20)。

最終的な資産の決定に向けては、県内資産29件を基本として、OUVの証明に過不足の無い資産構成を選定していくこととし、今後、推薦書案を書き進めながら、隨時、資産構成とOUVの証明度合いを検証していくことが、第9回学術会議において確認された。

現在、この方針に沿って、県内資産29件の中から資産を選定し、それらの資産構成で推薦書案の作成を進めており、作業の中で隣接県の事例についても検討を行なう。

ウ. 個別の構成資産について、重要文化財及び史跡等への指定又は追加指定、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区への選定又は追加選定を行い、確実な保護の措置を講ずること。

【対応状況】

暫定一覧表登録後、構成資産候補2件が国指定重要文化財に指定された(大野教会堂、江上天主堂)。

また、県内6地区において重要文化的景観の選定に向けた取組みを行っており、このうち、「平戸島の文化的景観（平戸市）」については既に選定されている(H22.2.22)。「小値賀諸島の文化的景観（小値賀町）」については先般重文景選定の答申がなされ(H22.11.19)、野崎島については1月に追加の選定申出の予定。その他、佐世保市及び五島市の案件についても、1月に選定申出の予定。残りの長崎市、新上五島町の案件については引き続き保存調査を実施し、価値付け等が整理され次第、順次選定申出を予定している。

なお、今後、構成資産の選定を速やかに行なうが、国未指定の建造物・史跡及び国未選定の重要文化的景観等の構成資産候補については、早急な国指定・選定が必要である。そのため、文化庁調査官による調査は概ね終了しているが、文化庁から示された課題について早急に解決を図り、国指定・選定の申請及び申出を行うことで、早期登録につなげていく。

エ. 資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を定め、一体的な保全を図るべき周辺環境の範囲及びその保全手法、開発・観光等の側面から将来的に想定される資産への負の影響の防止対策、適切な公開・活用等の方針、保存管理の在り方について示すこと。

【対応状況】

平成22年度から、関係市町ごとに資産の保存と活用の具体的方針や事業計画の策定に着手し、それを踏まえた包括的保存管理計画を策定し、適切な資産の保全と適切な公開・活用等を図っていくこととしている。

オ. 包括的保存管理計画の下に、個別の文化財について保存管理計画（史跡等の保存管理計画、重要文化財の保存活用計画、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の保存計画）を策定し又は整理すること。

【対応状況】

- ・建造物については、国指定重要文化財、県指定有形文化財(建造物)の保存活用計画の策定を終了し、平成22年1月に文化庁へ提出済み。
- ・国指定史跡の保存管理計画は平成22年3月に策定を終了し、現在、原城跡の整備のための基本計画等を策定中。
- ・重要文化的景観については、答申済みの2件についてはすでに策定済み。他の4件については、現在、国の補助を受け保存調査を実施中であり、終了後、保存計画の策定を予定。

(2) 国文化審議会提示 個別課題

ア. キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。

【対応状況】

熊本県（天草市、苓北町）、福岡県（大刀洗町）、佐賀県（唐津市）に「長崎県世界遺産学術会議」への出席を呼びかけるなど、関係県・市・町と情報交換を行ながら資産の検討を進めている。

イ. 信仰の基盤となった生業・生活の在り方を継承し、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落及び墓地等をはじめ、周辺の農地・海域までをも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について検討することが必要である。

【対応状況】

現在、構成資産候補が所在する各地区において、重要文化的景観の保存調査（国補助事業）や集落調査等を通して、地域の特性や景観資源、景観構造等を調査中である。その結果をもとに、禁教・鎖国という困難な状況下で長期にわたって継続した潜伏キリシタンの営みの痕跡を明らかにし、それを踏まえて資産の範囲や緩衝地帯の範囲を具体的に検討する。

7. 基準の適用

○ 評価基準 (ii)

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、キリスト教が、人々の理念やそれに基づく行動に影響を与え続けたことを示している。

その中でも、潜伏して信仰を継承した人々（潜伏キリシタン）の集落に19世紀に一斉に建てられた教会堂等は、16世紀からのキリスト教の存在と影響の継続を示している。また、島嶼部等に建つそれらの教会堂等と、それらの建設の起点となった大浦天主堂は、建築文化・建築技術の価値観の交流を示しており、19世紀の再布教を契機に外国人神父が伝えた西洋の建築技術と我が国の伝統的な建築技術の融合の事例である。

○ 評価基準 (iii)

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、国家的な禁教・鎖国下の神父不在という特殊で困難な状況の中で形成された潜伏キリシタンの文化的伝統の存在を示す稀有な物証である。

その中でも、潜伏時代の独特の様相を今なおとどめる集落は、当時の信仰形態（や伝統的な社会組織、生活・生業）など潜伏キリシタンの文化的伝統を継承している。一方、カトリックへの復帰を象徴する教会堂等とそれを含む集落は、潜伏キリシタンの文化的伝統の特殊な展開とその軌跡を示すとともに、16世紀から続くキリスト教の存在と影響の継続を示している。

○ 評価基準 (vi)

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、世界宗教であるキリスト教が、極東の日本において受容されていくという2世紀半にわたる一連の出来事と直接関連する遺産である。

16世紀半ばにF. ザビエルによって日本に伝えられたキリスト教は、半世紀の繁栄の後、国家的な禁教と神父不在という困難な状況に直面したが、潜伏キリシタンによってキリスト教の信仰は継承され、2世紀半以上にわたる潜伏を経て19世紀に復活を果たした。

キリスト教は今日も日本の中で脈々と受け継がれており、2世紀半にわたるこれら一連の出来事は、世界宗教であるキリスト教の東アジアにおける受容のあり方を示す極めて稀有で重要な出来事として、顕著な普遍的意義を有している。

※ここに示した内容は、第9回長崎県世界遺産学術会議（H22.10.15 開催）に諮ったものであり、現在、会議結果を踏まえて県が再検討を行なっているところである。

8. 真実性／完全性の証明

構成資産については暫定一覧表に登録された後、隣県の資産を含め、県内全域で再検討を行い、現在、有識者で構成する「長崎県世界遺産学術会議」などにおいて精査を行っている最中である。

構成資産の精査に当たっては、資産の顕著な普遍的価値を証明するために必要であることに加え、資産の真実性や完全性の条件を満たすことを常に念頭に置いて作業を実施している。

9. 類似資産との比較研究

長崎県世界遺産学術会議におけるこれまでの検討結果として、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、独自の発展を遂げた一つの文化圏におけるキリスト教の伝来と受容を示す稀有な遺産として、顕著な普遍的価値を有すると考えられる。これを踏まえ、これまでに、以下の類似資産について評価基準への適合や資産の構成等の分析を行ってきた。

- ・非ヨーロッパ圏の島嶼部に17～18世紀に建てられた木造教会群の「チロエの教会群〔基準(ii)(iii)〕」、
- ・東アジアを舞台として行なわれた東西文化交流の事例である「マカオ歴史地区〔基準(ii)(iii)(iv)(vi)〕」、
- ・現存する文化的伝統の事例である「サン・マリノの歴史地区とティターノ山」〔基準(iii)〕、
- ・キリスト教にかかわる生活文化等の諸要素を構成資産に取り込んだ事例である「アッシジ、聖フランシスコ聖堂と関連遺産群〔基準(i)(ii)(iii)(iv)(vi)〕」
- ・先祖崇拜の祭礼儀式の継続を示し、人々の信念及び習慣に今日まで影響を与えていた世界観と関連する「朝鮮王朝の王墓群〔基準(iii)(iv)(vi)〕」など

このほか、日本と同じ文化圏に属する中国やベトナムにおけるキリスト教受容のあり方や、弾圧を経て成立したベトナムの教会群の持つ価値を分析するため、国内専門家を招聘した研究会を実施した。

また、現在、イコモスの研究成果である「Filling the gaps: An action plan for the future」の内容を分析するなど、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」と同様のテーマで顕著な普遍的価値を証明している資産の抽出を行なっており、その結果を踏まえて今後さらなる比較研究を行い、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の持つ顕著な普遍的価値を明らかにしていくこととしている。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図：別紙2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の範囲については現在検討中（検討中の範囲は別紙3のとおり）。また、範囲及び適用を予定している規制等の検討状況は次のとおり。

◇緩衝地帯の設定状況

国の重要文化的景観の選定に向けて取り組む6地区（2地区選定済み・2地区選定申出予定（1月）・2地区選定申出準備中）については、選定範囲を緩衝地帯に活用することについても検討を行っている。また、構成資産候補の周辺は、景観法に基づく景観条例・景観計画により周辺景観等の保全に努めることとしている。

◇景観法に基づく景観条例の制定状況

自主条例がある長崎市を除く全ての市町において景観条例を制定済みであり、また、長崎市においても今年度中の委任条例制定を目指している。

12. 保存管理計画の策定状況

○個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

- ・建造物の保存管理計画の策定にあたっては、県から関係市町に対してモデル案を提示し、市町で策定。構成資産候補のうち国指定重要文化財、県指定有形文化財については策定を終え、平成22年1月に文化庁へ提出済み。
- ・国指定史跡（日野江城跡、原城跡、吉利支丹墓碑）の保存管理計画については、南島原市が平成22年3月に策定済み。また、整備計画についても保存管理計画に引き続き平成22～23年度にかけて順次策定予定。
- 県指定史跡、未指定史跡の保存管理計画は、国指定史跡に指定後、国の補助を受けて関係市町が策定予定。
- ・重要文化的景観は、「平戸島の文化的景観」（平戸市）、「小値賀諸島の文化的景観」（小値賀町）については、保存計画を策定済み。その他についても、国の補助を受けて関係市町が保存調査を実施中であり、選定申出にあわせ保存計画を策定予定。
- ・なお、市町が策定する個別保存管理計画等の策定経費については、1／2を県が補助する制度を設けている。

○包括的保存管理計画に係る保存管理計画の策定状況

- ・平成23年度中の策定を目指している。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
世界遺産登録の手続き・推薦書作成		県 OUV明確化、構成資産検討、 推薦書案作成・国への提出		ユネスコ提出	イコモス調査	世界遺産委員会
	国指定・選定	市町 国指定・選定の推進				
資産ごとの取り組み 構成資産の保存・活用	建造物	市町 個別保存管理計画の策定				
	史跡	市町 個別保存管理計画の策定				
	文化的景観	市町 保存調査・個別保存計画の策定	市町 整備活用計画策定・整備実施			
		県 種別保存管理計画の策定				
	包括的保存管理計画の策定	県 包括的保存管理計画の策定				
	修景の実施	県・市町等 修景の検討・実施				
	景観条例の制定	市町 景観計画・景観条例等の制定				
	バッファゾーンの設定	県 市町 バッファゾーンの設定				
	類似資産との比較研究及び調査研究	県 類似資産との比較研究				

14. その他

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 長崎の教会群とキリスト教関連遺産

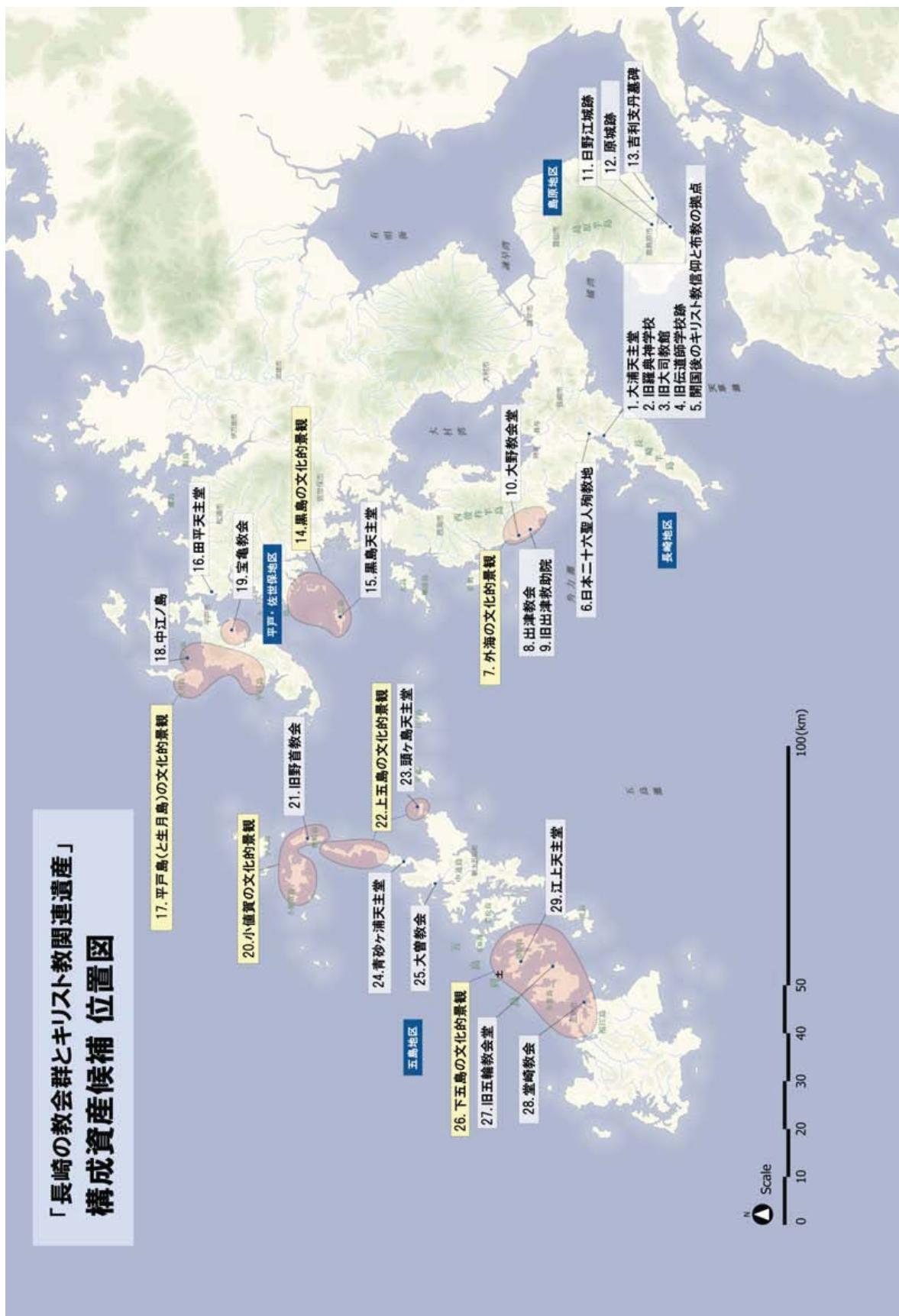
No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	大浦天主堂	国宝	—	長崎県長崎市	—	
2	旧羅典神学校	重要文化財	—	長崎県長崎市	—	
3	旧大司教館	重要伝統的建造物群保存地区「長崎市南山手」の伝統的建造物	—	長崎県長崎市	—	
4	旧伝道師学校跡	重要伝統的建造物群保存地区「長崎市南山手」の伝統的建造物	—	長崎県長崎市	—	
5	開国後のキリスト教信仰と布教の拠点	—	—	長崎県長崎市	今後、国史跡指定に向けて検討。	
6	日本二十六聖人殉教地	—	長崎県指定史跡	長崎県長崎市	平成22年度に地中レーダー探査等を実施し、今後の国史跡指定に向けて準備中。	
7	外海の文化的景観	—	—	長崎県長崎市	今後の重要な景観選定申出に向けて準備中。	
8	出津教会	—	長崎県指定有形文化財	長崎県長崎市	今後の重要文化財指定に向けて準備中。	
9	旧出津救助院	重要文化財	—	長崎県長崎市	—	
10	大野教会堂	重要文化財	—	長崎県長崎市	—	
11	日野江城跡	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
12	原城跡	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
13	吉利支丹墓碑	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
14	黒島の文化的景観	—	—	長崎県佐世保市	平成23年1月に重要な景観の選定申出予定。	
15	黒島天主堂	重要文化財	—	長崎県佐世保市	平成23年1月選定申出予定の重要な景観の重要構成要素。	
16	田平天主堂	重要文化財	—	長崎県平戸市	—	
17	平戸島の文化的景観	重要文化的景観	—	長崎県平戸市	—	
18	中江ノ島	重要文化的景観の重要構成要素	—	長崎県平戸市	—	
19	宝亀教会	重要文化的景観の重要構成要素	長崎県指定有形文化財	長崎県平戸市	—	
20	小値賀の文化的景観	—	—	長崎県小値賀町	平成22年11月19日に小値賀島本島の重要な景観の答申があり、野崎島についても1月に追加申出予定。	
21	旧野首教会	—	長崎県指定有形文化財	長崎県小値賀町	今後の重要文化財指定に向けて準備中。平成23年1月選定申出予定の重要な景観の重要構成要素。	
22	上五島の文化的景観	—	—	長崎県新上五島町	今後の重要な景観選定申出に向けて準備中。	
23	頭ヶ島天主堂	重要文化財	—	長崎県新上五島町	—	

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

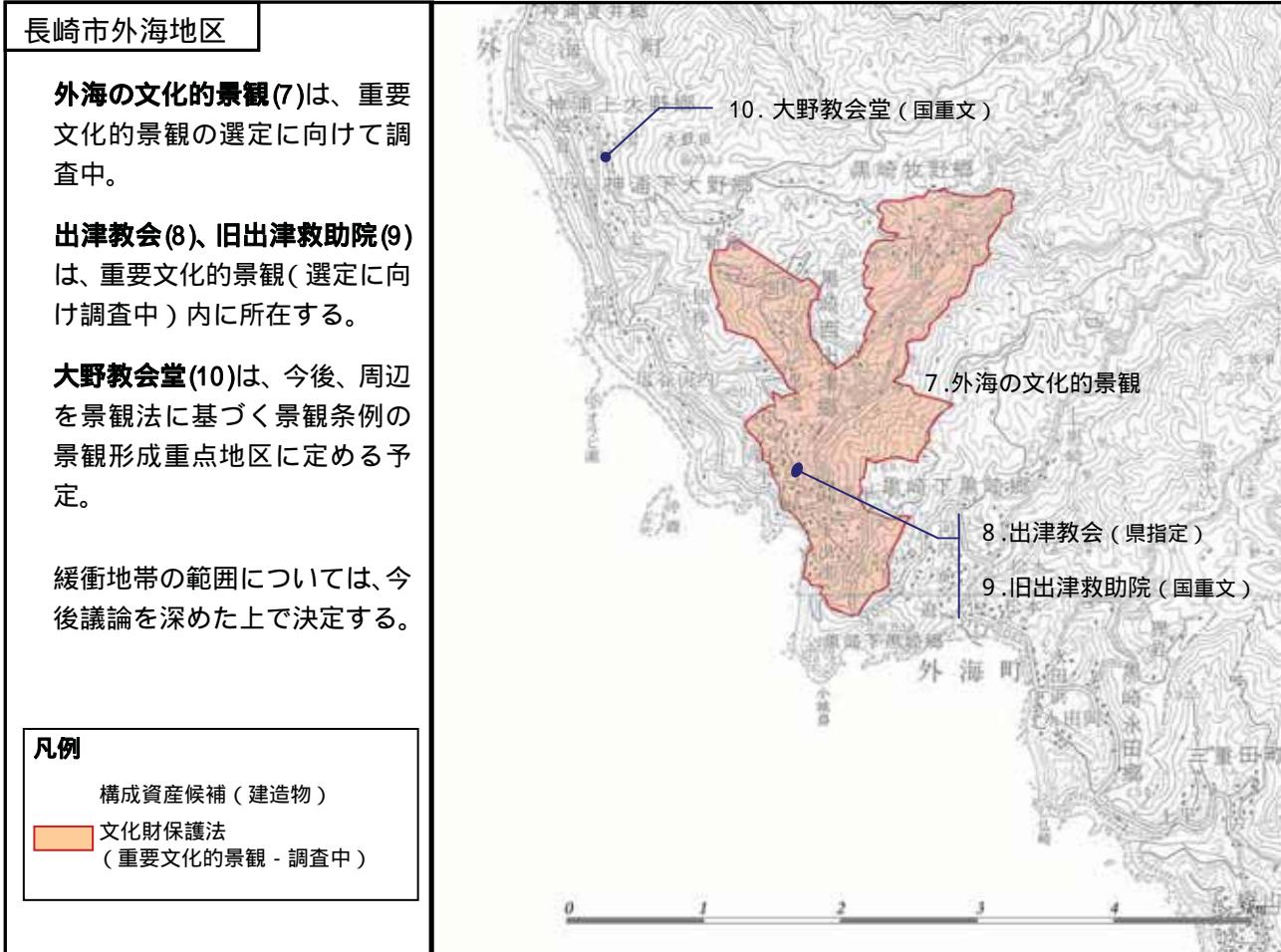
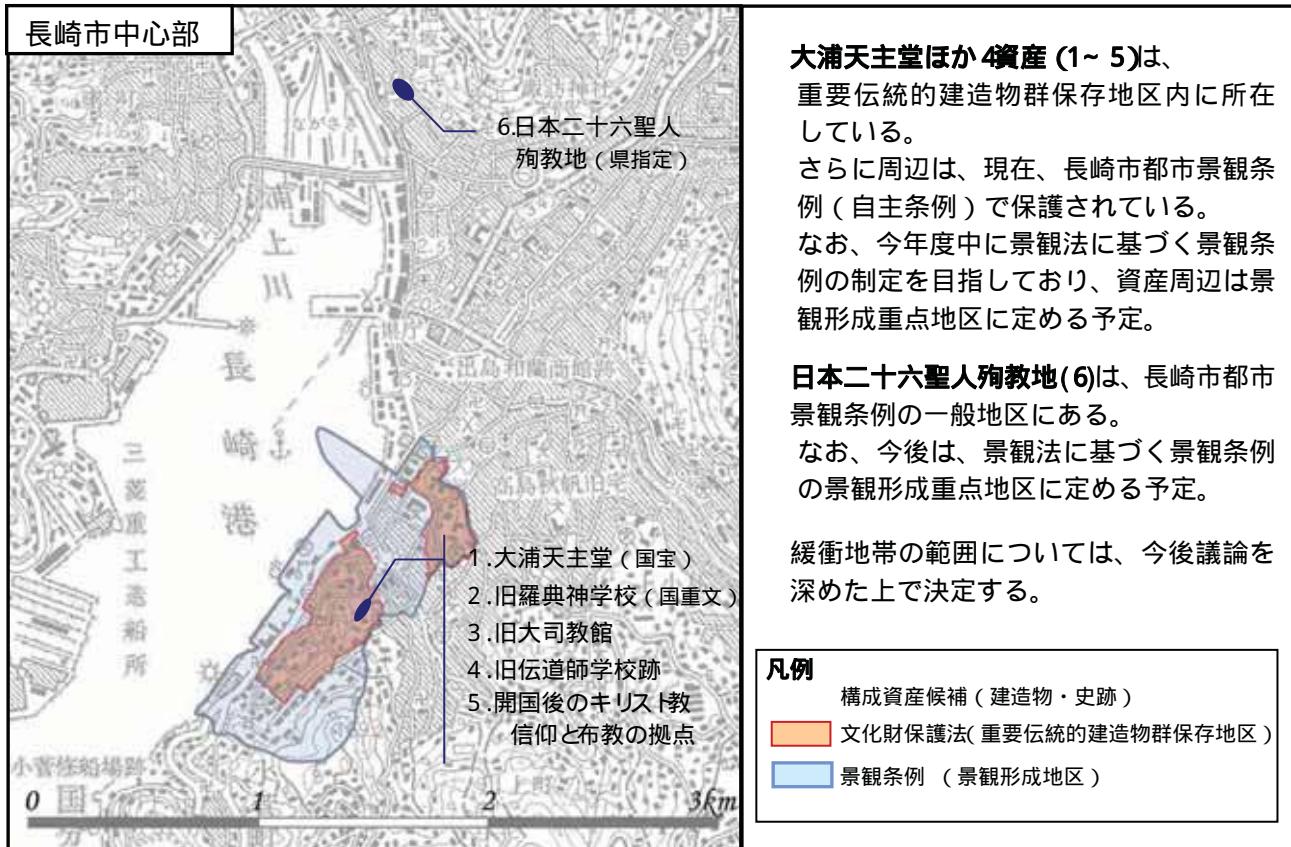
資産名称 長崎の教会群とキリスト教関連遺産

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
24	青砂ヶ浦天主堂	重要文化財	—	長崎県新上五島町	—	
25	大曾教会	—	長崎県指定有形文化財	長崎県新上五島町	今後の重要文化財指定に向けて準備中。	
26	下五島の文化的景観	—	—	長崎県五島市	平成23年1月に重要な文化的景観選定申出予定。	
27	旧五輪教会堂	重要文化財	—	長崎県五島市	平成23年1月選定申出予定の重要な文化的景観の重要構成要素。	
28	堂崎教会	—	長崎県指定有形文化財	長崎県五島市	今後の重要文化財指定に向けて準備中。	
29	江上天主堂	重要文化財	—	長崎県五島市	—	

(別紙2) 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産位置図



【別紙3】位置図（構成資産候補位置と適用される法規制等）



南島原市

11.日野江城跡（国史跡）

13.吉利支丹墓碑
(国史跡)

12.原城跡（国史跡）

日野江城跡(11)・原城跡(12)・吉利支丹墓碑(13)は、周辺を景観法に基づく景観条例で保護している。今後はさらに、重点地区に定める予定。

緩衝地帯の範囲については、今後議論を深めた上で決定する。

凡例

構成資産候補（国史跡）

■ 文化財保護法（国史跡）

佐世保市

黒島の文化的景観(14)は、H23年1月に重要文化的景観の選定申出を予定。

黒島天主堂(15)は、重要文化的景観(H23.1選定申出予定)内に所在する。

緩衝地帯の範囲については、今後議論を深めた上で決定する。

凡例

構成資産候補（建造物）

■ 文化財保護法
(重要文化的景観選定申出予定)

14 黒島の文化的景観

15 黒島天主堂
(国重文)

平戸市

17.平戸島の文化的景観

16.田平天主堂
(国重文)

18.中江ノ島

19.宝亀教会
(県指定)

田平天主堂(16)は、周辺を景観法に基づく景観条例の重点地区として保護している。

平戸島の文化的景観(17)は、重要文化的景観に選定されている。

中江ノ島(18)・宝亀教会(19)は、重要文化的景観内に所在する。

緩衝地帯の範囲については、今後議論を深めた上で決定する。

凡例

構成資産候補（建造物）

■ 文化財保護法（重要文化的景観）

■ 景観法（景観条例重点地区）

■ 自然公園法（普通地域）

■ 海域のみ表示

小値賀町



小値賀の文化的景観(20)は、重要文化的景観に選定されているが、野崎島については、H23年1月に追加選定の申出を予定。

旧野首教会(21)は、重要文化的景観(H23.1追加選定申出予定)内に所在する。

緩衝地帯の範囲については、今後議論を深めた上で決定する。

凡例

構成資産候補（建造物）
文化財保護法 (重要文化的景観追加選定申出予定)
自然公園法（普通地域） 海域のみ表示

新上五島町

上五島の文化的景観(22)は、重要文化的景観の選定に向けて調査中。

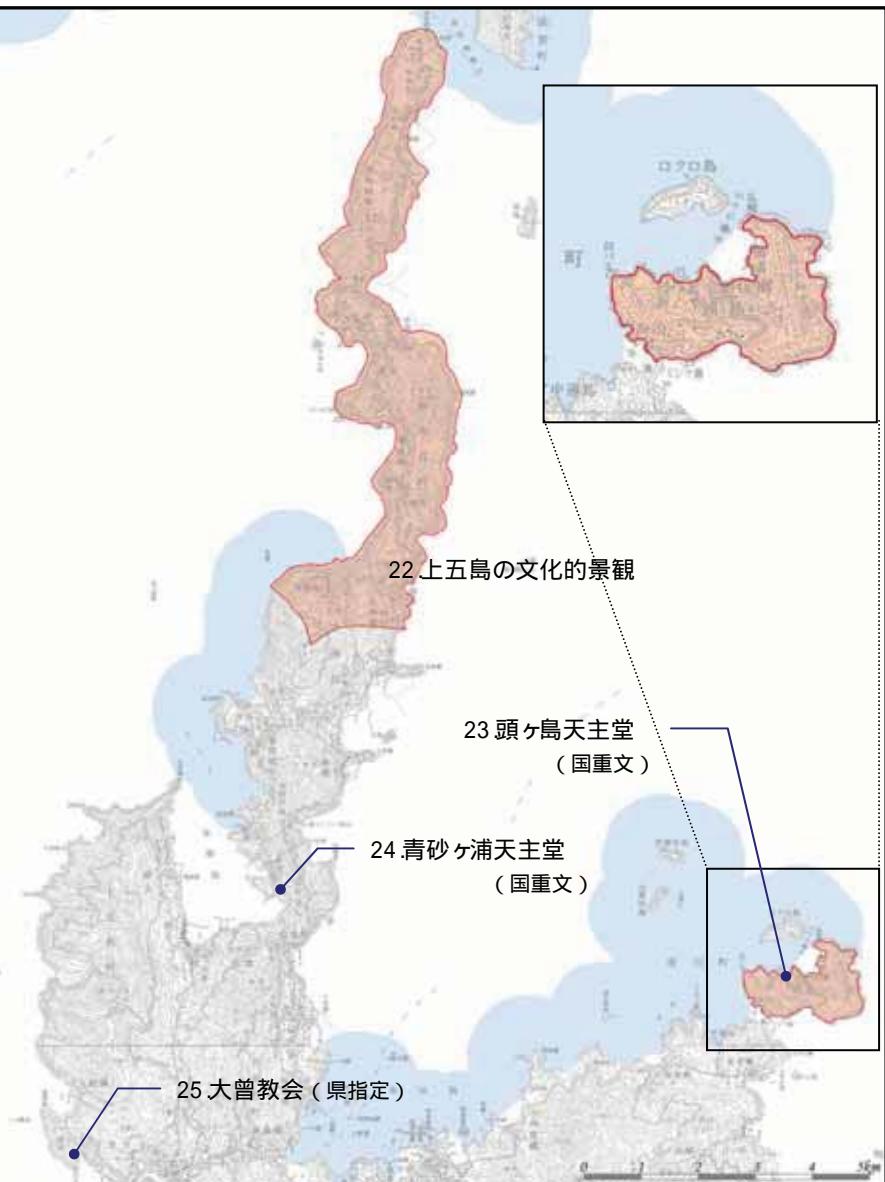
頭ヶ島天主堂(23)は、重要文化的景観(選定に向けて調査中)内に所在する。

青砂ヶ浦天主堂(24)・大曾教会(25)は、周辺を景観法に基づく景観条例で保護している。

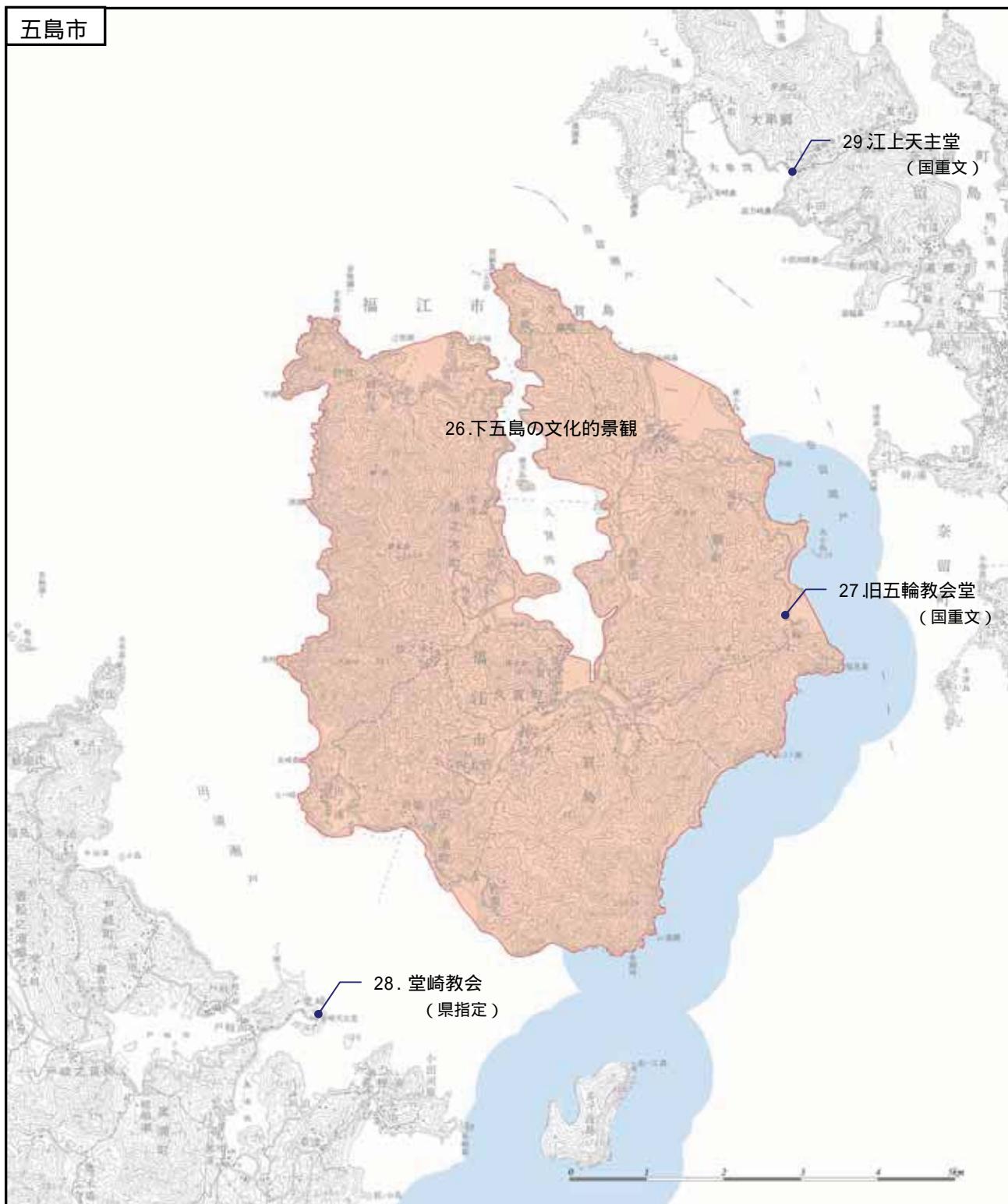
緩衝地帯の範囲については、今後議論を深めた上で決定する。

凡例

構成資産候補（建造物）
文化財保護法 (重要文化的景観 - 調査中)
自然公園法（普通地域） 海域のみ表示



五島市



下五島の文化的景観(26)は、H23年1月に重要文化的景観の選定申出を予定。

旧五輪教会堂(27)は、重要文化的景観(H23.1選定申出予定)内に所在する。

堂崎教会(28) 江上天主堂(29)は、周辺を景観法に基づく景観条例で保護している。

緩衝地帯の範囲については、今後議論を深めた上で決定する。

凡例

構成資産候補（建造物）

■ 文化財保護法
(重要文化的景観選定申出予定)

■ 自然公園法（普通地域） 海域のみ表示

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

北海道	函館市、伊達市、森町、洞爺湖町
青森県	青森市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町
岩手県	一戸町
秋田県	鹿角市、北秋田市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

適用種別	遺跡
文化的景観の有無	無

4. 資産の概要

我が国は、四方を海に囲まれ、豊かな自然に恵まれた美しい国土を有し、四季の変化に富んでいる。自然がもたらす四季折々の豊饒は、太古から人々の生活を支え、日本列島において独自の文化を花開かせた。

北海道・北東北は特に豊かな自然に恵まれた地である。世界自然遺産白神山地は、地球上に残された最大級のブナ原生林を有し、太古の昔から変わらぬ自然が保全されている。このブナ原生林は縄文時代に形成されたとされ、それを母なる森としながら、日本列島の北の大地に、我が国の文明の扉を開いたと言うべき縄文文化が育まれた。

縄文文化は、完新世の温暖湿润の気候のもとで成立した生態系の中で、自然との共生のもと約1万年もの長きにわたり営まれた、高度に発達、成熟した定住的な、採集、狩猟、漁労文化であり、我が国の歴史の大半を占めるものである。ヨーロッパや大陸の先史文化と比較すると、本格的な農耕と牧畜を持たず、新石器時代の文化としてはきわめて特徴的な様相を呈している。

世界に先駆けて土器を生み出した縄文文化では、森や海、河川の豊かな資源を利用するための技術や道具類も飛躍的に発達し、石鏃や石匙など特有のものを生み出した。これらの多くは素材を変えながらも現代においても使用され、我が国のさまざまな産業の発展の礎を築いたものと言える。

定住化が進み、各地に集落が出現し、集落や地域社会を支えるための祭祀なども活発に行われ、地域社会の成熟が進む一方、遠方との交流も進み、列島規模での人や物の移動、情報の伝達が積極的に行われた。また、漆の利用など工芸的な技術も新たに開発されるとともに、精神性の豊かさを示す土偶など、縄文文化独自の要素も生まれた。

日本列島では、弥生時代以降本格的な稻作農耕が定着してもなお、縄文文化の伝統が根強く残り、現代に至るまで縄文文化に起源や系譜を求めることが多い

きる伝統や文化的要素が数多く認められる。特に、縄文文化の自然の恵みを利用した食生活は伝統的な日本の食生活の原形である。さらに、自然と共生するという縄文文化の哲学というべき観念は、日本人の価値観や自然観の形成に大きく寄与するなど、日本の基層文化と言われ、現代社会の基礎となった。

北海道・北東北は、日本列島の中でも縄文遺跡が最も多く所在し、我が国最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡や大規模記念物である特別史跡大湯環状列石を始め、縄文文化の様相を今に伝える遺跡の宝庫である。縄文時代草創期から晩期までの各時期にわたる学術的に重要な遺跡が数多く存在するとともに、多くの遺跡が特別史跡又は史跡に指定され、適切に保存されている。これらの遺跡は、安定、成熟した社会組織を具体的に物語る集落跡、当時の生業活動の内容を示す貝塚、祭祀や精神的な活動の拠点となった環状列石、有機質の情報が数多く埋蔵されている低湿地遺跡など、縄文文化の顕著な要素を含んでおり、しかも海岸部、内陸部、湖沼地帯、河川流域、山岳地帯などに立地し、生活文化や生業の在り方など多様な環境に適応し、自然との共生の典型的な姿と縄文文化の変遷を如実に示している。また、これらの遺跡の出土品の中には、美術工芸的にも優れ、国宝や重要文化財等に指定されているものも数多くある。

よって、北海道・北東北の縄文遺跡群は、我が国の歴史はもとより、人類史における狩猟採集社会の成熟した様相を顕著に物語るものであることから、人類共通の貴重な宝であり、世界文化遺産として未来に伝え、残すべきものである。

《構成資産》

遺跡の名称等		所在地	概要
1	北黄金貝塚 (史跡)	伊達市 (北海道)	保存状態の良好な埋葬人骨や動物遺体が各種出土している貝塚遺跡
2	入江・高砂貝塚 (史跡)	洞爺湖町 (北海道)	周辺の自然環境、生活や生業、人類学的形質や葬法を顧む貝塚遺跡
3	鷲ノ木遺跡 (史跡)	森町 (北海道)	道内最大規模の環状列石
4	大船遺跡 (史跡)	函館市 (北海道)	大型の竪穴住居が特徴的大規模集落跡
5	三内丸山遺跡 (特別史跡)	青森市 (青森県)	人々の縄文時代観にも大きな影響を与えたわが国を代表する遺跡
6	小牧野遺跡 (史跡)	青森市 (青森県)	大規模な土地造成と特異な配石によって構築された環状列石
7	是川石器時代遺跡 (史跡)	八戸市 (青森県)	漆・木製品の優品が数多く出土した集落跡
8	長七谷地貝塚 (史跡)	八戸市 (青森県)	東北地方に数少ない早期の貝塚遺跡
9	亀ヶ岡石器時代遺跡 (史跡)	つがる市 (青森県)	「亀ヶ岡文化」の名称の由来ともなった代表的遺跡
10	田小屋野貝塚 (史跡)	つがる市 (青森県)	日本海側における数少ない貝塚遺跡
11	二ツ森貝塚 (史跡)	七戸町 (青森県)	東北地方有数の大規模貝塚遺跡

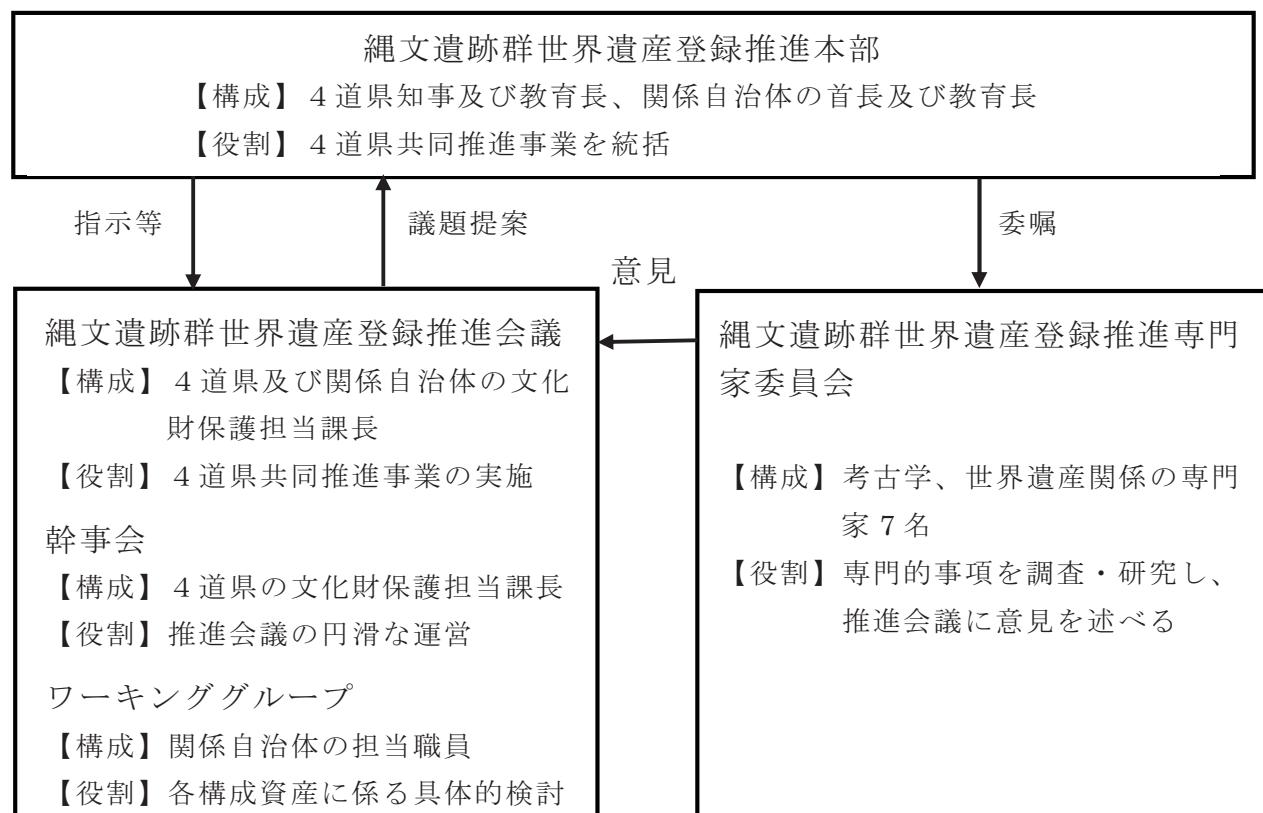
12	大平山元 I 遺跡	外ヶ浜町 (青森県)	日本最古とされる約 16,500 年前の土器 が出土した遺跡
13	御所野遺跡 (史跡)	一戸町 (岩手県)	焼失した土屋根住居が数多く確認されて いる大規模集落跡
14	大湯環状列石 (特別史跡)	鹿角市 (秋田県)	万座・野中堂の 2 つの大規模環状列石を 主体とするわが国を代表する遺跡。
15	伊勢堂岱遺跡 (史跡)	北秋田市 (秋田県)	4 つの環状列石を主体とする大規模な祭 祀遺跡

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 4 道県による推進体制の整備

① 4 道県知事による協定（平成 21 年 6 月 1 日）に基づく共同推進体制を整備

《4 道県共同推進体制図》



② 関係自治体の体制整備の状況

- ア 北海道 教育委員会文化・スポーツ課文化財調査グループ内に専任職員を 1 名増配置（平成 21 年 4 月～）
- イ 青森県 教育委員会文化財保護課内の「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」の専任職員 4 名で対応
- ウ 岩手県 教育委員会生涯学習文化課の埋蔵文化財担当職 2 名で対応
- エ 秋田県 教育委員会文化財保護室埋蔵文化財班を文化財保護室埋蔵文化財・世界遺産登録推進班に組織改正し、1 名増配置（平成 21 年 4 月～）
- オ 関係 12 市町 教育委員会の文化財保護行政担当部署において担当

(2) 4道県共同による取組状況（専門家会議、シンポジウム等）

① 世界遺産登録推薦書案作成に向けた取組

ア 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の開催

[平成21年度]

資産の現状把握、推薦コンセプトに関わる事項等を検討（3回開催）

[平成22年度]

主題とする地域、他の文化との比較検討など推薦コンセプトに関わる事項等を検討（2回開催、年度内にあと1回開催予定）

イ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の開催

[平成21年度]

世界遺産登録の目標年度等を協議し決定（1回開催）

[平成22年度]

これまでの取組状況等を推進会議より書面で報告

ウ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議の開催

[平成21年度]

推進本部、専門家委員会の運営等について協議（3回開催）

[平成22年度]

推進本部、専門家委員会の運営等について協議（3回開催）

※ 幹事会、ワーキンググループは必要に応じて隨時開催

② 国際的合意形成促進事業の実施

ア 縄文文化説明会の開催

[平成21年度]

大英博物館での「土偶展」（文化庁主催）の開催時期に、ロンドン市内で、在英の考古学者等を対象に縄文文化の説明会を開催

[平成22年度]

パリ市内で、在仏の考古学者等を対象に縄文文化の説明会を開催

イ 欧米の専門家招聘事業

[平成22年度]

今後の取組の方向性や国際的合意形成の促進について国際的視点からの助言を得るため、イコモス考古学遺産管理委員会会長のウィレム・ウェイレムス氏（オランダライデン大学教授）を招聘し、資産候補を視察の上、同氏と文化庁、4道県関係者等で意見交換を行った。

③ 普及啓発

[平成21年度]

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を紹介する4道県共通リーフレットを日本語版及び外国語版（英・仏・中・ハングル）で作成し関係機関等に配布。

[平成 22 年度]

上海万博、ユネスコ世界遺産委員会で 4 道県共通リーフレットを配布。

6. 推薦に向けた課題

(1) 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会提示の課題

① 他の地域の遺跡群を資産に含めることについて

文化庁の定める基本的方向性に基づき、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、構成資産について検討を進め、世界遺産一覧表への記載推薦に向けて準備作業を進める。

② 顕著な普遍的価値に関する国際的合意形成を十分に図ることについて

平成 21 年度、22 年度と国際的合意形成を促進するための事業に取り組んできたところであり、今後も国際的合意形成のための取組を推進する。

また、その効果的な実施方法等について、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら検討し、縄文遺跡群が持つ顕著な普遍的価値に関する国際的合意形成の推進に努める。

(2) 個別課題

縄文文化に関するコンセプトを明確にし推薦する必要があることから、縄文文化の基本的な事項（定義）、縄文遺跡群の価値、主題とする地域（北海道・北東北）の設定の考え方、構成資産の根拠、比較検討等について、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、推薦コンセプトについて整理を進めている。

7. 基準の適用

評価基準の適用については、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、評価基準ⁱⁱⁱ⁾ の適用を中心として、具体的な検討を行う。

《適用根拠》

評価基準ⁱⁱⁱ⁾ 資産は、人類史における採集・狩猟・漁撈社会の成熟した様相を表す縄文文化の存在を伝承する物証として無二の存在であるとえられる。

8. 真実性／完全性の証明

真実性／完全性の証明については、構成資産とする遺跡の検討と併せ、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら整理する。

整理に当たっては、奈良文書の研究や真実性／完全性に関する国際的な考え方等を整理し、構成資産とする遺跡の検討と併せて具体的に検討する。

9. 類似資産との比較研究

世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表に記載されている資産のうち、縄文時代と同時期に区分される資産を抽出し、縄文遺跡群との比較研究を行う。

現在、世界遺産一覧表に記載されている地下に埋蔵されている資産の類例としては、平成4年（1992）登録のタイ王国の「バン・チェンの古代遺跡」（世界遺産基準Ⅲ）を適用）などが比較対象としてあげられる。

また、推薦コンセプトに関わる比較検討として、日本列島周辺（中国東北部、朝鮮半島、沿海州）の縄文時代と同時期の文化や遺跡を対象とした比較検討を併せて行う。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表 別紙1構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙2構成資産（コア・ゾーン）の位置図のとおり

11. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

本資産の個別構成要素は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の4道県に分布するため、緩衝地帯（バッファー・ゾーン）については、範囲設定、保全措置等について共通の考え方等を整理した上で、個々の構成資産毎に、今後検討を行う。なお、検討は、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、関係自治体の協力のもと、実施する。

12. 保存管理計画の策定状況

（1）個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

遺跡の名称	保存管理計画の策定状況
北黄金貝塚	平成23年度に保存管理計画を策定予定
入江・高砂貝塚	高砂貝塚の保存整備計画を策定中であり、同貝塚の保存整備が完了した段階で、入江貝塚とあわせ保存管理計画を策定予定
鶴ノ木遺跡	今後策定予定
大船遺跡	平成21年度までの大規模な整備の終了後、保存管理計画を策定予定
三内丸山遺跡	平成10年度に整備基本計画を策定済み
小牧野遺跡	平成12年度に整備基本計画を策定済み
是川石器時代遺跡	今後策定予定
長七谷地貝塚	今後策定予定
亀ヶ岡石器時代遺跡	平成20年度に保存管理計画を策定済み
田小屋野貝塚	平成20年度に保存管理計画を策定済み
二ツ森貝塚	平成6年度に整備事業計画を策定済み
大平山元I遺跡	国史跡指定後に保存管理計画を策定予定

御所野遺跡	平成 7 年度に整備基本計画を策定済み
大湯環状列石	昭和 52 年度に保存管理計画を、平成 3 年度に環境整備基本構想を策定済み
伊勢堂岱遺跡	平成 18 年度に整備基本計画を策定済み

(2) 資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

資産全体の包括的保存管理計画は、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、平成 24 年度までに策定予定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成 21 年度 ⋮ 平成 22 年度	○縄文に関する定義の整理 ○コンセプトの検討 ○構成資産とすべき遺跡の基本的な考え方の検討
平成 23 年度 ⋮ 平成 24 年度	○顕著な普遍的価値の検討 （1）価値基準への適合性の証明 （2）真実性・完全性の証明 （3）類似資産との比較研究 等
	○構成資産の検討
	○保護措置の検討 （1）資産の範囲の設定 （2）緩衝地帯の設定 等
	○保存管理計画の検討 （1）包括的保存管理計画の策定 （2）各構成資産の保存管理計画の策定 等
	○世界遺産登録推薦書案の作成
平成 25 年度	○国へ推薦書案を提出／国からユネスコ世界遺産委員会へ推薦書提出
平成 26 年度	○イコモスによる現地調査
平成 27 年度	○ユネスコ世界遺産委員会で審査・登録

14. その他

縄文遺跡群の学術的価値の国際的合意形成を図ることを目的に、欧米の専門家等を招聘し国際会議を開催する。また、その記録集（日英版）を作成する。

（時 期）平成 23 年 9 月から 11 月までのうちの 4 日間

（場 所）青森県青森市内

（専門家）海外から 2 名、国内 2 名

（日 程）1 日目 縄文文化についての説明

2 日目 遺跡視察

3 日目 国際会議

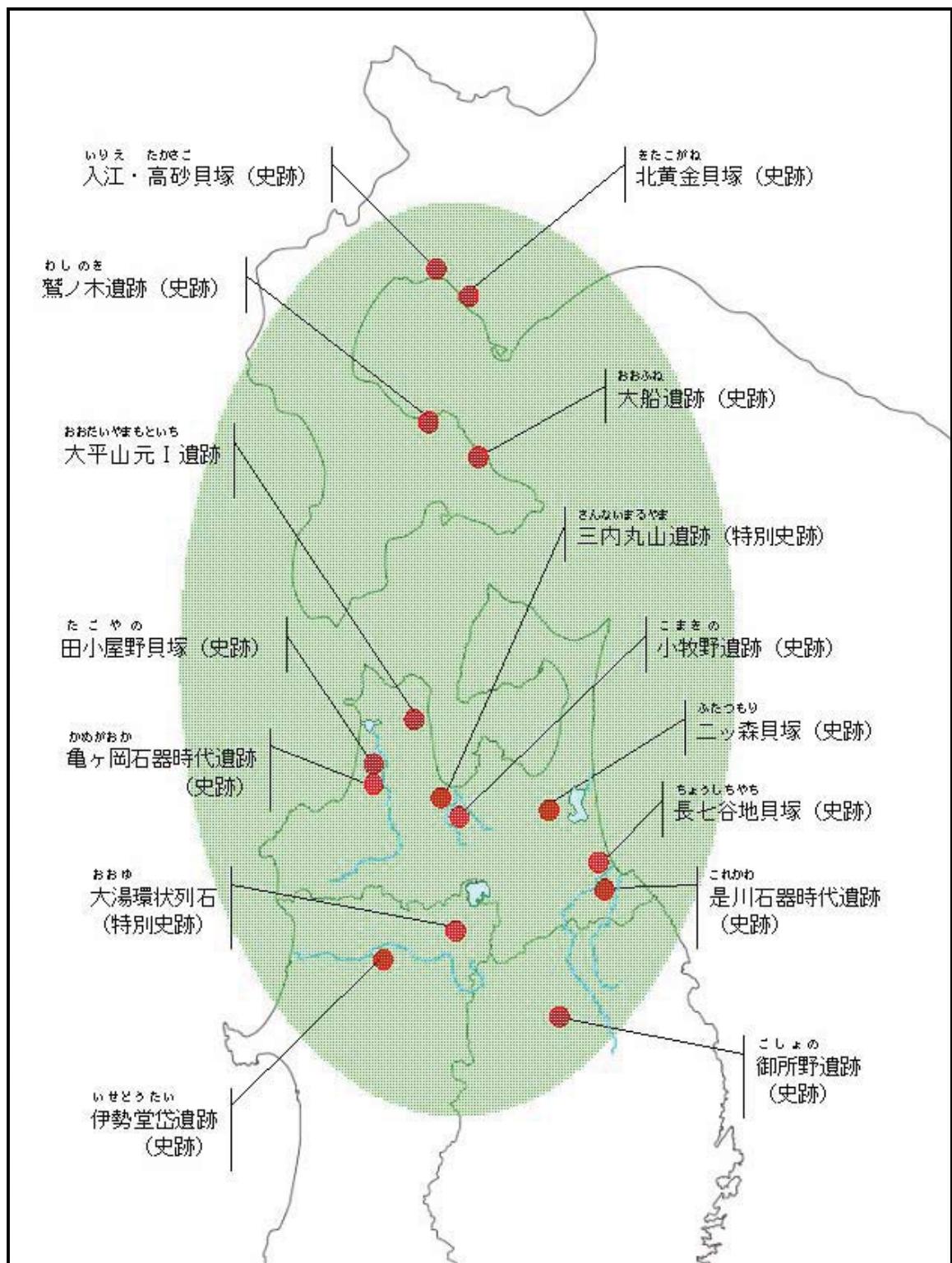
4 日目 国際会議、シンポジウム

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	北黄金貝塚	国指定史跡		北海道伊達市		
2	入江・高砂貝塚	国指定史跡		北海道洞爺湖町		
3	鶩ノ木遺跡	国指定史跡		北海道森町		
4	大船遺跡	国指定史跡		北海道函館市		
5	三内丸山遺跡	国指定特別史跡		青森県青森市		
6	小牧野遺跡	国指定史跡		青森県青森市		
7	是川石器時代遺跡	国指定史跡		青森県八戸市		
8	長七谷地貝塚	国指定史跡		青森県八戸市		
9	亀ヶ岡石器時代遺跡	国指定史跡		青森県つがる市		
10	田小屋野貝塚	国指定史跡		青森県つがる市		
11	二ツ森貝塚	国指定史跡		青森県七戸町		
12	大平山元Ⅰ遺跡			青森県外ヶ浜町	平成23年度中の国史跡指定に向けて準備中	
13	御所野遺跡	国指定史跡		岩手県一戸町		
14	大湯環状列石	国指定特別史跡		秋田県鹿角市		
15	伊勢堂岱遺跡	国指定史跡		秋田県北秋田市		

別紙2 構成資産(コア・ゾーン)の位置図



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

九州・山口の近代化産業遺産群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

福岡県	北九州市, 大牟田市, 中間市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
熊本県	荒尾市, 宇城市
鹿児島県	鹿児島市
山口県	下関市, 萩市
岩手県	釜石市（世界遺産登録推進協議会ではオブザーバー）

※平成21年10月の専門家委員会でとりまとめられた提言書ベースの関係自治体

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物・遺跡・建造物群

4. 資産の概要

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、シリアルに構成される日本の資産であり、1850年から1910年代にかけて築かれた近代化産業遺産とその社会的経済的背景を共有する同種の歴史的文化的範疇に属する資産から成り立っている。

初期の工業生産活動は国防への意識が強い動機付けとなった。従って、国内石炭資源を利用した製鉄、造船等の産業が日本の近代化の早期の段階における重工業の顕著なものとして主要な構成資産となっている。

これらは、東西文化の独特的な交流を証言する、統一され一貫性のある記念工作物や遺跡の集合体であり、この東西文化の独特的な交流が、後に日本を世界的な経済大国に押し上げる実質的な原動力となった技術発展をとおして日本の社会や経済を形作っていった。

シリアルとして申請する正当性は、日本の近代化・工業化の過程が九州・山口地域内と関連する一連の地域において、先駆的に進められたことにある。

19世紀の半ば、欧米列強のアジア進出に対する脅威が警鐘となり、徳川幕府や西南雄藩は自力による西洋技術の導入を試行し、経験によって培われた在来技術を、輸入された蘭書による西洋の科学理論・技術に融合させた。

そこで得られた数々の試行錯誤の経験は、次に続くより積極的な西洋技術の円滑な導入、明治政府による殖産興業政策に多大な貢献をした。

九州・山口地方は、日本列島の最西端のアジア大陸に最も近接する位置にあり、古代から海外から文化と技術の門戸であった。世界に対する日本の窓口としての役割を果たした歴史的・地理的な要素が相俟って、工業国家日本を語る資産が九州・山口の地に集中したのである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

5－1 これまでの取組

平成 20 年 9 月 26 日、世界文化遺産暫定一覧表への記載が決定。

平成 21 年 1 月 12 日、世界遺産シンポジウム（鹿児島市）

1 月 13 日、第 1 回専門家委員会（鹿児島市）

2 月 20 日、第 2 回専門家委員会（北九州市）

4 月 26 日、世界遺産シンポジウム（長崎市）

4 月 28 日、第 3 回専門家委員会（長崎市）

9 月 11 日、国内専門家委員会（東京）

10 月 19 日～21 日、第 4 回専門家委員会（東京）

コンセプト及び構成資産についてまとめられた提言書が提出された。

10 月 22 日、世界遺産シンポジウム（東京）

平成 22 年 4 月～ 海外専門家による推薦書原案作成

4 月、6 月、10 月、構成資産候補の境界線に関する調査を実施。

平成 23 年 1 月 25 日 国内専門家委員会（東京）

推薦書原案、境界線等について検討

2 月 16 日～18 日 第 5 回専門家委員会（東京） 推薦書原案検討

2 月 20 日 世界遺産シンポジウム（福岡市）

5－2 体制整備の状況

【協議会関係】

- ・ 平成 20 年 10 月 29 日、世界遺産登録推進協議会を設置。
- ・ 平成 20 年 12 月 22 日、専門家委員会を設置。

【関係自治体関係】 （平成 21 年 1 月暫定一覧表記載）

平成 19 年 4 月 長崎県：世界遺産登録推進室

平成 20 年 4 月 熊本県：文化課世界遺産登録推進班
長崎市：世界遺産推進室

平成 20 年 10 月 下関市：世界遺産登録準備室(平成 22 年 4 月文化財保護課)
萩市：世界遺産推進課

平成 20 年 12 月 鹿児島県：世界文化遺産登録推進室(平成 22 年 4 月 世界文化遺産課)

平成 21 年 4 月 福岡県：世界遺産登録推進室
佐賀県：政策監グループ（文化創造・世界遺産推進担当）

山口県：社会教育・文化財課（文化財保護班・世界遺産担当）

宇城市：文化課世界遺産推進係

佐賀市：歴史まちづくり課（平成 21 年 8 月協議会加入）

平成 22 年 1 月 佐賀市：世界遺産調査室

平成 22 年 4 月 北九州市：世界遺産登録準備室

荒尾市：社会教育課世界遺産推進室

大牟田市：世界遺産登録推進室

中間市：生涯学習課

釜石市：橋野高炉跡世界遺産登録推進室

6. 推薦に向けた課題

6-1 世界文化遺産特別委員会から示された課題

- ① 緩衝地帯の保全の範囲及び方法について具体的な方針を早急に定めること。
対応状況：平成 22 年度に調査を実施し、文化庁、関係自治体による検討を踏まえ、専門家委員会において範囲案を検討予定。

- ② 非西洋地域との比較研究及び国内の同種の資産が集中する他の地域と比較研究すること。

対応状況：非西洋地域との比較研究については平成 22 年度に調査を実施し、推薦書原案にとりまとめ予定。国内との比較調査については製鉄分野について調査を実施し、報告書をとりまとめる予定。造船・石炭分野については今後専門家の意見を伺う予定。

6-2 当提案特有の課題

I 稼働資産の保護に関する課題

(1) 該当資産

- ・ 八幡製鐵所修繕工場（福岡県北九州市 所有者：(株)新日本製鐵）
- ・ 八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室
(福岡県中間市 所有者：(株)新日本製鐵)
- ・ 長崎造船所向島第 3 ドック
(長崎県長崎市 所有者：三菱重工(株)長崎造船所)
- ・ ハンマーHEAD型起重機
(長崎県長崎市 所有者：三菱重工(株)長崎造船所)
- ・ 三池港
(福岡県大牟田市 所有者：(株)日本コークス鉱業（旧三井鉱山）)

(2) 資産が抱える課題

所有者である企業において生産活動への制約の懸念があり、文化財指定の同意に慎重

(3) 対応状況

国において稼働資産の保護に関する制度改革の動きがあり、推移を見守りつつ対応を検討。

II 万全の保護措置の検討が必要な資産に関する課題

(1) 該当資産

端島炭坑（長崎市）

(2) 資産が抱える課題

- ① 主題の時代を明らかにする物証を明確化し、どのような法的保護を図ることが可能か探る必要がある。
- ② 保存の手法が課題であり、文化財保護法の観点との合致が必要。

(3) 対応状況

端島炭坑等の文化財指定に向けた調査及び検討を行うため、平成 22 年度に国内の専門家による調査検討委員会を設置し、検討中（3 年計画）。

7. 基準の適用

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、以下の3つの評価基準を満たし、顕著な普遍的価値を有すると考えている。

ii) 人類の価値の重要な交流

「九州・山口の近代化産業遺産群」は1850年から1910年の期間に、工業化が進む西洋諸国と日本の間に起こった技術交流の、類まれともいべき過程、さらにその交流への反応があったことを証明する、統一性をもった一連の有形資産である。

iii) 現存する、あるいは既に消滅した文化的伝統に関する希な証拠

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、1850年から1910年の産業形成期を具体的に示す例である。この形成期は現在の日本の産業文化の土台であり、工業化への取り組みを示す他に類のない例である。すべての人類文化に共通する普遍的な性質を有するものであり、世界の歴史に不可欠の要素となる。

iv) 人類の重要な歴史を物語る技術的な集合体

「九州・山口の近代化産業遺産群」は人類史における急速な変化期の一例となる技術的集合体の優れた例であり、工業化の歴史の時間的／地域的枠組みにおいて普遍的な重要性を有する。これら一連の資産は、相互に関連する起源を持つ近代重工業の遺産を統一的に包含しており、世界の技術移転史に大きく貢献する。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産候補は、形態や意匠において良好な状態で保存されており、一連の資産群として人類の発展で重要な段階の一つである日本の工業化初期の価値を示すための真実性が担保されている。

既に国の文化財指定されている遺産については、調査に基づき価値の真実性は確実に伝達されている。未指定の文化財についても真実性は確実に伝達されていると考えられるが、今後の調査の過程において「世界遺産条約履行のための作業指針」第82項に示された属性に基づく分析をとおして裏付けを行う。

(2) 完全性

「九州・山口の近代化産業遺産群」は1850年から1910年に至るまでの相互に関連を有する重工業関連遺産及び社会的経済的背景を示すものとして最も代表的な8つのエリアから成り立っている。

各エリアは日本の工業化初期を表す異なる分野の構成資産が混在しており、個々のエリアではなく、各エリアが統合されて初めて構成要素の完全な関係を示唆し、工業国家として日本が台頭したことへの全体の理解へ繋がる。

開発による負の影響については、今後保存管理計画の下で対策を明示することとしているが、利用可能な土地が限定され、開発が集中している日本の産業発展の特異性について、若干の注釈が必要と考えられる。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国際比較（検討中）

① 比較対象資産

ア) 鉄鋼、造船、石炭鉱業分野の世界遺産一覧表に記載されている工業資産

イ) アジアにある鉄鋼・造船・石炭鉱業資産で世界遺産一覧表未記載の資産

② 比較の視点

ア) 産業種の組み合わせ及び対象時期

イ) 近代化の時期及び手法

(2) 国内比較（検討中）

① 比較対象資産

1850-1910 年代の製鉄関連遺産

② 比較の視点

技術史的視点を中心に、組織的視点、人的視点で補足し、遺産・遺構の残存状況により比較

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

(1) 一覧表 別紙 1 のとおり

(2) 位置図 別紙 2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

○位置図 別紙2のとおり

○適用される規制の内容

規制名	適用済	適用予定	検討状況
都市計画法（北九州市工業専用地域）	○		
港湾法（北九州市臨港地区：工業港区）	○		
北九州市都市景観条例	○		
中間市景観条例		○	平成25年度施行に向けて検討中
佐賀市景観条例・景観計画		○	H23年10月に施行予定
福岡県筑後川流域景観計画（佐賀市）	○		
農地法・農振法（佐賀）	○		
都市計画法（佐賀）	○		
河川法（佐賀）	○		
長崎市景観条例		○	長崎市都市景観条例（S63、任意条例）の景観法（H17）に基づく見直し。H23年度施行予定。
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	○		
鹿児島市景観条例	○		
関門景観条例	○（一部）		
萩市景観条例	○		

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

No.	指定名称等	有無	検討状況	策定見込み
1	萩反射炉	無	H23～予定	H23 年度
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	無	H23～予定	H23 年度
3	萩城下町	有		
4	大板山たたら製鉄遺跡	無	H23～予定	H23 年度
5	旧集成館	無	H23～予定	H24 年度
6	旧集成館機械工場	無	H23～予定	H24 年度
7	旧鹿児島紡績所技師館	無	H22～検討中	H24 年度
8	三重津海軍所跡	無	H23～予定	検討中
9	橋野高炉跡	有	H23～追加指定	追加指定後 H24 年度
10	長崎造船所向島第 3 ドック	無	期間中検討	(未定)
11	長崎造船所旧鋳物工場併設木型場	無	〃	(未定)
12	長崎造船所ハンマーへッド型起重機	無	〃	(未定)
13	長崎造船所占勝閣	無	〃	(未定)
14	小菅修船場跡	無	H23～検討中	H24 年度
15	高島炭坑	無	H22～検討中	H24 年度
16	端島炭坑	無	H22～検討中	H24 年度
17	旧グラバー住宅	無	H23～予定	H23 年度
18	前田砲台跡	無	H23 以降予定	未定
19	六連島灯台	無	未定	未定
20	三池炭鉱宮原坑施設	無	H23～検討中	H24 年度
21	三池炭鉱旧万田坑施設	無	H22～検討中	H23 年度
22	三池炭鉱専用鉄道敷	無	H23～検討中	H24 年度
23	三池港	無	期間中検討	(未定)
24	三角旧港（三角西港）施設	有	H23～検討中	H25 年度
25	八幡製鐵所旧本事務所	無	H23～予定	H24 年度
26	八幡製鐵所修繕工場	無	H23～予定	H24 年度
27	八幡製鐵所旧鍛冶工場	無	H23～予定	H24 年度
28	八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室	無	H23～予定	H24 年度

(2) 資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

原案を作成中。策定時期は未定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

作業内容	21年	22年	23年		登録2年前	登録前年
暫定一覧表記載	○					
資産の国文化財指定	○	○	○	○		
包括的保存管理計画策定		○	○	○		
個別保存管理計画策定		○	○	○		
バッファゾーン検討・設定・条例化		○	○	○		
類似資産との比較研究		○	○			
推薦書原案作成		○	○	○		
推薦書提出					○	
イコモス調査						○

14. その他

(1) 第5回「九州・山口の近代化産業遺産群」専門家委員会

① 日 時

平成23年2月16日（水）～18日（金） 10:00～17:00

② 東京都

③ 議 題

- ・構成資産候補の検討
- ・構成資産候補範囲の検討
- ・推薦書原案に関する検討

(2) 「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産シンポジウム

① 日時

平成23年2月20日（日） 13:30～17:00

② 場所

福岡市

③ 目的

「九州・山口の近代化産業遺産群」について、国際的な動向に基づく顕著な普遍的価値の考え方や現在の取組状況等について、国内外の専門家による講演を通して理解を深める。

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称

「九州・山口の近代化産業遺産群」

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	萩反射炉	国指定史跡	—	山口県萩市	指定済み	
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	未指定	—	山口県萩市	平成21年度、22年度に発掘調査を実施。平成23年度の国史跡指定に向けて準備中。	
3	萩城下町	国指定史跡・重伝建	—	山口県萩市	平成23年度の国史跡追加指定に向けて準備中。	
4	大板山たら製鉄遺跡	—	山口県指定史跡	山口県萩市	平成23年度の国史跡指定に向けて準備中。	
5	旧集成館	国指定史跡	—	鹿児島県鹿児島市	平成22年度に発掘調査を実施。国史跡追加指定に向けて準備中	
6	旧集成館機械工場	国指定史跡・重文	—	鹿児島県鹿児島市	指定済み	
7	旧鹿児島紡績所技師館	国指定史跡・重文	—	鹿児島県鹿児島市	平成23年度に発掘調査を予定。国史跡追加指定に向けて準備中。	
8	三重津海軍所跡	—	—	佐賀県佐賀市		
9	橋野高炉跡	国指定史跡	—	岩手県釜石市	平成23年度から順次の国史跡追加指定に向けて準備中	
10	長崎造船所向島第3ドック	—	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
11	長崎造船所旧鋳物工場併設木型場	—	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
12	長崎造船所ハンマーヘッド型起重機	登録有形	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
13	長崎造船所占勝閣	—	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
14	小菅修船場跡	国指定史跡	—	長崎県長崎市	国史跡追加指定に向けて準備中	
15	高島炭坑	—	—	長崎県長崎市	平成22年度から3年計画で研究委員会を設置し、検討中	
16	端島炭坑	—	—	長崎県長崎市	平成22年度から3年計画で研究委員会を設置し、検討中	
17	旧グラバー住宅	重文	—	長崎県長崎市	指定済み	
18	長州藩下関前田台場跡	国指定史跡	—	山口県下関市	国史跡追加指定に向けて準備中	

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
19	六連島灯台		下関市指定建造物	山口県下関市	平成22年度に測量調査を実施。国史跡指定に向けて準備中。	
20	三池炭鉱宮原坑施設	国指定史跡・重文	—	福岡県大牟田市	平成22年度から発掘調査を実施。国史跡追加指定に向けて準備中。	
21	三池炭鉱旧万田坑施設	国指定史跡・重文	—	熊本県荒尾市	平成23年度に測量調査を実施予定。国史跡	
22	三池炭鉱専用鉄道敷	—	—	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市	平成23年度から測量調査を予定、国史跡指定に向けて準備中。	
23	三池港	—	—	福岡県大牟田市	調整中	保護の枠組みについて検討中。
24	三角旧港(三角西港)施設	国指定重文	—	熊本県宇城市	重要文化的景観選定の可能性について協議中	
25	八幡製鐵所旧本事務所	—	—	福岡県北九州市		保護の枠組みについて検討中。
26	八幡製鐵所旧修繕工場	—	—	福岡県北九州市		保護の枠組みについて検討中。
27	八幡製鐵所旧鍛冶工場	—	—	福岡県北九州市		保護の枠組みについて検討中。
28	八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室	—	—	福岡県中間市		保護の枠組みについて検討中。

産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議の設置について

〔平成23年3月7日〕
〔関係省庁申合せ〕

1. 稼働中の産業遺産の保護管理のあり方等について検討するため、内閣に、産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官

構成員 内閣官房地域活性化統合事務局長

内閣官房国家戦略室内閣審議官

内閣府行政刷新会議官房審議官（規制・制度改革担当）

総務省大臣官房地域力創造審議官

外務省広報文化交流部長

文化庁文化財部長

林野庁森林整備部長

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業審議官

国土交通省総合政策局長

環境省自然環境局長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議幹事会

議長　内閣官房地域活性化統合事務局長

構成員　内閣官房国家戦略室企画調査官

内閣府行政刷新会議規制・制度改革担当事務局企画官

総務省地域力創造グループ地域政策課長

外務省広報文化交流部国際文化協力室長

文化庁文化財部記念物課長

林野庁森林整備部研究・保全課長

経済産業省地域経済産業グループ産業施設課長

国土交通省総合政策局政策課長

環境省自然環境局自然環境計画課長

規制・制度改革に係る方針

〔平成 23 年 4 月 8 日〕
〔閣 議 決 定〕

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」において、規制・制度改革について検討を行い、平成 23 年 1 月 26 日に「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」（以下「分科会中間とりまとめ」という。）を取りまとめた。また、行政刷新会議において、同年 3 月 6 日及び 7 日に規制仕分けを実施した。

分科会中間とりまとめや規制仕分けの評価結果も踏まえ、政府内の調整を行っていたところであるが、現時点では調整が終了している事項について、別紙のとおり、「規制・制度改革に係る方針」を定める。

現時点で調整が終了していない事項については、今後調整を行い、別途閣議決定を行うこととする。

3. 農林・地域活性化分野

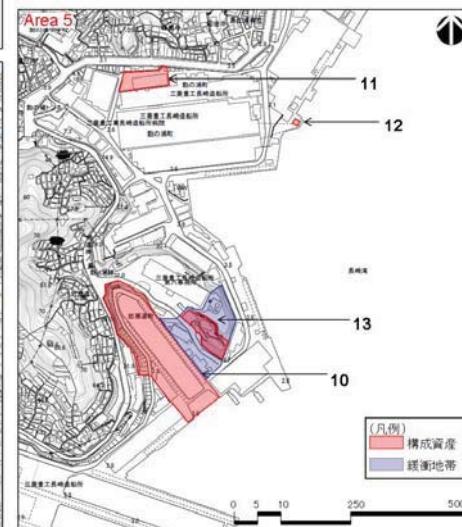
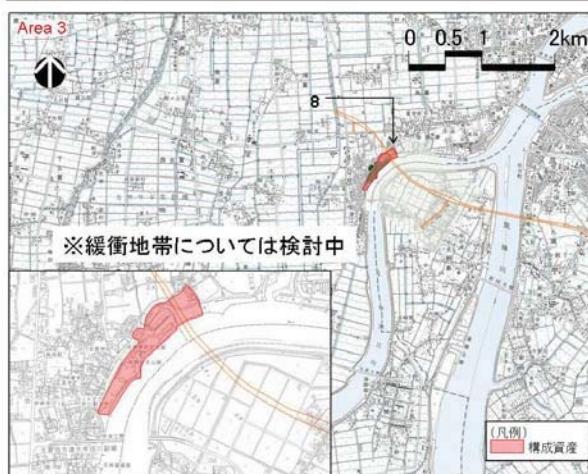
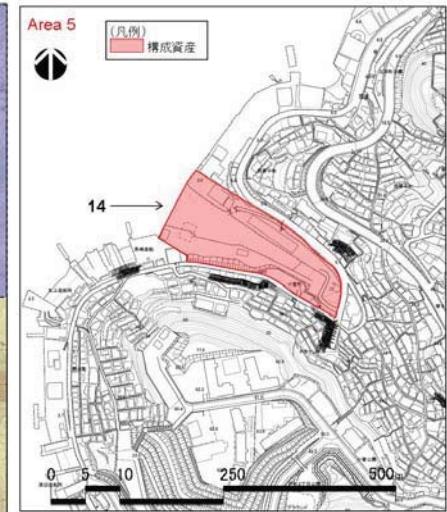
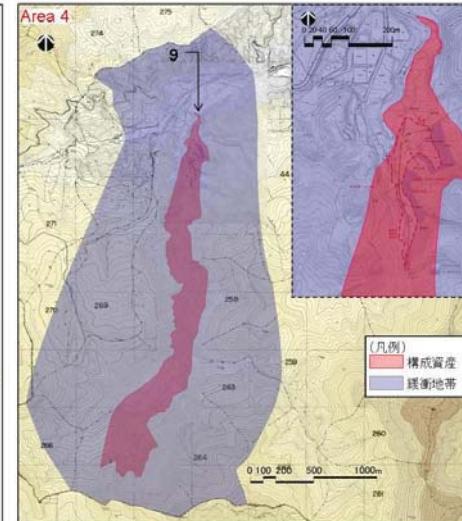
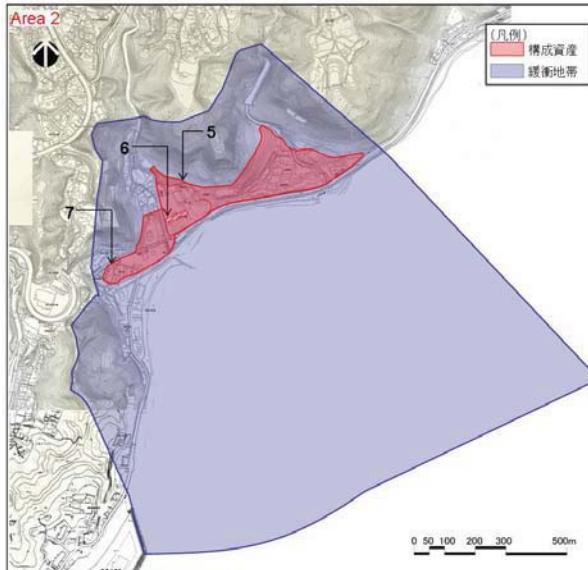
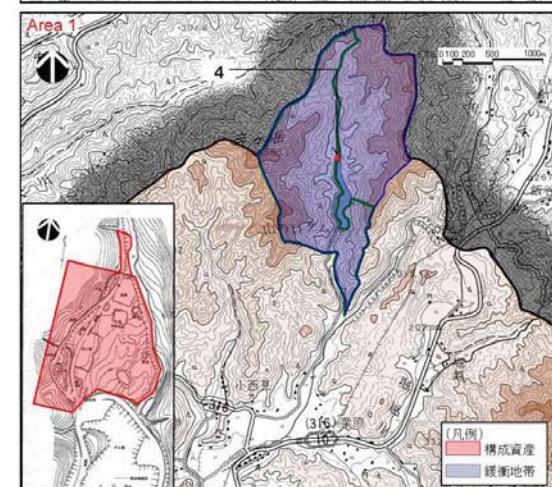
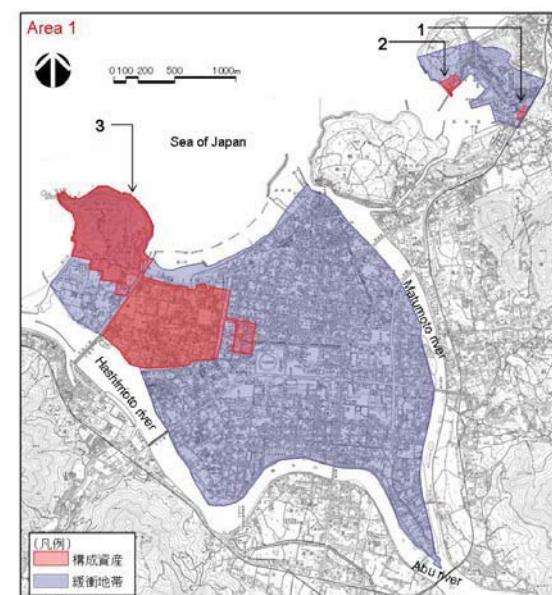
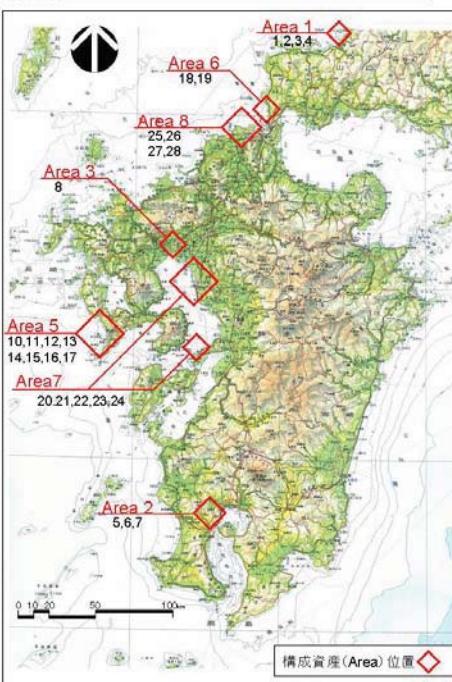
【農林・地域活性化 ②】

規制・制度改革事項	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none">稼働中の産業遺産の世界遺産登録について、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。 ＜平成 22 年度中に検討を開始し、平成 23 年度中できる限り早期に結論＞
所管省庁	内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省

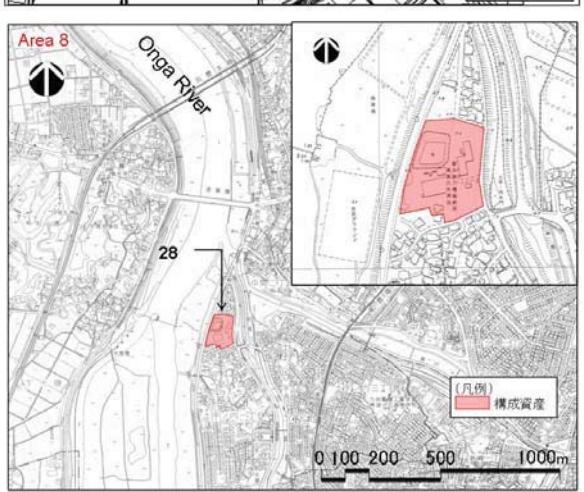
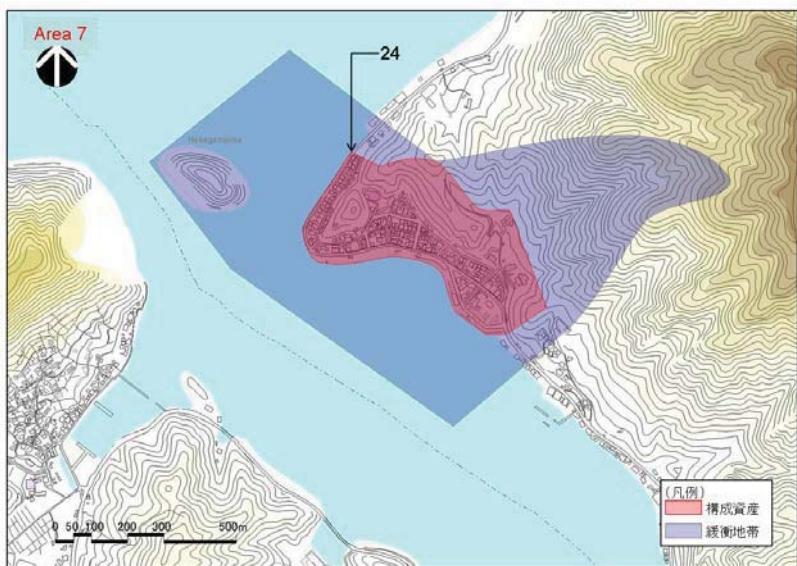
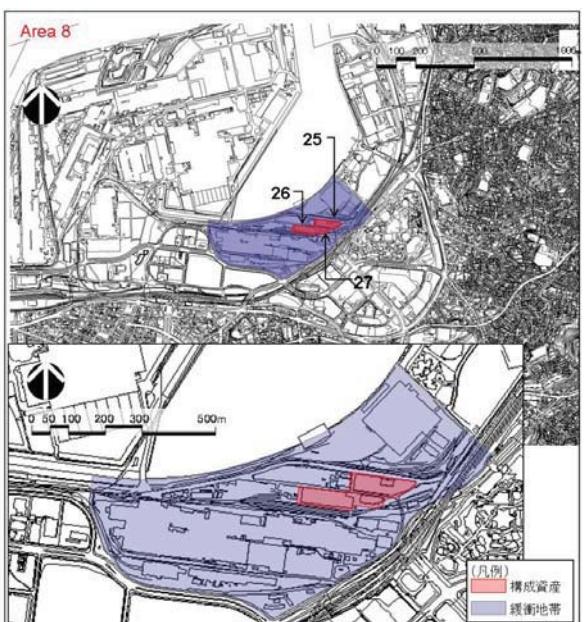
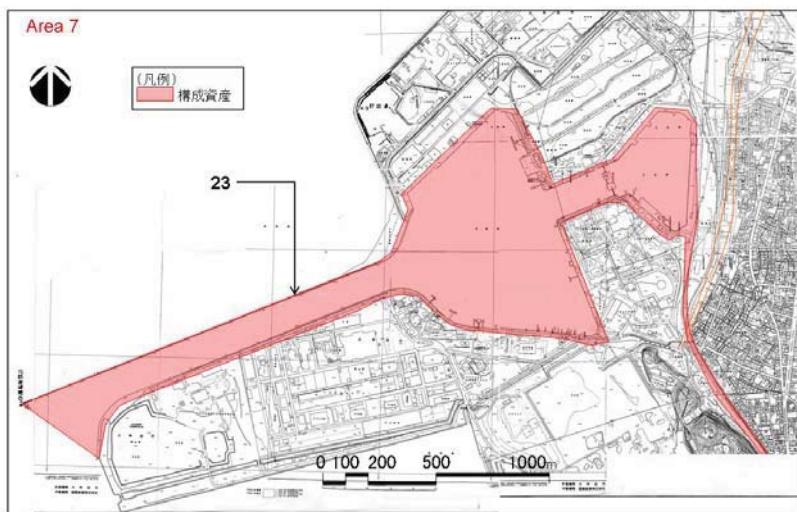
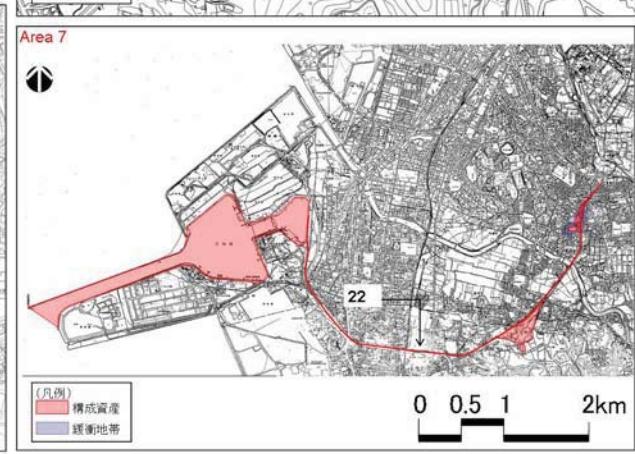
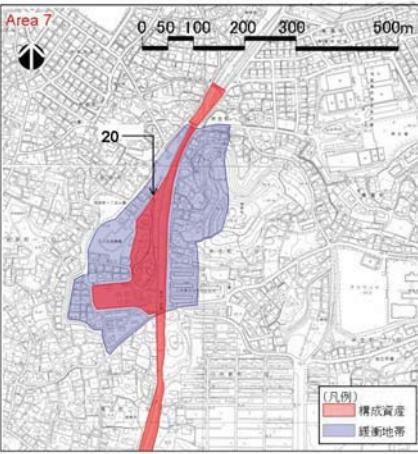
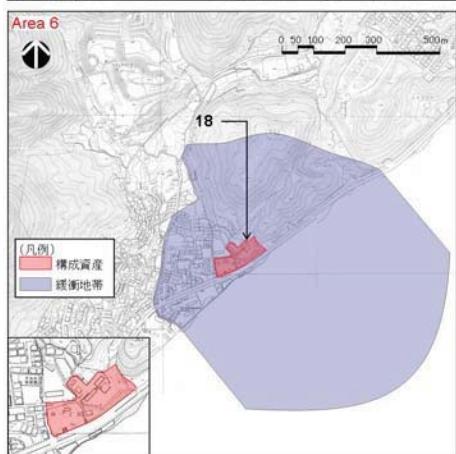
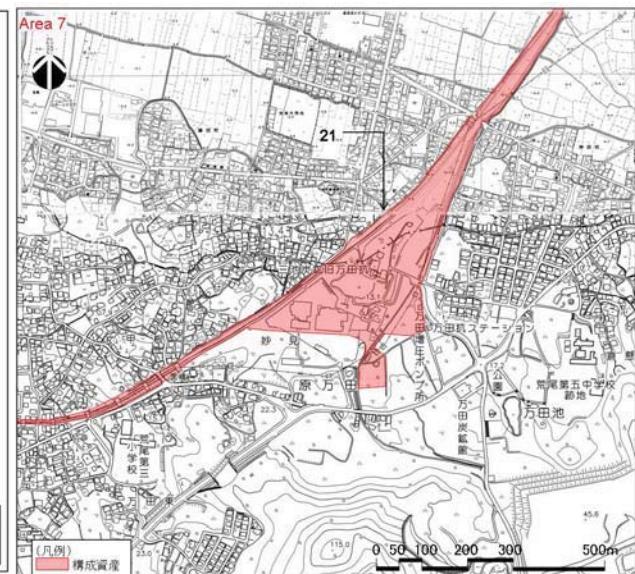
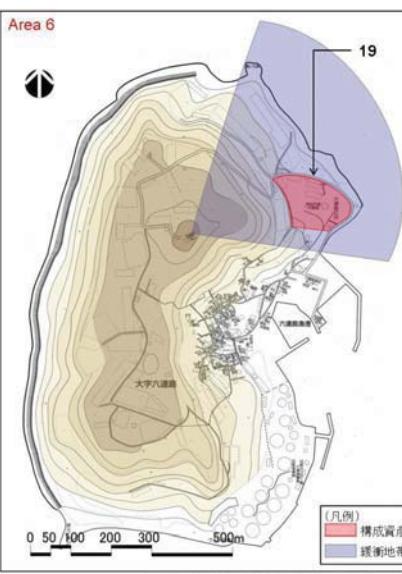
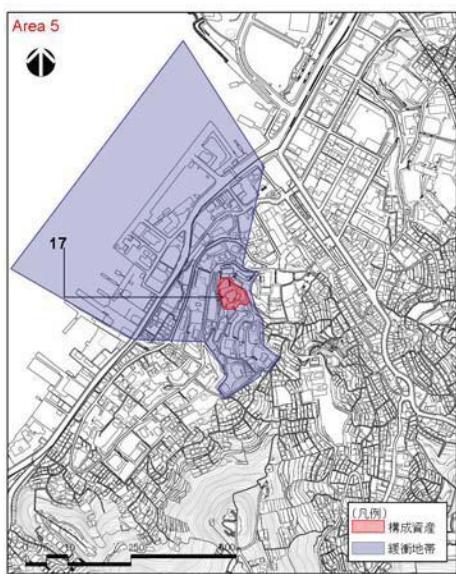
別紙2



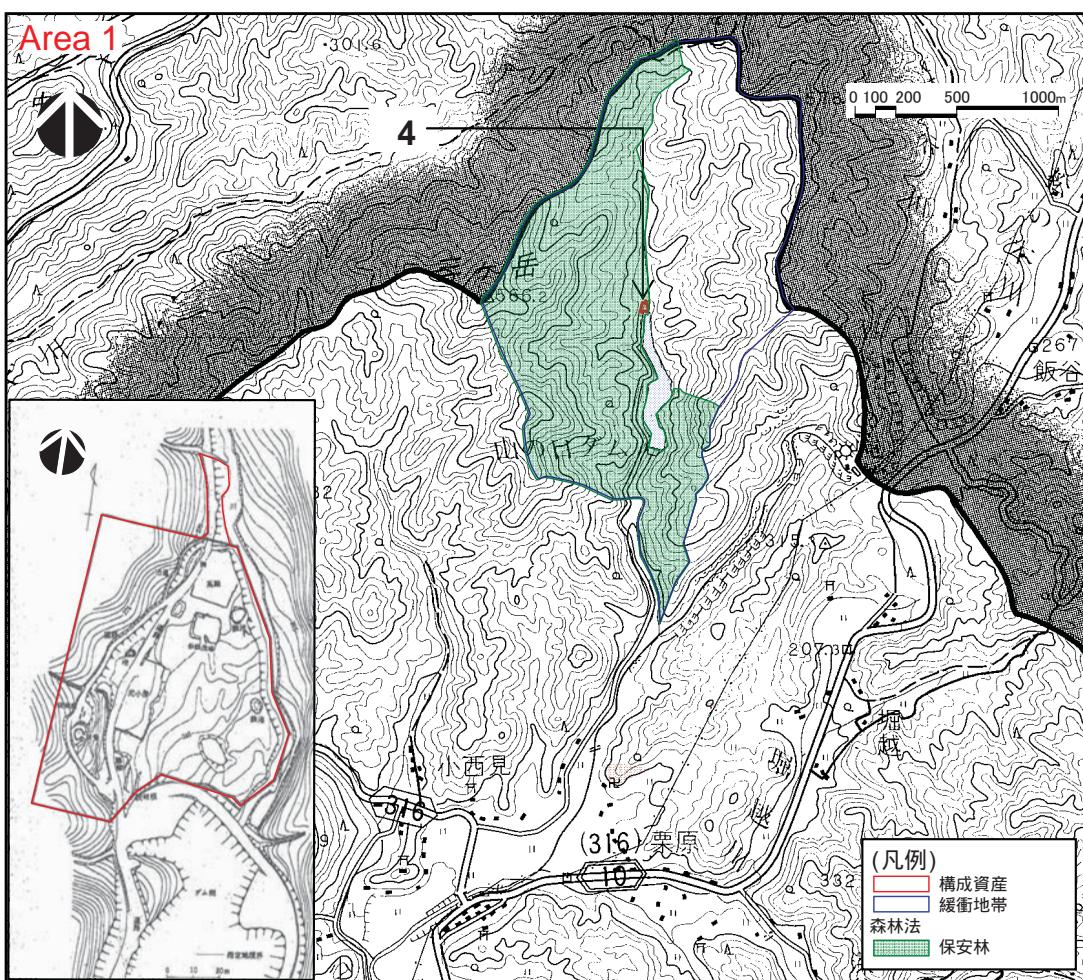
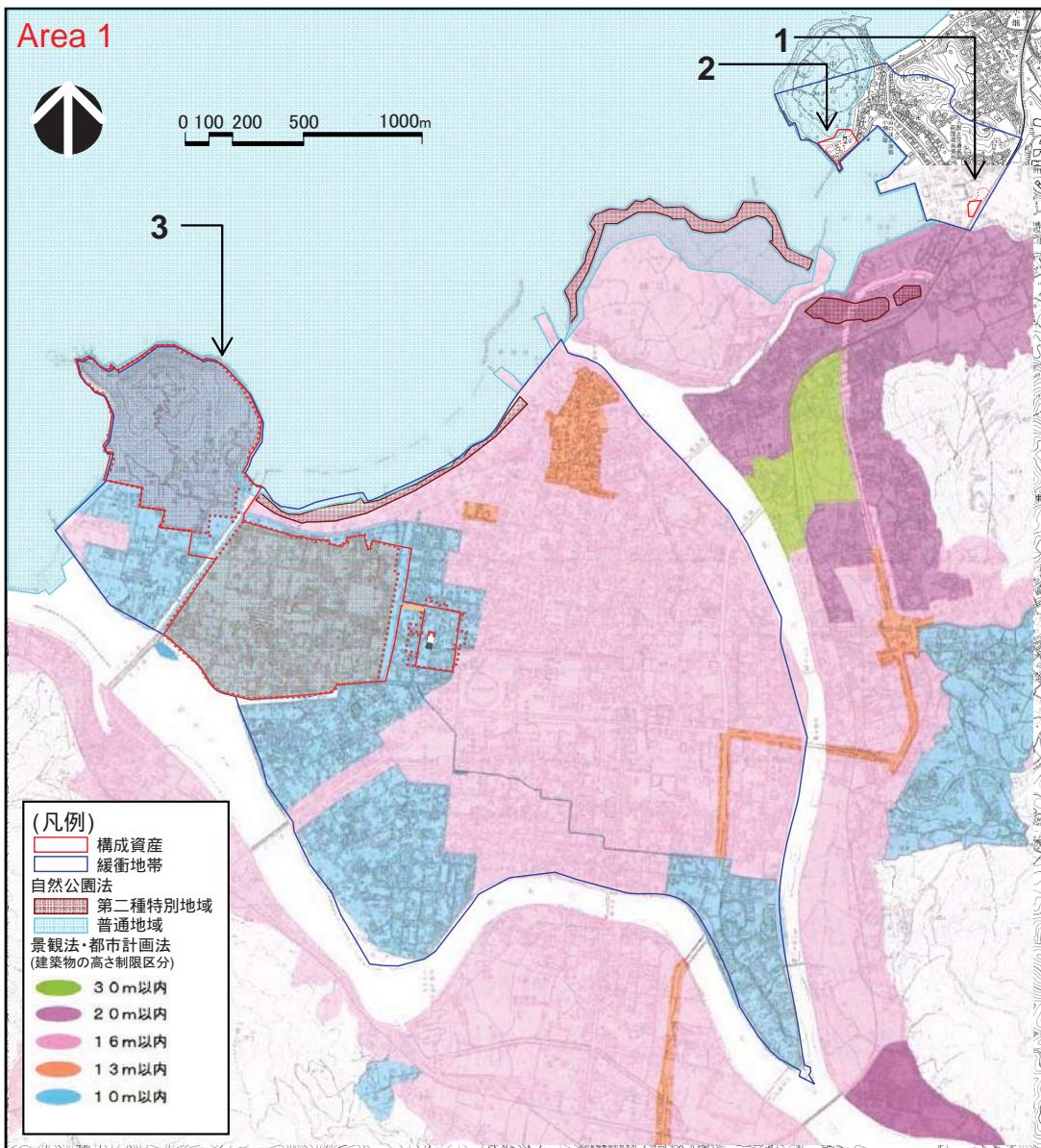
- Area 1**
 1 萩崎造船
 2 恵美須ヶ鼻造船所跡
 3 萩城下町
 4 大坂山たら製鉄遺跡
- Area 2**
 5 旧集成館
 6 旧集成館機械工場
 7 旧鹿児島紡績所技師館
- Area 3**
 8 三重津海軍所跡
- Area 4**
 9 橋野高炉跡
- Area 5**
 10 長崎造船所向島第3ドック
 11 長崎造船所旧鉄物工場併設木型場
 12 長崎造船所ハンマー・ヘッド型起重機
 13 長崎造船所占勝閣
 14 小當修船場跡
 15 高島炭坑
 16 端島炭坑
 17 旧グラバー住宅
- Area 6**
 18 長州藩下関前田台場跡
 19 六連島灯台
- Area 7**
 20 三池炭鉱宮原坑施設
 21 三池炭鉱旧万田坑施設
 22 三池炭鉱専用鉄道敷
 23 三池港
 24 三角旧港（三角西港）施設
- Area 8**
 25 八幡製鐵所日本事務所
 26 八幡製鐵所旧修繕工場
 27 八幡製鐵所旧鋳冶工場
 28 八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室



全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

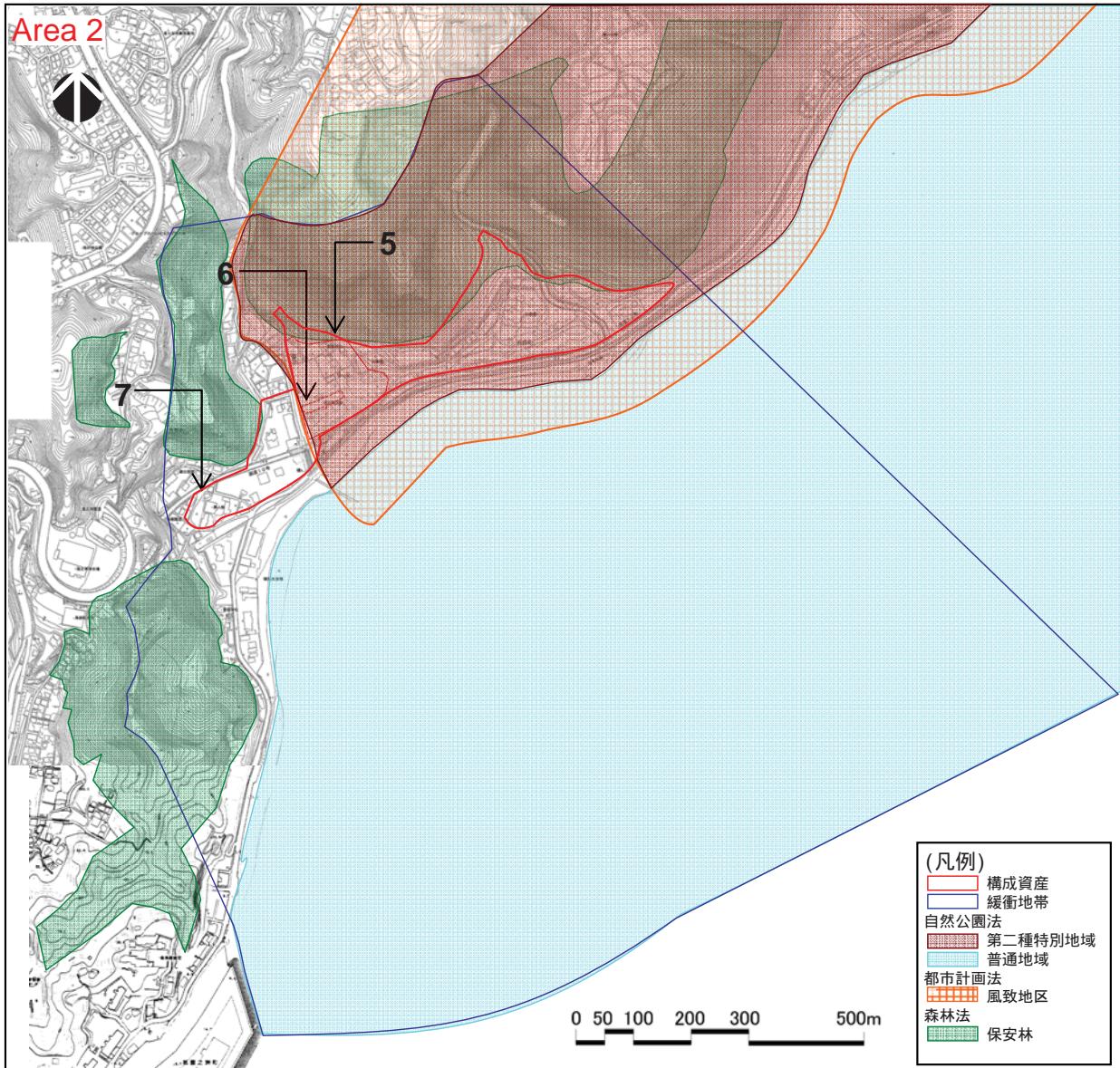


全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

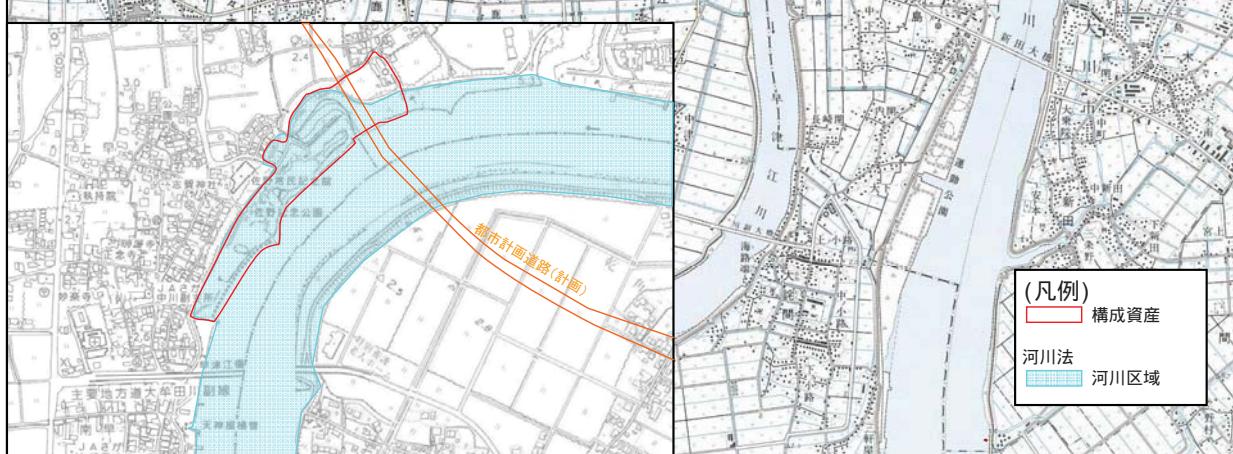
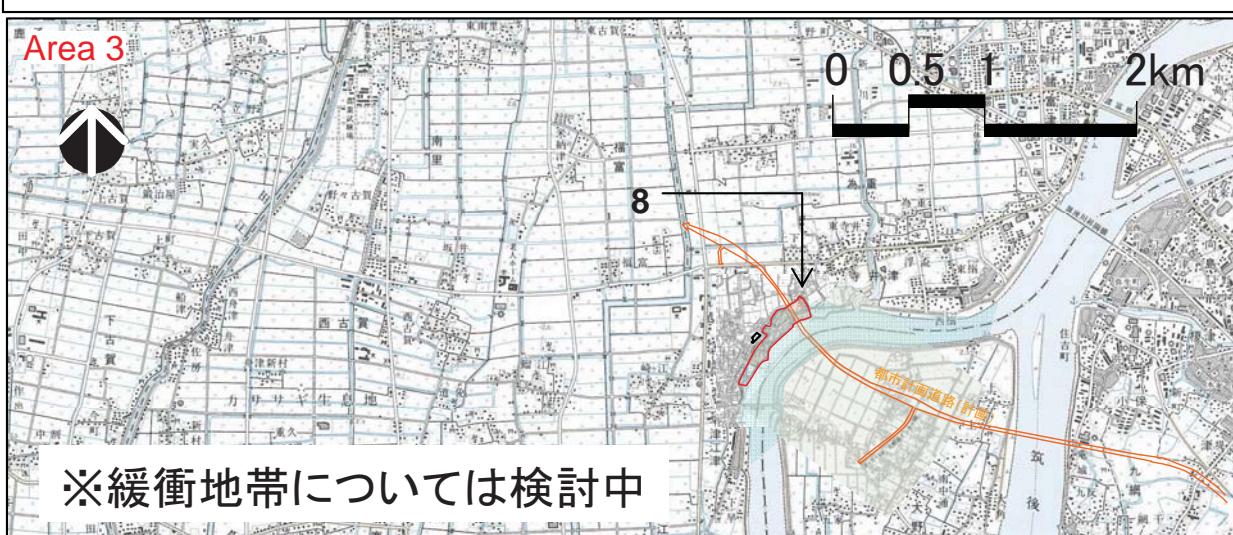


全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

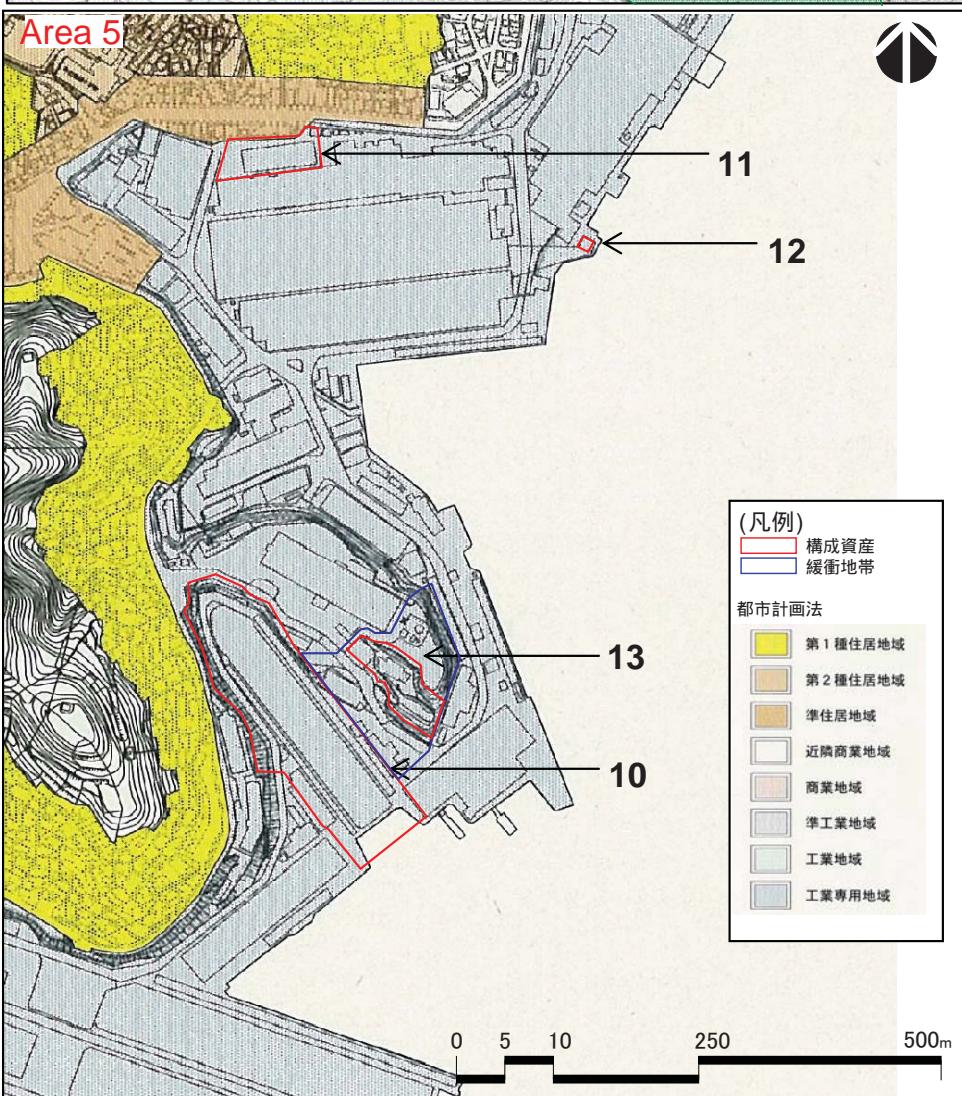
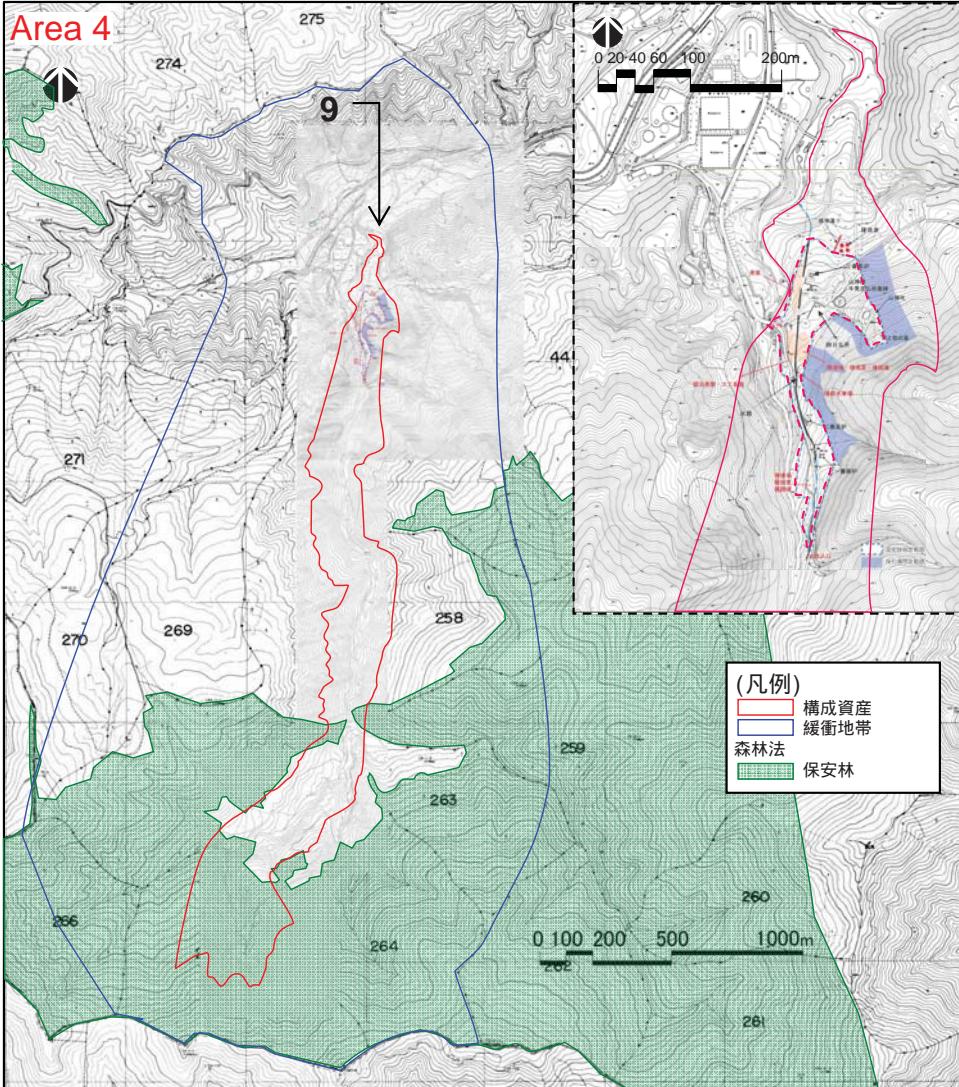
Area 2



Area 3



全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である



全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

Area 5

0 5 10

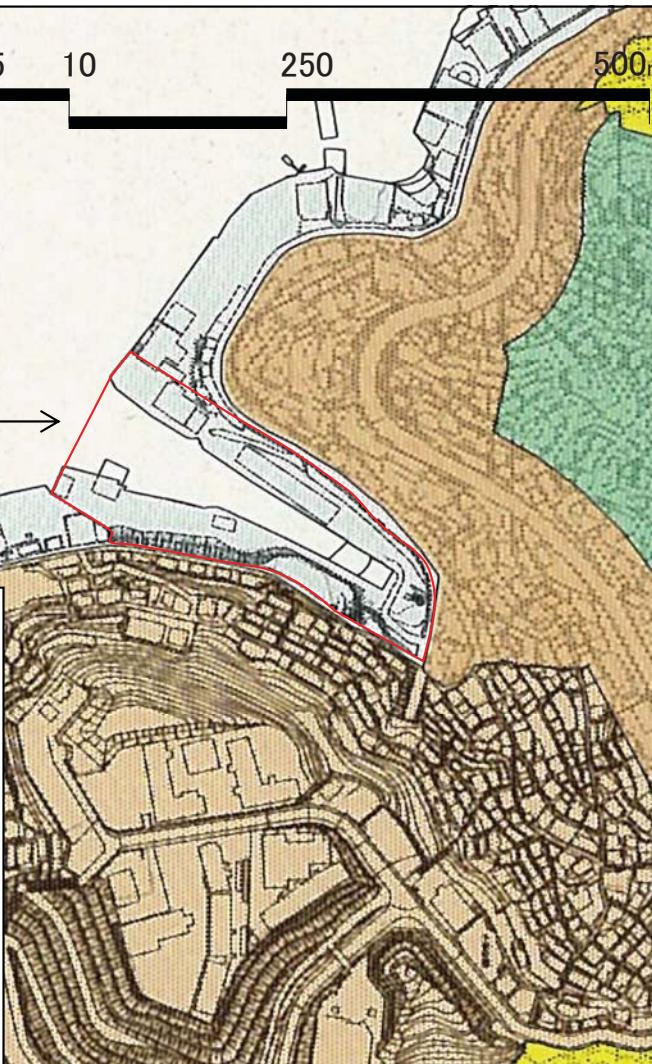
250

500m



14 →

(凡例)
構成資産
都市計画法
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域



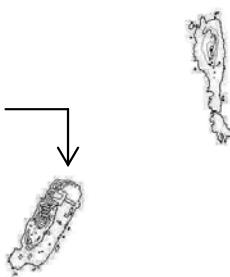
Area 5

15 →



※検討中

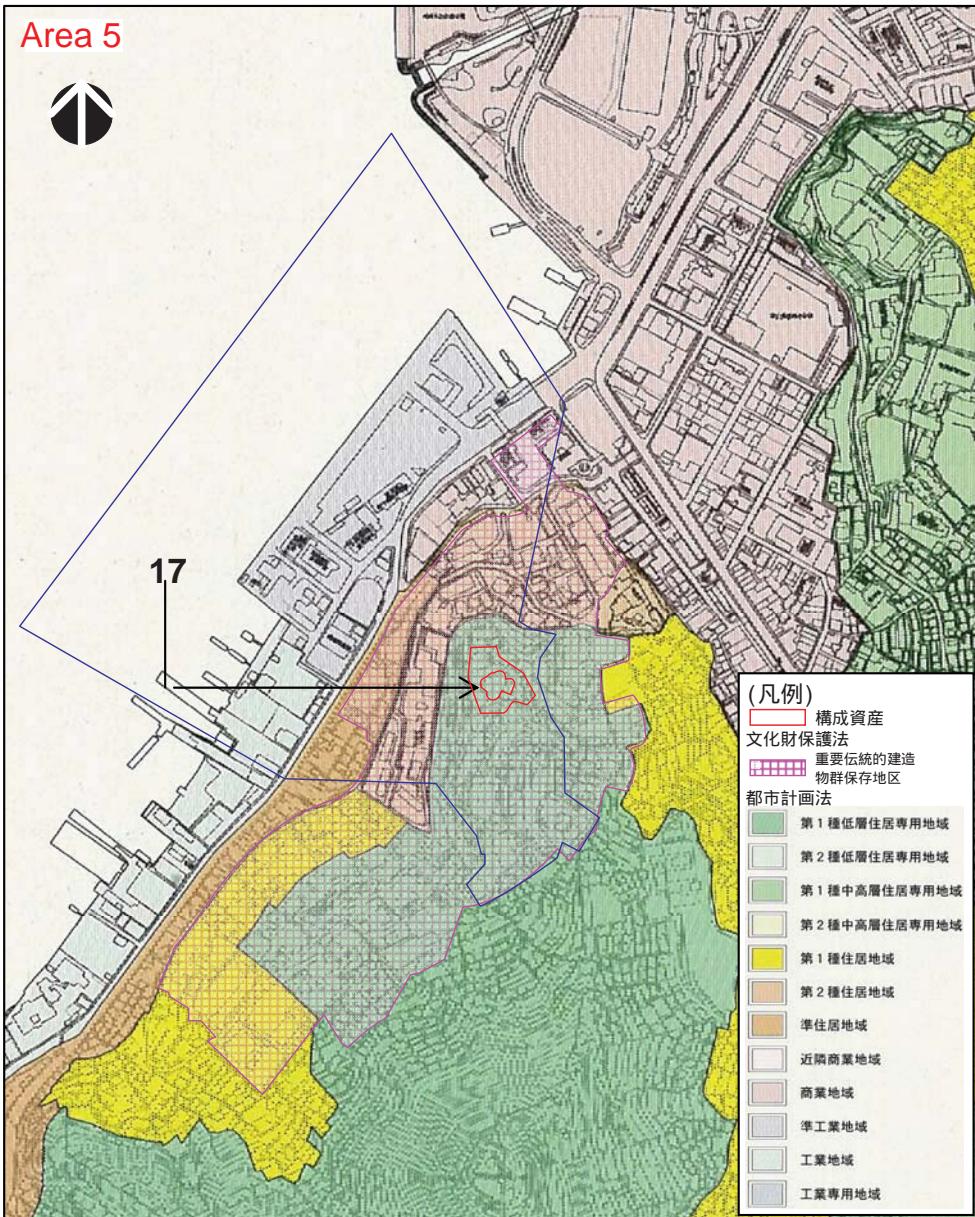
16 →



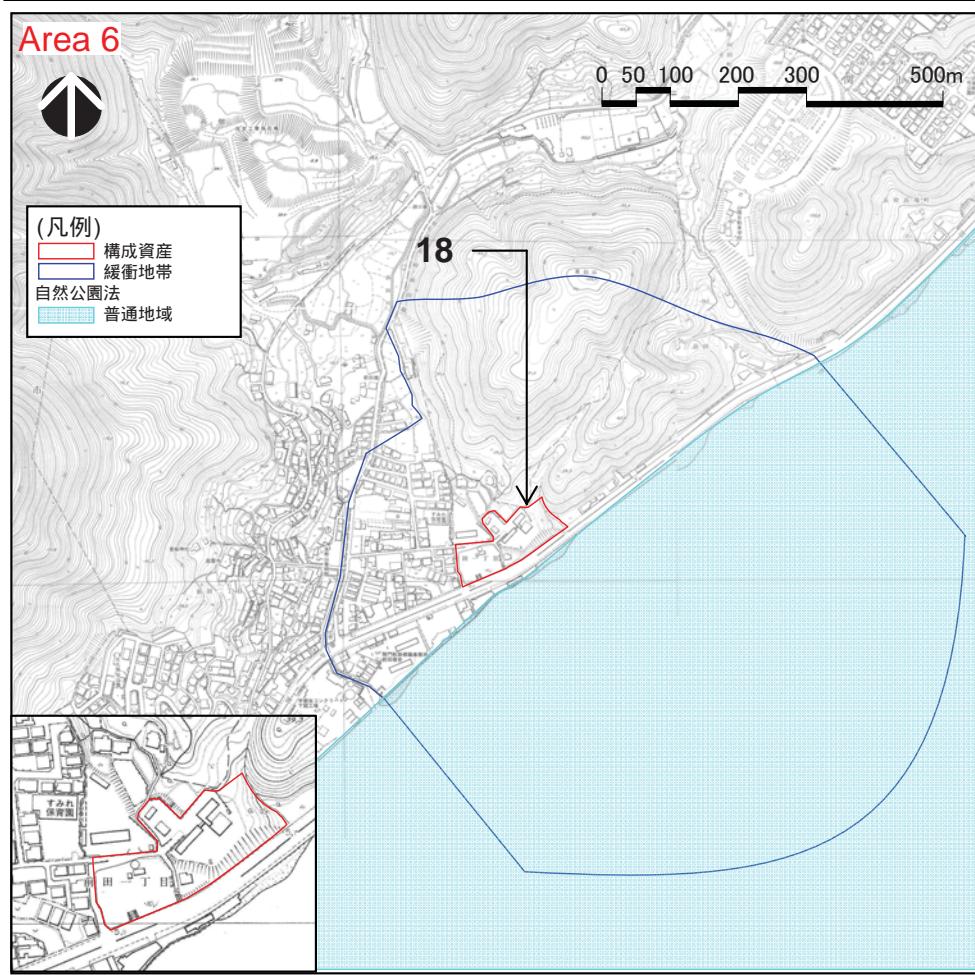
0 200 400 1000 2000m

全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

Area 5

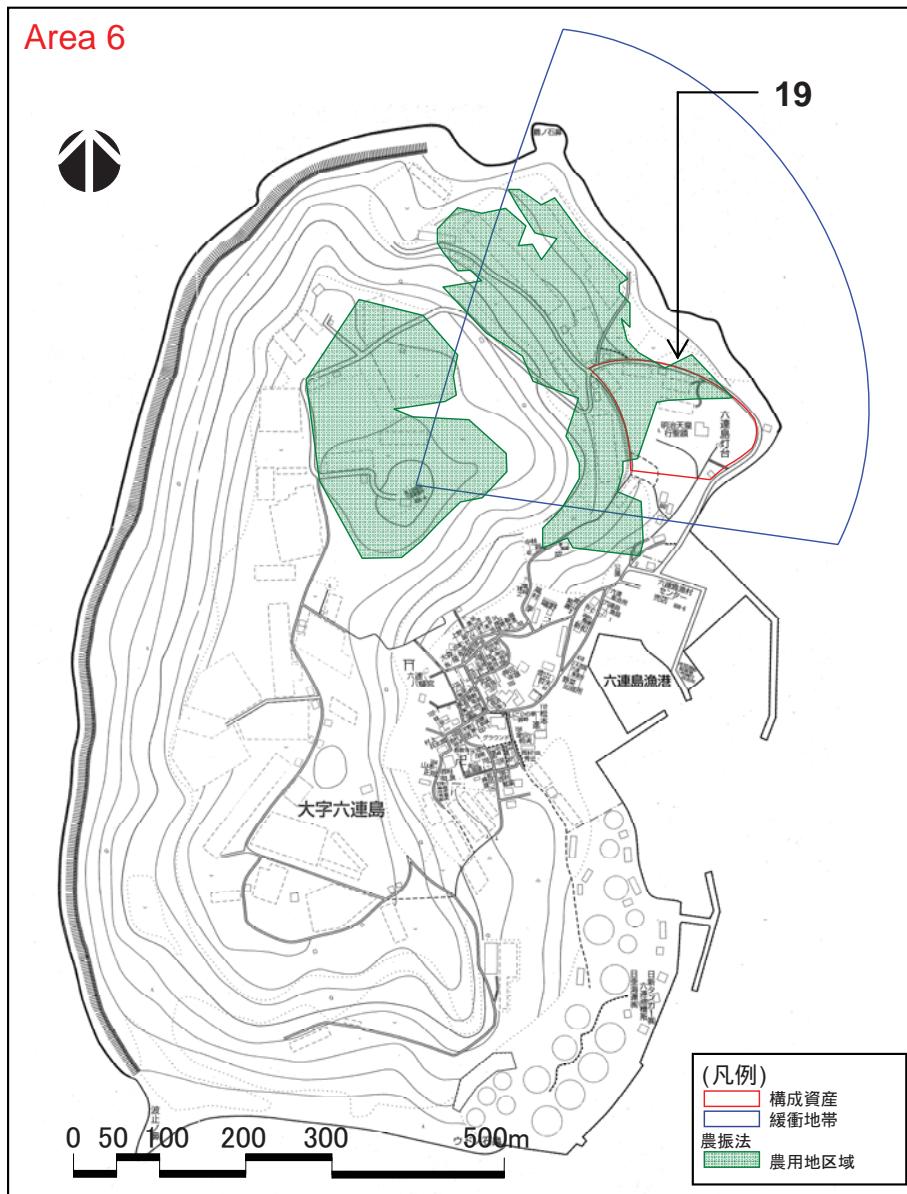


Area 6

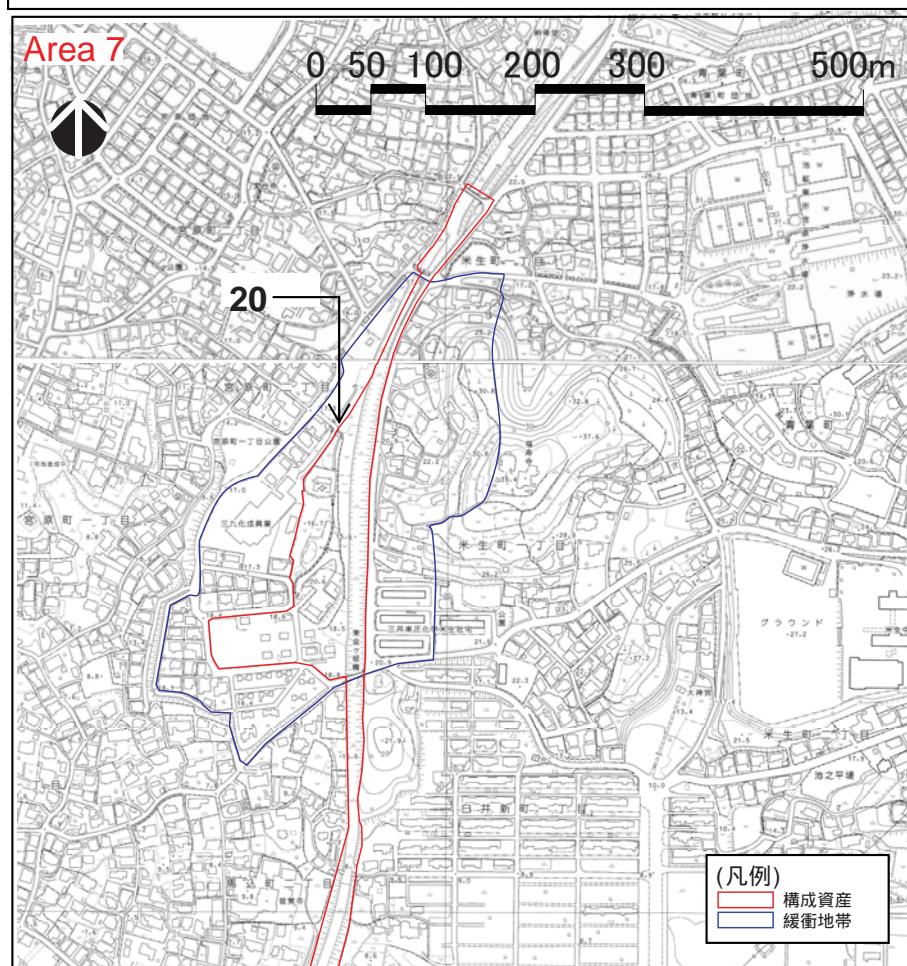


全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

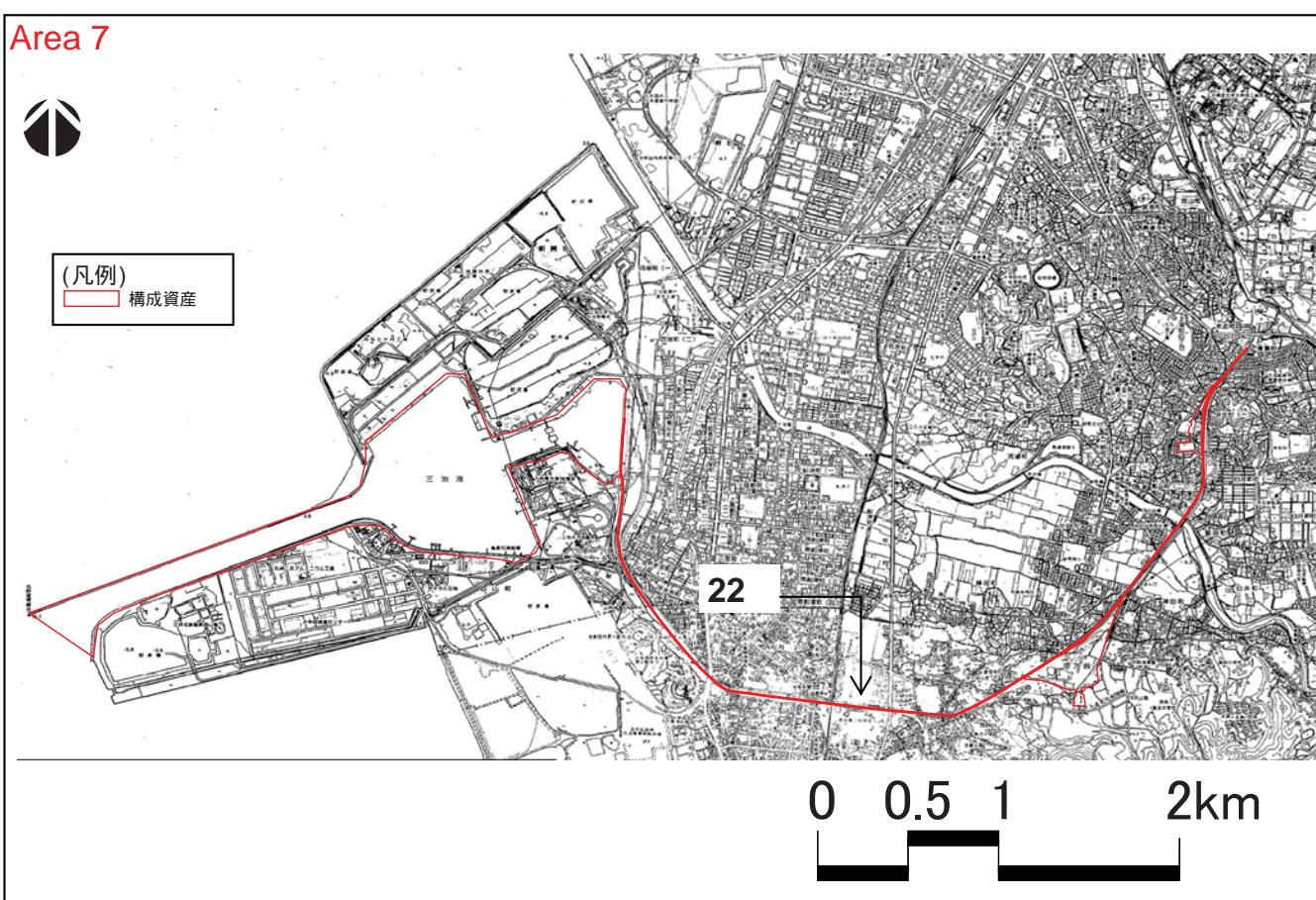
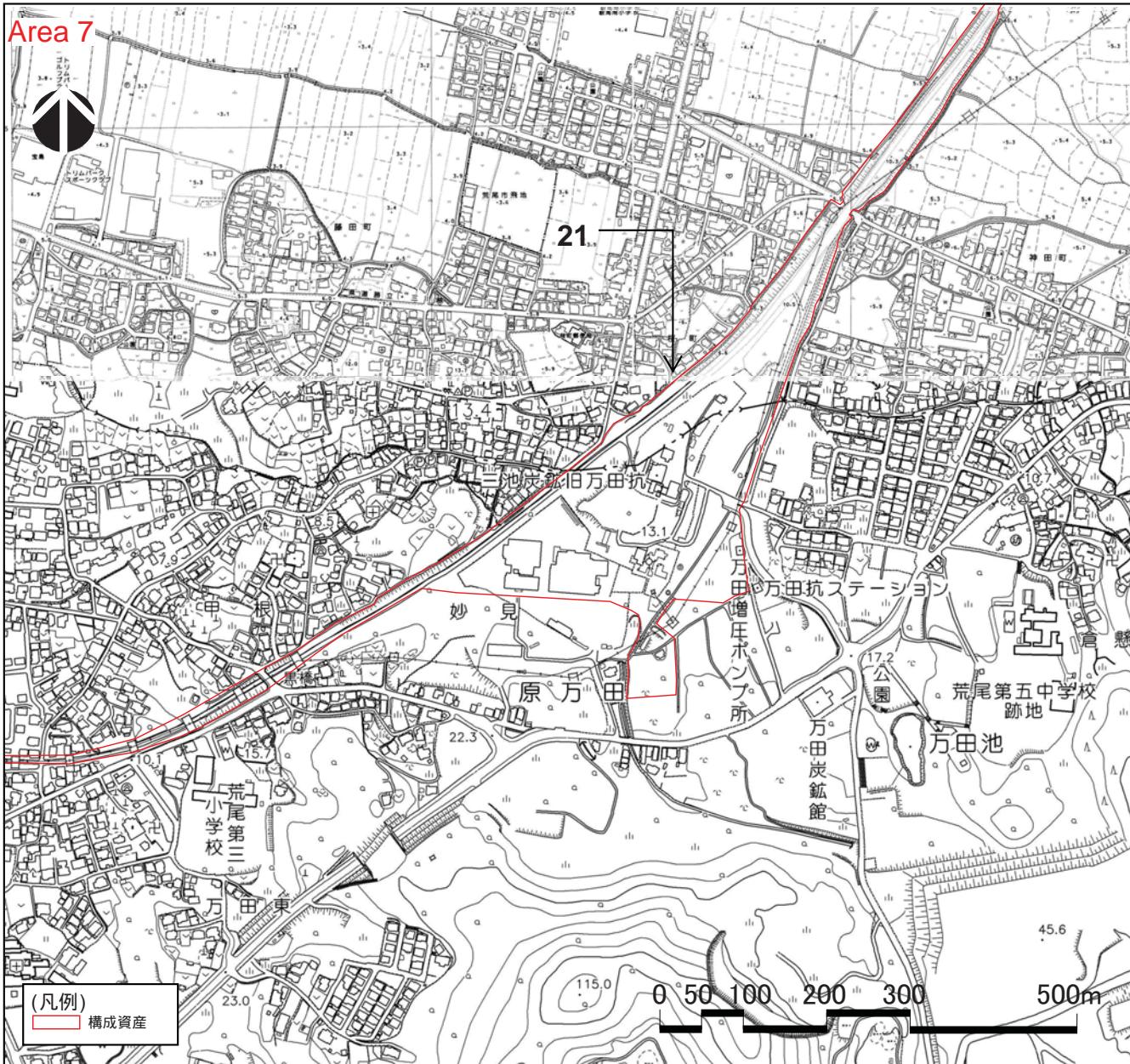
Area 6



Area 7



全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

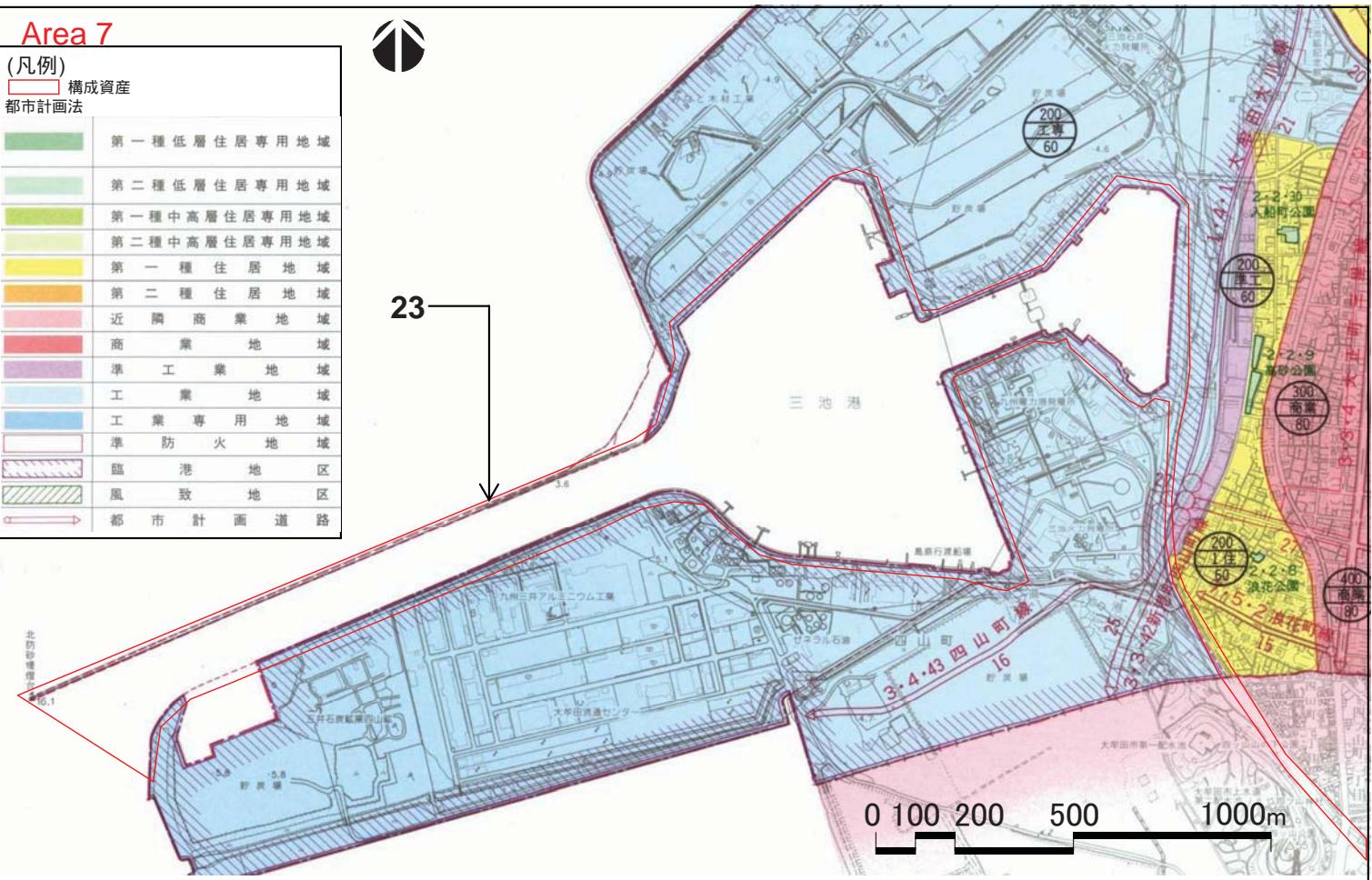


全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

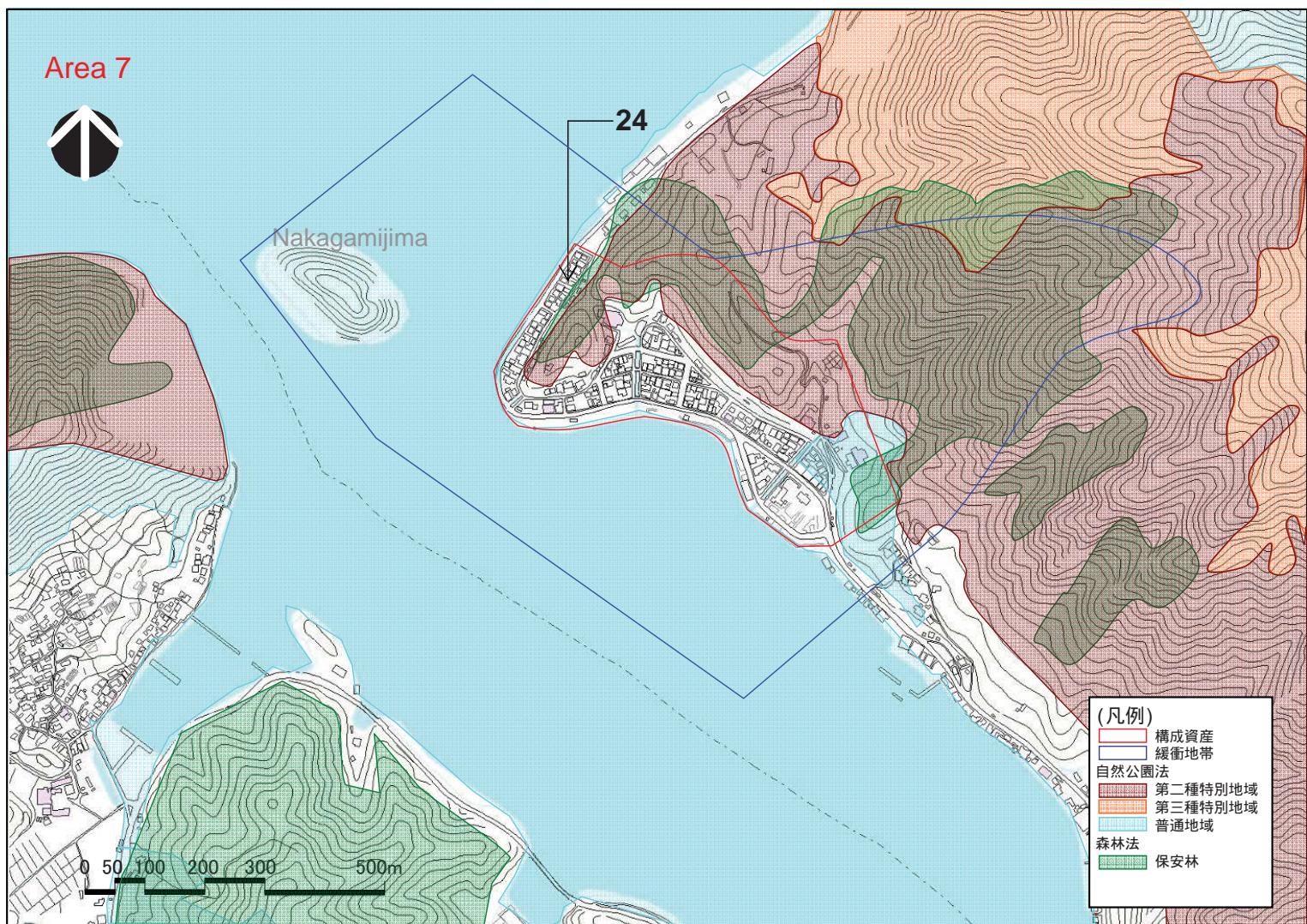
Area 7

(凡例)

	第一種 低層住居専用地域
	第二種 低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種 住居地域
	第二種 住居地域
	近隣商業地域
	商業地
	準工業地
	工業地
	工業専用地域
	準防火地
	臨港地区
	風致地
	都市計画道路

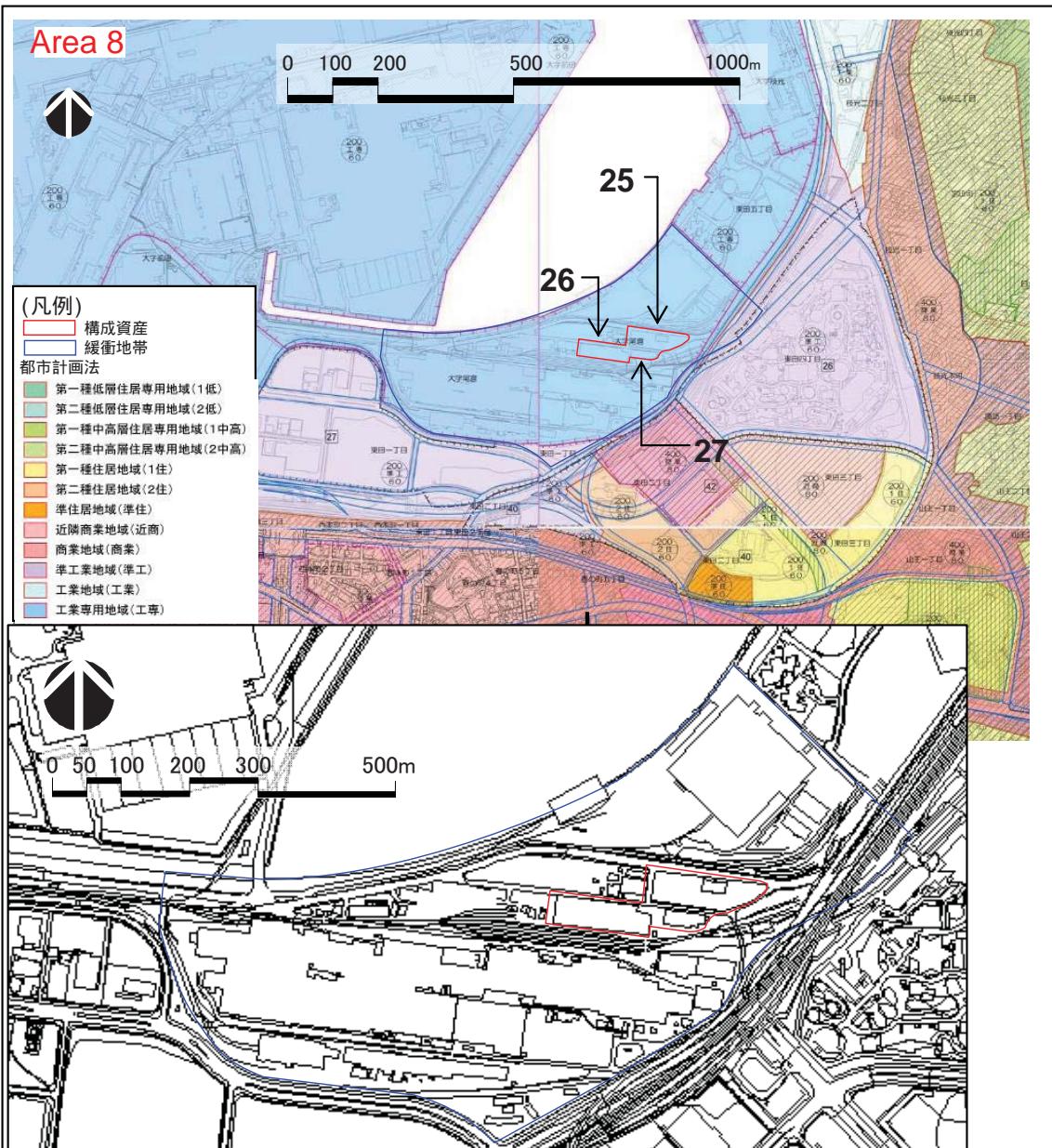


Area 7

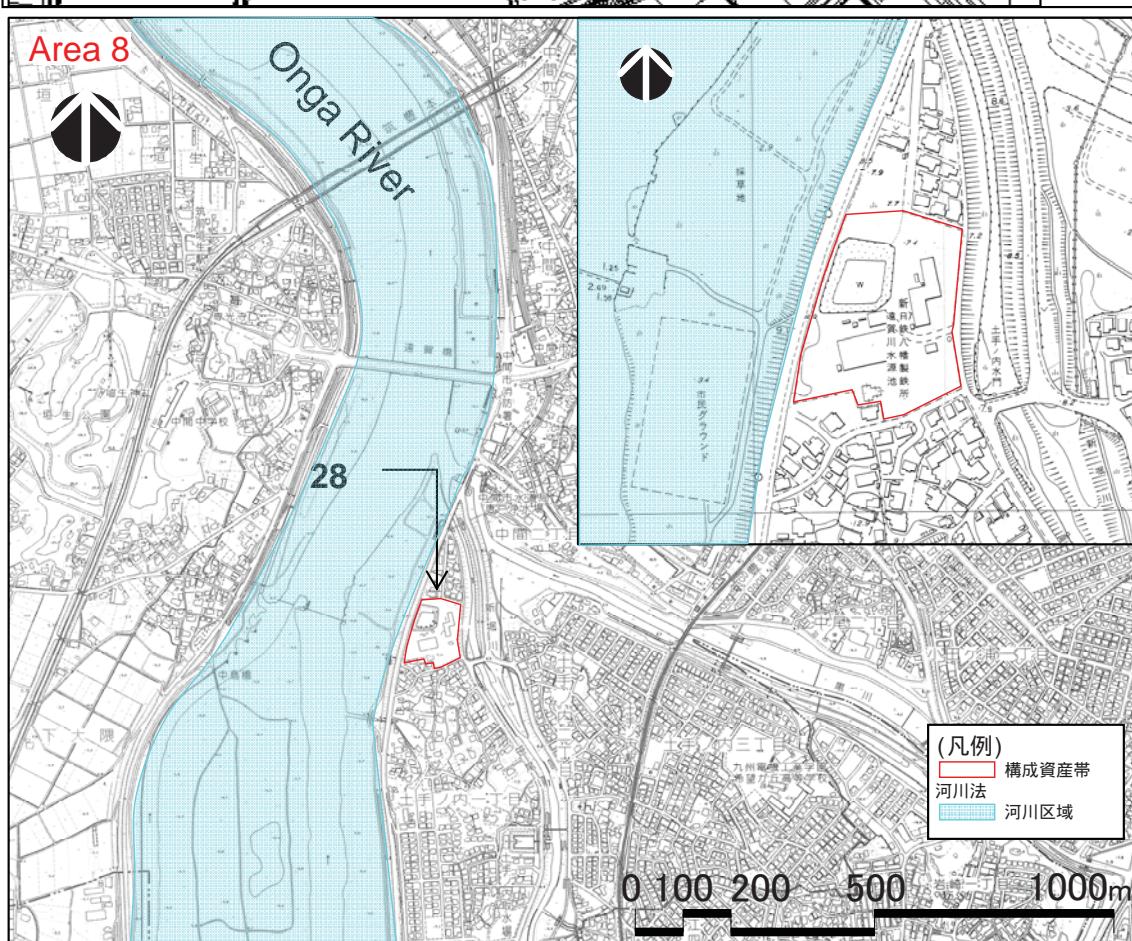


全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

Area 8



Area 8



全て平成22年12月31日段階における今後の議論のための叩き台である

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

宗像・沖ノ島と関連遺産群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

福岡県、宗像市、福津市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡、建造物、文化的景観

4. 資産の概要

宗像・沖ノ島と関連遺産群は、航海の安全を願う海への信仰の遺産である。信仰の中心である沖ノ島では、古代王権と宗像氏によってはじめられた対外交流の成功と航海の安全を祈る国家的な祭祀が500年間にわたり行われた。沖ノ島は「神宿る島」として今日まで立ち入りが制限され、豊かな自然と遺産が守られている。宗像三女神への信仰は、古代の磐座から三宮の社殿において構成される宗像大社へと引き継がれ、葬祭未分化であった古墳時代の自然崇拜から社殿祭祀へと変化した日本固有の信仰における崇拜形態の変遷を示し、1600年の長きに渡って信仰の跡をたどることのできる、稀有な遺産である。

本遺産は神聖な島として古代において航海の安全に関わる祭祀が行われた沖ノ島、そしてその信仰が社殿祭祀として完成された宗像大社、および沖ノ島の祭祀を執り行い、今日に至る宗像大社の信仰の基礎を築き上げ、その信仰を支え続けた宗像氏の古墳時代の墓域である東郷高塚古墳、津屋崎古墳群、桜京古墳から構成される。また、弥生時代から古墳時代まで古代氏族の活動を示す集落遺跡の田熊石畠遺跡を構成資産候補として検討している。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

平成21年1月5日 暫定リストに記載

平成21年1月24日 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議設立
(県・宗像市・福津市、三者による官民一体の組織)

平成21年2月28日 暫定リスト記載記念シンポジウム

平成21年4月1日 福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室設置

宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室設置

※福津市は教育部教育総務課古墳公園建設係が事務所掌

平成21年6月17日 第1回専門家会議

平成21年6月29日 世界遺産推進会議幹事会

平成 21 年 7 月 18 日 第 2 回世界遺産推進会議
福岡県知事を含む推進会議委員による沖ノ島現地視察

平成 21 年 11 月 11 日 第 2 回専門家会議

平成 22 年 1 月 29~31 日 第 1 回国際専門家会議

平成 22 年 1 月 31 日 国際シンポジウム「神宿る島～沖ノ島」

平成 22 年 4 月 27 日 世界遺産推進会議幹事会

平成 22 年 5 月 30 日 第 3 回世界遺産推進会議

平成 22 年 6 月 21 日 第 3 回専門家会議

平成 22 年 10 月 1~4 日 第 2 回国際専門家会議

平成 22 年 10 月 9~15 日 めざせ世界遺産！「宗像・沖ノ島と関連遺産群」展

以上のほか、福岡県、宗像市、福津市による三者会議および三者技師会議、都市計画課など関連部局との協議を必要に応じて開催している。また、三者および各市の普及啓発活動取り組み状況は以下のとおりである。

- ・世界遺産登録推進会議（福岡県・宗像市・福津市）
資産を説明した DVD の製作、JR 九州吉塚駅への横断幕の設置、宗像高校電気物理部へのロボカップ世界大会出場時のユニホーム提供（オーストラリアで開催）、多言語パンフレット（日、英、中（簡・繁）、韓）、リーフレット、パネルの作成、広報誌「沖ノ島だより」の作成。
- ・福岡県：県政出前講座・文化財指導者講習会などの講演、県文連主催のシンポジウムへの協力、県の広報媒体を通じた普及活動。
- ・宗像市：コミュニティ・青年会議所・農協などの民間団体への説明会の実施、JR 赤間駅・東郷駅・道の駅むなかた等への横断幕や看板の設置、イオンモール直方・競馬場・福岡天神・北九州空港内における PR 活動、西日本女子駅伝におけるのぼりや横断幕の設置および西日本（大阪以西）むけのメディア広告。
- ・福津市：観光協会による構成資産をめぐるバスツアーの実施、市民団体主催の講演会の後援、「RKB ラジオまつり」への参加。

6. 推薦に向けた課題

課題としては、大きく三点が上げられる。まずは、推薦書の骨子を固めることである。本資産のストーリーを決め、それにふさわしい構成資産を決定する。次に、決定した構成資産をもとにバッファゾーンの範囲を決定し、バッファゾーンにかける規制および保存管理計画の立案・施行を行うことである。最後に、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の知名度を上げる為シンポジウムなど普及啓発活動を行うことも重要である。

このため県及び宗像市、福津市としては、世界遺産推進会議を開催し、住民団体等とともに官民一体となった取り組みをしていく必要がある。専門的な課題に当たっては、専門家会議および国際専門家会議の開催を通じて、充実した議論が行われ、ここでの議論が推薦書作製に反映されるよう努める。構成資産の検討および比較研究を行い、早期にコンセプトが定まるよう努力したい。また、都市計

画・港湾・自然環境部局などの他部局との連携を図り、構成資産の保全及び活用に向けた調整を行う必要がある。

宗像市・福津市両市の課題として、構成資産の調査・指定のほか、バッファゾーンおよびその保存管理計画策定に向けた住民への説明、計画を検討していく必要がある。

宗像市における未指定の構成資産としては東郷高塚古墳があり、今後国史跡を目指す方向で考えている。また、宗像大社辺津宮高宮祭場周辺・中津宮御嶽山の史跡指定拡張を検討する必要がある。特に中津宮の御嶽山は現地調査を完了しており、その結果を踏まえて文化庁と協議を行いたいと考えている。また田熊石畠遺跡については、新たに構成資産の候補になっており、コンセプトを含め構成資産としての可能性を検討していく必要がある。次にバッファゾーンの策定については、沖ノ島、大島、宗像本土においてそれぞれ状況が異なるため、県や各部署と連携して、範囲、適用法などを検討し、地域住民の理解を得ながら決めていく。

福津市の津屋崎古墳群は、平成 22 年度に円墳 13 基を含む 16963.04 m²が追加指定され、これで全体の約 81% の面積が国史跡として指定されることとなった。しかしながら、保護すべき古墳のうち未指定のものや、一部未指定のものがまだ残されており、早期の国指定および追加指定を目指して取り組んでいく所存である。

7. 基準の適用

(ii) 国家的祭祀が行われた沖ノ島では、東アジアとの交流を祈る祭祀であり、交流によってもたらされた品も神へ捧げられた。沖ノ島祭祀遺跡は、海外の文化を受容し、独自の文化を作り上げる古代日本の価値観の交流のあり方を示す顕著な例である。

(iii) 日本と朝鮮半島の間の海域に位置する沖ノ島では、対外交流の成就と航海の安全を祈る国家的祭祀が行われた。祭祀は 4 世紀後半から 9 世紀末まで四段階に変遷し、ここで神道の祭祀儀礼の原型が成立する。そしてその信仰は三宮から構成され宗像三女神を祀る宗像神社へ引き継がれる。ここでは自然崇拜から社殿成立までの過程をみることができる。本資産は、神道祭祀の変遷という重要な歴史的段階を物語る無二の存在である。

(iv) 沖ノ島は、希少な動植物をはぐくむ原始林に覆われ、急峻な島の形とあわせて独特の信仰景観を形成する。また、宗像神社の視覚的軸線にもとづき配置された三宮とその景観は、神話そのものの信仰景観を形成する顕著な見本である。

(vi) 沖ノ島は今日も神体島として信仰され、禁忌をはじめとする生きた文化的伝統に守られている。国家的祭祀が行われた古代から変わることなく、遺跡や自然が今日まで残され、その神聖性を保っている。宗像神は、航海安全・交通安全の神として広く信仰されている。

8. 真実性／完全性の証明

1) 「遺跡 (site)」としての真実性

沖ノ島祭祀遺跡の真実性については、1954（昭和 29）年から 1971（昭和 46）年までに 3 次にわたる発掘調査が実施され、祭祀が行われた状態のままの遺跡が確認され、4 段階の祭祀形態の変遷が捉えられた。現在も、なお未調査の遺跡が手つかずの状態で残っている。

また、考古遺跡のうち古墳群は、測量や史跡内容確認調査、文献等によって史跡の構成や年代的な推移などが確認されている。また、墳墓・集落遺跡である田熊石畠遺跡は、2008・2009（平成 20・21）年に確認調査が行われ、その重要性が確認された。これらのことから遺跡に関しては、考古学的な裏付けがなされており、真実性は十分に確保されている。

また完全性については、宗像・沖ノ島と関連遺産群は、信仰の遺跡だけでなく、信仰を成立させ支えた氏族の遺跡や古墳を構成資産としている。神社は、沖ノ島で国家的祭祀が行われ、またその信仰が現在に続く文化的伝統であることから、本資産の核となる部分である。古墳については、沖ノ島における祭祀を支えた氏族の墳墓である。一部改変されているものもあるが、田園風景の中に古墳が比較的良好な形で保存されている。遺跡の田熊石畠遺跡については、弥生時代の拠点集落で、宗像地域における首長層の発生を表す証拠である。以上から本資産は、東アジア最大級の祭祀遺跡を中心とする信仰の資産であり、信仰を成立させその祭祀をとりおこなった氏族の資産で構成される希有な例である。

2) 「建造物群(groups of buildings)」としての真実性

宗像神社境内には、沖津宮・中津宮・辺津宮などの社殿が存在する。社殿については、辺津宮本殿および拝殿は国の重要文化財の指定をされている。これらは専門家の指導の下に意匠、材料、技術、位置、環境などの観点から厳密な維持・修理が行われており、それらの真実性は確実に保持されている。

3) 「信仰景観 (religious landscapes)」の真実性

沖ノ島祭祀遺跡は、禁忌によりその存在が長く隠され、守られてきたため、数多くの奉納品や自然環境が手付かずのまま現存し、祭祀が行われた原風景がそのまま残っているといえる。

宗像神社の沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮からなる配置は、連続する島嶼間の視覚的軸線に基づいている。宗像三女神の神話そのものの配置が、宗像神への信仰を高めており、稀有な信仰景観として挙げられる。

9. 類似資産との比較研究

1 実施済みの比較研究

（1）平成 21 年度 事務局による比較研究

国内の同種遺産との比較で、海神を祭る神社および航海祭祀遺跡との比較を行った。また、同種の世界文化遺産との比較として、島の祭祀遺跡を比較研究した。

(2) 平成 22 年度 委託研究

平成 21 年度の専門家会議の議論の中で、資産の OUV を検討する為には、調査終了、学術的な価値が認識されて以降、年数の経過する沖ノ島の場合は、再び今日的な視点での学術的な価値の再検討が必要である、との指摘をうけた。これを受けて平成 22 年度は、国外研究者 2 名を含む 17 名の研究者に論文執筆を依頼した。内容は、基礎研究、祭祀考古学、国外からの視点の 3 つに大別できる。このうち、基礎研究では、弥生時代から現代まで通史的に、考古学・歴史学・民俗学の立場から、幅広く学術的な再検討を行っている。また本資産の核となる沖ノ島の価値を検討するために、祭祀考古学の立場から、出土遺物を通して祭祀を復元する研究を依頼している。また、国外研究者には、祭祀考古学の立場からの検討と、海の祭祀遺跡として沖ノ島と同種遺産である韓国竹幕洞遺跡との比較研究を依頼している。

<平成 22 年度委託研究>

・基礎研究

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ①「沖ノ島祭祀成立前史」 | 福岡大学人文学部教授 武末純一 |
| ②「沖ノ島の祭祀遺跡の再検討」 | 福岡大学名誉教授 小田富士雄 |
| ③「古墳時代の宗像」 | 佐賀大学 重藤 輝行 |
| ④「古代の宗像氏と宗像信仰」 | 福岡教育大学教授 亀井 輝一郎 |
| ⑤「中世の宗像氏と宗像信仰」 | 九州大学 服部英雄 |
| ⑥「神道の歴史における沖ノ島」 | 國學院大學名誉教授 梶山林継 |
| ⑦「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」 | 大阪府立近づ飛鳥博物館長 白石太一郎 |
| ⑧「宗像神社の無形民俗文化財」 | 福岡県文化財保護審議会 森弘子 |
| ⑨「宗像神社関連文書の検討」 | 宗像大社神宝館 河窪 奈津子 |
| ・国外からの視点 | |
| ⑩「祭祀考古学における沖ノ島祭祀遺跡の評価」 | |
| 英國・セインズベリー日本藝術研究所副所長 | サイモン・ケーナー |
| ⑪「竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡」 | 韓国忠南大学校百濟研究所 禹在柄 |
| ・祭祀考古学からみた沖ノ島 | |
| ⑫鉄素材の流通と祭祀 | 國學院大學神道文化学部教授 笹生 衛 |
| ⑬五世紀における石製模造品と沖ノ島の石材 | |
| 栃木県埋蔵文化財センター 篠原 祐一 | |
| ⑭伝沖ノ島出土銅矛と青銅器文化 | 國學院大學教授 柳田 康雄 |
| ⑮平安時代の沖ノ島 | 國學院大學講師 加瀬 直弥 |
| ⑯ガラス器と祭祀遺跡 | 國學院大學名誉教授 梶山 林継 |
| ⑰韓国との比較を通した沖ノ島祭祀 | 國學院大學研究員 高 慶秀 |

2 今後予定する比較研究

平成 22 年度はこれまで指摘されてきた学術的価値の再検討であるが、来年度以

降は、総合的な比較研究を行っていく。つまり、資産の本質的な価値である、古代祭祀の人類史的価値の立証のため、考古学、歴史学を宗教史の視点から多角的に捉えた研究を、日本・中国・韓国と東アジアの国々で検討する。また、他の学問領域（文化人類学、民俗学、宗教学）からの客観的な検討などを予定している。

類似資産との比較研究については、現時点では様々な切り口が考えられるため、次回第4回専門家会議での議論を経て、比較資産および比較研究の方法について検討し、その結果を踏まえて、着手したいと考えている。

＜平成23年度予定委託研究＞

・東アジアにおける古代の祭祀の研究

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①中国における古代祭祀の研究 | 中国社会科学院 ワン・ウェイ |
| ②韓国における古代祭祀の研究 | 韓国忠南大学校百濟研究所禹在柄 |
| ③日本における古代祭祀の研究 | 國學院大學名誉教授 梶山 林継 |
| ・宗教考古学、その世界的な意義 | |
| ④宗教考古学その課題と展望 | 英國セインズベリー研究所サイモン・ケナー |
| ・国外からの視点 | |
| ⑤日本国家形成史と沖ノ島 | 広島大学 ウェルナー・シュタインハウス |

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

別紙のとおり

11. 緩衝地帯（バッファーゾーン）の位置図と適用される規制の内容

構成資産が確定しておらず、バッファーゾーンはまだ線引きできない状況である。

現在は県・宗像市・福津市三者の世界遺産および都市計画担当部局と協議の場を設け、構成資産候補について、周辺状況や既存の規制などとの関係などを検討し、景観法にもとづく景観条例の策定など、今後どういった規制をかけていくのが、資産及び地元にとって望ましいか検討している状況である。

12. 保存管理計画の策定状況

・個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

- 1 宗像神社境内 未策定 平成24年度予定
- 2-1 東郷高塚古墳 未策定 平成24年度予定
- 2-2 津屋崎古墳群 未策定 平成24年度予定
- 2-3 桜京古墳 未策定 平成24年度予定
- 3 (構成資産候補) 田熊石畑遺跡 未策定 平成23年度予定

・包括的保存管理計画

未策定。平成25年度策定予定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成23年度 比較研究に基づく国際会議の開催および構成資産の確定

構成資産について国指定作業の完了・個別の保存管理計画の策定、
宗像市・福津市保存管理計画立案
平成 24 年度 推薦書の骨子作成、宗像市・福津市保存管理計画施行、
包括的保存管理計画立案
平成 25 年度 推薦書推敲、包括的保存管理計画施行
平成 26 年度 推薦書の提出

14. その他

- (1) 第 2 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際シンポジウム
1. 日 時：平成 23 年 2 月 11 日（金・祝） 13:00～16:15
 2. 場 所：日経ホール（東京都千代田区大手町 1-3-7）
 3. 内 容
 - イ. 基調講演
「宗像・沖ノ島と関連遺産群」 九州歴史資料館長 西谷 正氏
「祭祀の歴史からみた沖ノ島」 國學院大學名誉教授 梶山 林継
「朝鮮半島における航海の祭祀」 韓国国立公州博物館長 愈 炳夏
 - ロ. パネルディスカッション
コーディネーター：九州国立博物館長 三輪 嘉六
パネラー： 基調講演者 3 名（西谷氏、梶山氏、愈氏）
国士館大学教授 岡田 保良
- (2) (仮) 第 3 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際シンポジウム
1. 日 時：10 月～12 月頃
 2. 場 所：福岡県内
 3. 内 容：平成 22 年度委託研究の報告を予定。
講演者は、委託研究者 17 名のうちから選定。
- (3) (仮) 第 3 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際専門家会議
1. 日 時：10 月～12 月頃 ((2) と同時開催)
 2. 場 所：福岡県内 ((2) と同時開催)
 3. 内 容：
 - ・海外専門家については、4 名、
イタリア イクロム ガミニ・ヴィジャスリヤ
中国 中国社会科学院考古研究所所長 ワン・ウェイ
韓国 ソウル大学名誉教授 イム・ヒョジエ
専門家（世界遺産、とくに信仰の遺産に詳しい専門家一名を検討中）

別紙 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称

宗像・沖ノ島と関連遺産群

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	宗像神社境内 (むなかたじんじやけいだい) 沖津宮 (おきつみや) 中津宮 (なかつみや) 沖津宮遙拝所 (おきつみやようはいじょ) 大島御嶽山遺跡 (おおしまみたけさんいせき) 辺津宮 (へつみや)	・国指定史跡 (宗像神社境内) ・国指定天然記念物 (沖の島原始林) ・国宝 (沖津宮祭祀遺跡出土品) ・本殿・拝殿 (重要文化財建造物)	・県指定 (沖ノ島自然環境保全地域) ・県指定建造物 (中津宮本殿)	福岡県宗像市	大島御嶽山遺跡は、平成22年度調査、平成23年度国史跡指定に向けて準備中。	
2	東郷高塚古墳 (とうごうたかつかこふん)	・未指定	・都市公園法	福岡県宗像市	平成24年度国指定史跡に向けて準備中	
3	津屋崎古墳群 (つやざきこふんぐん) 勝浦高原古墳群 (かつうらたかはらこふんぐん) 勝浦峯ノ畠古墳 (かつうらみねのはたこふん) 勝浦井ノ浦古墳 (かつうらいのうらこふん) 新原・奴山古墳群 (しんばる・ぬやまこふんぐん) 生家大塚古墳 (ゆくえおおつかこふん) 大石岡ノ谷古墳群 (おおいしおかのたにこふんぐん) 須多田上ノ口古墳 (すだたかみのくちこふん) 宮地嶽古墳 (みやじだけこふん) 手光波切不動古墳 (てびかなみきりふどうこふん) 宮司井手ノ上古墳 (みやじいでのかみ) 手光湯ノ浦古墳群 (てびかゆのうらこふんぐん)	・国指定史跡	福岡県福津市	(全61基のうち12基が要追加指定、8基が一部要追加指定)		
4	桜京古墳 (さくらきょうこふん)	・国指定史跡		福岡県宗像市		
5	田熊石畑遺跡 (たぐまいしはたけいせき)	・国指定史跡		福岡県宗像市		構成資産候補として記載

別紙 10 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」構成資産位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。

(承認番号 平19総複 第665号)

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

新潟県、佐渡市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群、遺跡（文化的景観含む）

4. 資産の概要

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、400 年以上にわたって国内外の金・銀採掘技術・手法を導入し、発展させることにより、採鉱から製錬に至る一連の鉱山技術・鉱山経営手法に基づく文化的伝統が形成された。遺跡・建造物・鉱山都市・集落として継承され、他のアジア地域の鉱山においては今や見ることのできない希少な人類の歴史の物証である。

- 近世から近代にかけての鉱山技術及び鉱山経営手法の導入・発展の各段階を代表する技術の集合体としての傑出した類型である。
- 近代以前の採鉱から製錬に至る一連の鉱山技術及び鉱山経営手法が、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展をとげ、国内及びアジアの鉱山開発にも影響を与えた。
- 佐渡鉱山において製造された金貨幣が、江戸幕府の社会・経済体制の重要な基盤を成すとともに、佐渡鉱山から算出した金が明治以降においても政府の基盤を成し、結果的に金本位制を基準とする国際経済にも大きな影響を与えた。

主な構成資産

相川金銀山遺跡、西三川砂金山跡、鶴子銀山跡、新穂銀山跡

相川の鉱山都市景観、西三川の農・山村景観、鶴子の集落景観

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 取組状況

平成 18 年から新潟県は佐渡市と共同で佐渡金銀山の世界遺産登録を目指し、それぞれ体制を整え、取り組んできた。佐渡金銀山遺跡の価値付けのため、国史跡指定、重要文化的景観選定に向けた調査委員会を設置し、調査・研究を計画的に進めている。また、国内外の専門家を招聘し、評価や価値付けに関して提言を受けるなど、登録に向けての指導を受けている。さらに県民・市民の機運醸成のため、展覧会、シンポジウム、講演会、連続講座、現地説明会、出前授業などを実施している。

平成 22 年 6 月の暫定一覧表記載決定を受け、推薦書作成に向けた学術委員会を同年 9 月に設置し、具体的なコンセプト・構成資産の検討に着手したところである。

専門家視察・指導

平成 21 年度 クリストファー・ヤング氏（英イングリッシュ・ヘリテージ世界遺産・国際政策担当責任者）
稻葉信子氏（筑波大学大学院教授）
レギーネ・マティアス氏（独ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授）

平成 22 年度 岡田保良氏（国士館大学教授）
マイルズ・オグリソープ氏（英ヒストリック・スコットランド政策責任者・国際産業遺産保存委員会英国代表）
稻葉信子氏（筑波大学大学院教授）

専門家会議

平成 22 年 10 月 稲葉信子氏、マイルズ・オグリソープ氏、小風秀雅氏（お茶の水女子大学大学院）、篠原修氏（政策研究大学院大学）、本中眞氏（文化庁）

シンポジウム等の開催

平成 20 年度

6 月 20 日 シンポジウム「佐渡金銀山遺跡を世界遺産に」（300 人）

平成 21 年度

12 月 20 日 国際シンポジウム「絵巻から見える佐渡金銀山」（196 人）

平成 22 年度

6 月 27 日 シンポジウム「佐渡金銀山の魅力と世界遺産登録に向けて」（250 人）

8 月 13 日 フィンランドにおける TICCIH(国際産業遺産保存委員会)・ICOHTEC(国際技術の歴史委員会)合同会議における佐渡金銀山遺跡についての発表

10 月 17 日 国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（240 人）

(2) 体制整備

① 担当部局の体制

新潟県：教育厅文化行政課世界遺産登録推進室 5 名（平成 22 年度 1 名増）

佐渡市：世界遺産推進課 10 名（平成 21 年度から市役所内他部署との連携強化を図るため、市長部局に世界遺産推進課を設置）

関係自治体・部局間連携会議の設置等

新潟県：佐渡金銀山世界遺産登録推進連絡会議の設置 関係 14 課

佐渡市：世界遺産登録推進本部会議（平成 22 年 2 月設置）

県市世界遺産関係機関連絡会議（平成 22 年 12 月設置）

新潟県・佐渡市連絡会議の実施（2~3 ヶ月に 1 回開催）

- ②委員会の設置 新潟県 ○佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会（推薦書作成準備）
(平成 22 年 9 月設置)
- 佐渡市 ○佐渡金銀山調査専門委員会（平成 17 年～）
遺跡・建造物調査専門会議
文化的景観調査専門会議
- 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定委員会
(平成 22 年設置)
- 史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画策定委員会
(平成 23 年設置予定)

6. 推薦に向けた課題

平成 20 年 9 月 26 日の世界文化遺産特別委員会では、「石見銀山遺跡とその文化的景観」との拡大・統合により、顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと評価されたが、その後の新潟県及び佐渡市が進めた調査・研究により、平成 22 年 6 月 14 日に、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」という名称で、単独で暫定一覧表に記載することが適当であるとの結論が出された。今後は、「金山」としての独自性を明らかにし、石見銀山を含むアジアを中心とした同種遺産との比較研究を進め、確実な登録を期する推薦書案を作成することが課題である。

対応状況： 暫定一覧表記載決定を受け、平成 22 年に設置した佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会の指導により、コンセプト・構成資産の検討を開始したところである。平成 23 年に予定している専門家による構成資産の現地視察、国際専門家会議を受け、骨子をかためる予定である。

文化審議会からの指摘（平成 20 年 9 月 26 日）

- ・資産の完全性を確保する観点から、主題に直接関係し、採掘技術及び鉱山経営の発展・進化の結果を表す諸要素と、それ以外のものとの厳密な区分を行い、構成資産としての適否について厳密な検証をすることが必要である。
- ・資産の主題を説明する上で必要とされる広大かつ多種多様な個々の諸要素については、国の文化財への指定又は選定の適否を慎重に吟味すること。

対応状況： 市調査専門委員会並びに文化庁担当者等からの指導のもと調査を進め、平成 22 年度に設置した佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会とも協議を進めながら、厳密な検証の下、コンセプトとともに構成資産を確定していく。

- ・景観法に基づく景観計画等により、資産の周辺環境の保全にとって必要な緩衝地帯の範囲を適切に設定し、十分な保全を図ること。

対応状況： 佐渡市は、市全域を対象とする景観計画及び景観条例を制定、

平成 22 年 4 月 1 日に施行した。鉱山都市景観等は、重要文化的景観選定後、景観計画の特別区域として周辺環境を含め十分な保全を図ることとしており、さらに、構成資産候補の一部は名勝（特別規制地区）、国定公園区域（第 3 種特別地域）に該当するところもある。緩衝地帯の範囲・規制の種別については、構成資産の区域が確定後、速やかに検討することとしている。

- ・構成資産が多種多様かつ広域に及び、所有者等も多岐にわたることから、保存管理等の課題解決に向け、関係者間での合意形成を十分に図れるよう、充実した体制整備について検討すること。

対応状況： 県は世界遺産登録推進室の増員による体制強化、さらには佐渡市への職員派遣などにより、更なる県・市連携を進めている。

平成 22 年度から、県文化行政課、佐渡市、県佐渡地域振興局による県市世界遺産関係機関連絡会議の定期的な開催により、構成資産予定地周辺での開発を調整している。

佐渡市は、市役所内他部署との連携強化のため、平成 21 年度から市長部局に世界遺産推進課を設置し、県から課長級職員を招聘するなど体制強化を図っている。また、庁内関係部署の情報交換並びに協議の場として、世界遺産登録推進本部を設置した。さらに、町並み・遺跡の保護を目的とする民間団体や N P O のネットワーク形成も始まっており、市も積極的に関わっている。

7. 基準の適用

基準 ii)

中国大陸から石見銀山を通じて伝來した灰吹法をはじめ、焼金法などの金と銀を分離する手法及び寄勝場などの工場制手工業に基づく運営形態などは佐渡金銀山において発展・確立し、国内の他の鉱山へと波及した。これらの鉱山技術及び経営手法は、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展を遂げ、国内の他の鉱山の発展を牽引するのみならず、東アジアの鉱山開発にも影響を与えた。また、佐渡鉱山において製造された金貨幣は江戸幕府の社会・経済体制の重要な基盤を成すとともに、佐渡鉱山から産出した金は明治以降においても政府の基盤を成し、結果的に金本位制を基準とする国内経済にも多大なる影響を与えた。

したがって、金を中心とする佐渡鉱山は、東アジアにおける鉱山技術及び鉱山経営の価値観の交流のみならず、世界経済における価値の交流においても、重要な役割を果たした。

基準 iii)

国内外の最新技術を取り入れ、400 年以上にわたって我が国の金銀生産を牽引してきた佐渡鉱山の一連の鉱山技術及び鉱山経営手法は、江戸幕府や明治政府の社会・経済体制の重要な基盤を成した。産出された金は金本位制を基準とする国

際経済にも大きな影響を与えた。絶え間のない採掘技術及び手法の導入・発展がもたらした鉱山技術・鉱山経営手法に基づく文化的伝統は、良好に遺存する佐渡鉱山の遺跡・建造物や現存する鉱山都市・集落により余すところ無く例証されており、アジアの他地域の鉱山において今や見ることのできない極めて希少な物証である。

したがって、佐渡鉱山の遺産群は、アジアの鉱山技術及び鉱山経営手法に関わる文化的伝統の希有な存在である。

基準iv)

露頭掘り等により形成された遺存地形、近代鉱山遺跡群等は、近世から近代にかけての鉱山技術及び経営の各段階を代表する技術の集合体の顕著な事例である。

したがって、それらの一群の事例は、近世及び近代の鉱山技術分野における人類の重要な段階を総体として表す傑出した類型である。

8. 真実性／完全性の証明

ア) 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」においては、考古学的研究や文献史料に基づく歴史考証等によって、鉱山技術及び鉱山経営手法に関わる文化的伝統の特質が明示されているのみならず、採掘に関する遺構・遺物が良好な状態で保存されており、その真実性は十分に保持されている。

イ) 佐渡鉱山の遺産群には、一連の鉱山技術及び鉱山経営手法に関わる文化的伝統の物証が余すところなく含まれ、資産の完全性は十分に確保されている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 比較の視点

① アジアにおける鉱山遺跡との比較研究

- ・佐渡金銀山の長期性・継続性に匹敵するもの有無
- ・採掘技術・経営手法の比較研究
- ・遺跡等の物証の遺存状況と絵図等の記録類の有無
- ・貨幣製造の有無と金及び貨幣が与えた影響

② 世界の金鉱山との比較研究

(2) 比較対象資産

① 平成19年度一石見銀山、ランメルスベルク鉱山（ドイツ）、コーンウォール鉱山（英国）

② 平成20年度一生野銀山、多田銀銅山、別子銅山

③ 平成21年度一院内銀山、半田銀山、延沢銀山

④ 平成22年度一山ヶ野金山、串木野金山

ファーレン銅山（スウェーデン）、

今後の予定地： ラス・メドゥラス金山（スペイン）、コラール鉱山（インド）、

金瓜石鉱山（台湾）、招遠金鉱区（中国）、韓国の金銀山遺跡等

鴻之舞金山、鯛尾金山、足尾銅山（国内）

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

一覧表 別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

* 緩衝地帯の範囲については検討中

(1) 緩衝地帯の範囲の設定

構成資産の多くが国文化財指定及び選定の準備中であるため、指定及び選定区域確定後、速やかに緩衝地帯の範囲の検討と設定を実施する。

(2) 法律による規制

構成資産の周囲について、石切場群は文化財保護法に基づく名勝（特別規制地区）指定区域、また、鶴子銀山跡が自然公園法に基づく国定公園区域（第3種特別地域）に該当し、さらに、西三川集落・鶴子集落一帯及び西三川砂金山跡・鶴子銀山跡・新穂銀山跡が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等に定められていることから、緩衝地帯における土地の形質などの変更行為が厳しく規制される。

(3) 条例による規制

佐渡市では、平成22年4月1日に施行した景観条例及び景観計画に基づき、市全域を景観計画区域として良好な景観の保全を図ることとしており、緩衝地帯での景観などに対する変更行為が規制される。

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成資産に係る保存管理計画

① 策定済み

史跡佐渡金山遺跡〔平成6年度策定〕

* 平成22～23年度、策定済みである佐渡金山遺跡保存管理計画の見直し、追加指定された吹上海岸石切場跡・近代鉱山遺跡・鶴子銀山跡も含めた保存管理計画を策定中である。

② 未策定

上記以外の遺跡については史跡指定後、平成26年度に策定予定である。

また、重要文化的景観については選定申出時に保存計画を作成する。

(2) 資産全体の包括的保存管理計画

包括的保存管理計画については、関係機関及び民間組織等と連携を図りながら、資産範囲の確定後、資産個々の特性と相互の関連性に基づき策定する。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

別紙3のとおり

14. その他

平成24年3月に国際シンポジウムを開催する予定

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	相川金銀山	国指定史跡		新潟県佐渡市		
2	上相川遺跡	—	—	新潟県佐渡市	平成17年～19年調査実施 平成25年度の国史跡指定に向けて準備中	
3	近代鉱山遺跡	国指定史跡		新潟県佐渡市		
4	吹上海岸石切場跡	国指定史跡		新潟県佐渡市		
5	片辺・鹿野浦海岸石切場跡	—	—	新潟県佐渡市	平成20～22年調査実施 平成23年度の国史跡指定に向けて準備中	
6	鶴子銀山跡	国指定史跡		新潟県佐渡市		
7	西三川砂金山跡	—	—	新潟県佐渡市	平成21～23年調査実施予定 平成24年度の国史跡指定に向けて準備中	
8	新穂銀山跡	—	—	新潟県佐渡市	平成20～22年調査中 平成26年度の国史跡指定に向けて準備中	
9	西三川の農・山村景観 (笹川集落ほか)	—	—	新潟県佐渡市	平成22年度調査報告書刊行 平成23年度の重要文化的景観選定に向けて準備中	
10	相川の鉱山都市景観	—	—	新潟県佐渡市	平成21年～調査中 平成25年度の重要文化的景観選定に向けて準備中	
11	鶴子の集落景観 (沢根集落ほか)	—	—	新潟県佐渡市	平成21年～調査中 平成26年度の重要文化的景観選定に向けて準備中	

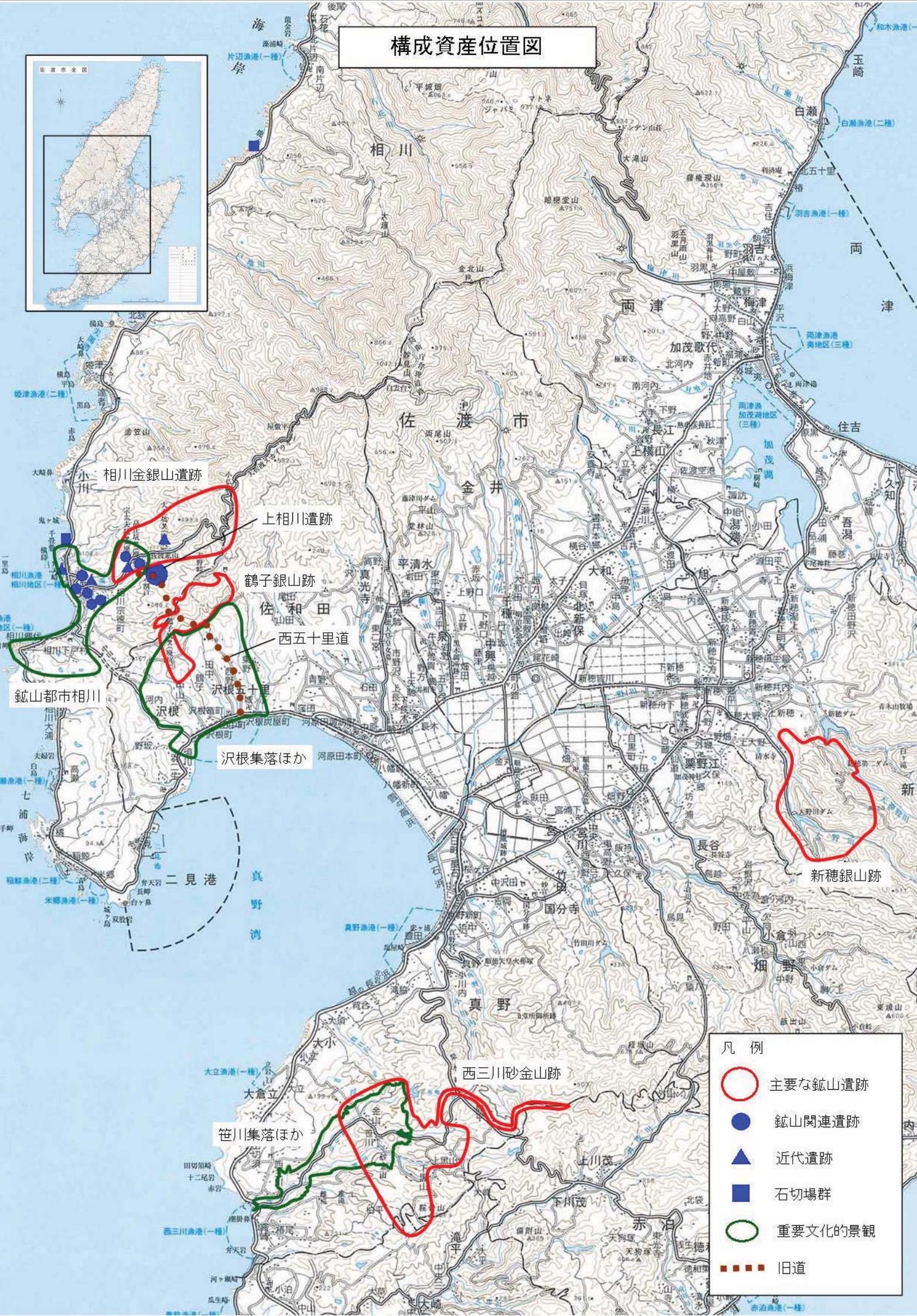
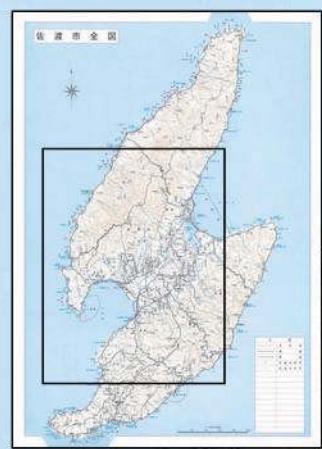
※例1～例3を参考に記載してください(報告時には例1～例3は削除してください)。

※行は適宜追加、削除してください。

※行の高さ、列の幅は任意ですがA4用紙(縦)による報告としてください(2枚以上となっても構いません)。

※備考欄には特記事項があれば記載してください。

構成資産位置図



別紙3

平成22年度以降の目標と施策(予定)

	年度	22	23	24	25	26	27
推薦書作成	目標	暫定リスト記載	コンセプト・構成資産の検討(海外鉱山比較研究)	コンセプトの確定(海外鉱山比較研究)	推薦書案作成(海外鉱山比較研究)	推薦書案完成	推薦書案を国へ提出
	施策	学術委員会設置 海外専門家招聘	学術委員会 国際専門家会議 海外調査	学術委員会 国際専門家会議 海外調査	学術委員会 国際専門家会議 海外調査	学術委員会 国際専門家会議	学術委員会
		調査委託(海外へ与えた影響)				→	
普及啓発	目標	県民の機運醸成					→
	施策	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等
国文化財指定	目標	鶴子銀山跡	片辺・鹿野浦海岸 石切場跡、 西三川の重要文化的景観	西三川砂金山跡	上相川遺跡、 相川の重要文化的景観	新穂銀山跡、 鶴子の重要文化的景観	
	施策	調査及び 報告書刊行				→	
保存管理・整備	目標		佐渡金銀山保存管理計画Ⅰ策定(H23指定史跡まで)	整備基本計画策定	整備実施計画策定	佐渡金銀山保存管理計画Ⅱ策定(H26国指定史跡まで)、包括的保存管理計画策定	保存管理・整備
	施策	保存管理計画策定 委員会設置	整備基本計画策定 委員会設置				→

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

百舌鳥・古市古墳群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

大阪府堺市及び羽曳野市・藤井寺市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡

4. 資産の概要

百舌鳥・古市古墳群は、4世紀後半から6世紀前半に営まれた、墳丘長486mの仁徳天皇陵古墳（周濠を含めた全長は840m）、墳丘長425mの応神天皇陵古墳や履中天皇陵古墳などの巨大古墳をはじめ、さまざまな規模・墳形の87基の古墳からなる古墳群である。

本資産を構成する多数の古墳は、それぞれ規模や墳形に格差を有しつつ、日本の古墳文化において独自に発展した独創的な造形物である前方後円墳を頂点として階層的に築造されており、当時の社会を反映するモニュメントとして、さらには、人類の国家形成過程の多様性を考える上での資料として、学術的価値は極めて高い。

また、約1500～1600年前に築造された古墳が現代まで良好に残されていることは、高度な土木技術の存在に加え、古墳を守り継承してきた地域住民の理解と協力が大きな役割を果たしてきたことを示している。

本資産は、独特な墳墓の築造に膨大なエネルギーを集中した古墳文化を代表する遺産であり、日本において他に類をみない独自の文化が存在していたことを物語る遺産として、人類共通の普遍的価値をもつ。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

【これまでの取り組み】

(会議等)

- ・平成20年11月 第1回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議を開催（以後、有識者会議6回、専門部会8回を開催）
- ・平成21年3月 岡田保良氏（イコモス本部執行委員）による視察・意見交換
- ・平成21年4月 西村幸夫氏（日本イコモス副委員長）による視察・意見交換
- ・平成21年8月 第1回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進府市合同会議開催（以後、4回開催）
- ・平成21年11月 パオラ＝ファリーニ・ローマ大学教授による視察・意見交換
- ・平成22年11月 パオラ＝ファリーニ・ローマ大学教授による視察・意見交換（なお、4者の実務担当者による協議、打ち合わせ等を毎月2～3回実施）

(普及事業等)

- 講演会：世界遺産暫定一覧表掲載記念講演会（H22. 7）
- シンポジウム：世界遺産暫定一覧表掲載記念シンポジウム（H22. 11）
- 展示：「百舌鳥古墳群—その出土品からさぐる」（堺市博物館 H22 特別企画展）
 - 区民まつり等でのパネル展示（堺市、H22）
 - パネル展示（堺・羽曳野・藤井寺各市、H22）
 - 市民ギャラリー展示（羽曳野市、H21・22）
 - 陵南の森歴史資料室展示（羽曳野市、H22. 11～）
 - 世界遺産情報コーナー設置（藤井寺市 H22. 8）
 - 発掘企画展 2010 世界遺産をめざして！（藤井寺市 H22. 12）
 - 庁舎等に世界遺産普及用横断幕の設置（羽曳野・藤井寺市 H22. 7～）
- 百舌鳥古墳群写真映像資料作成業務（堺市）
- 古市古墳群 PR 映像の作成（藤井寺市）
- 講 座：市民向け講座等（堺市、羽曳野市、藤井寺市、H20～22）
- その他：見学会（羽曳野市、藤井寺市、H20～22）
 - 休耕田を利用した古墳の PR（藤井寺市、H21・22 夏秋）
 - 市民との協働による古墳周辺の清掃活動やウォークラン（堺市・羽曳野市・藤井寺市、H22）
 - 古市古墳群解説書の発刊（羽曳野市・藤井寺市 H22）

(調査・研究)

- ・百舌鳥・古市古墳群基礎資料作成（東アジアとの類似資産比較）（大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市、H21・22）
- ・景観計画導入調査にあたって、「歴史的資産の視点場などからの眺望についての整理」を実施（羽曳野市・藤井寺市）
- ・複数の古墳で規模・構造解明のための発掘調査を実施（堺市・羽曳野市・藤井寺市）
- ・古墳周辺の建築物現況調査の委託事業（羽曳野市、H21・22）

(史跡指定)

- ・史跡古市古墳群応神天皇陵古墳外濠外堤の追加指定（羽曳野市、H22 答申）

【体制整備の状況】

①関係部局の設置

- ・堺市市長公室歴史文化都市推進室（H19. 4）
- ・堺市市長公室世界文化遺産推進室に改称（H22. 7）
- ・羽曳野市教育委員会生涯学習室世界遺産登録準備室（H21. 4）
- ・藤井寺市教育委員会文化財保護課世界遺産登録準備推進室（H21. 4）
- ・藤井寺市教育委員会文化財保護課世界遺産登録推進室に改称（H22. 9）

②関係自治体・部局間連携会議の設置

- 関係自治体

- ・府知事と3市長の4者で登録推進に関する協定書を締結（H20.10）
- ・関係自治体による「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録府市合同会議」を設置（H21.8）

○各自治体

- ・大阪府庁内連絡会議を設置（H19.6）
- ・堺市庁内委員会を世界文化遺産推進本部に強化（H22.7）
- ・羽曳野市・藤井寺市の間で連絡会議を設置（H21.11）
- ・藤井寺市世界遺産登録推進本部を設置（H22.9）

③専門家・有識者による委員会の設置

- ・堺市の有識者会議を「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議」（4者の組織）に改組・設置（H20.11）

6. 推薦に向けた課題

（第20回世界文化遺産特別委員会で示された第1WGの主な意見）

- | |
|----------------------------------------------------------------|
| ① OUVの説明の仕方（特に形態と規模に基づく古墳群の社会的意味の説明、古墳の墳丘周辺の関連施設の有無）、構成資産の取捨選択 |
| ② 世界遺産として記載された場合の保存管理体制 |
| ③ 推薦する際の名称 |
| ④ バッファゾーンの扱いについて |

上記の課題に対し、有識者会議等において検討を進めている。

とくに、課題①について、現在文化庁と協議中。

7. 基準の適用

- ・該当する登録基準 (ii) (iii) (iv)

(ii) 3世紀後半～6世紀末の古墳時代のうち、4世紀後半から6世紀前半に日本の各地において造営された数多の古墳群は、百舌鳥・古市古墳群を模範として築造され、この時代の古墳造営に関わる規範が形成される上で重要な基礎を成した。

したがって、百舌鳥・古市古墳群は、この時代の日本列島における首長層の古墳造営に係る価値観の交流を表している。

(iii) 4世紀後半～6世紀前半の百舌鳥・古市古墳群は、古墳の巨大化の頂点に位置し、巨大古墳の周囲に中小の多様な古墳を配置することで政治的・社会的支配の実態を反映する独特の文化的伝統がこの時代の日本列島に存在したことを明示している。

したがって、百舌鳥・古市古墳群は、この時代の古墳造営に関わる文化的伝統の類い希なる物証である。

(iv) 百舌鳥・古市古墳群は、3世紀後半～6世紀末の日本の国家形成過程における首長層の政治権力を背景として造営された巨大記念工作物である。それは、世界最大の面積を誇る仁徳天皇陵古墳のみならず、前方後円墳、円

墳・方墳など多様な規模・形態・意匠を持つ一群の古墳を含む。

したがって、百舌鳥・古市古墳群は、3世紀後半～6世紀末における日本の政治・社会構造を反映する古墳群の中でも傑出した存在であり、典型的・代表的な事例である。

8. 真実性／完全性の証明

百舌鳥・古市古墳群は、古墳についての考古学的研究や文献史料によって、古墳の築造年代や当時の文化の特徴が明らかにされ、各古墳の墳丘が良好な状態で保存され、その真実性は十分に保持されている。

百舌鳥・古市古墳群は、5世紀代の日本各地の古墳の模範となった巨大古墳及び中・小規模の古墳の典型例が含まれており、資産の完全性は十分に保持されている。

9. 類似資産との比較研究

百舌鳥・古市古墳群が墳墓遺産であることを踏まえ、下記のような項目に基づき比較を進める。

【比較項目】

- ・墳墓の形態、規模、構造、副葬品
- ・群構成のあり方とその立地
- ・築造年代
- ・社会構造との関連性
- ・造墓思想
- ・資産の動向や保存管理の状況等

【比較対象】

既登録遺産及び暫定一覧表記載資産のうち、墓（墳墓、集合墓地、ネクロポリス等）及びそれに関連するモニュメント等を対象とする。特に歴史的・文化的脈絡を共有する東アジアの類似資産から比較研究に着手している。

- ・慶州歴史地域（韓国）…平成20年3月に現地調査を実施
- ・高敞、和順、江華の支石墓群（韓国）…登録推薦書の内容について調査中
- ・朝鮮王朝の王墓群（韓国）…平成22年6月に現地調査を実施
- ・高句麗古墳群（北朝鮮）…登録推薦書の内容について調査中
- ・古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）…平成22年3月に現地調査を実施
- ・明・清朝の皇帝陵墓群（中国）…平成22年3月に現地調査を実施
- ・秦の始皇陵（中国）…平成22年3月に現地調査を実施

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

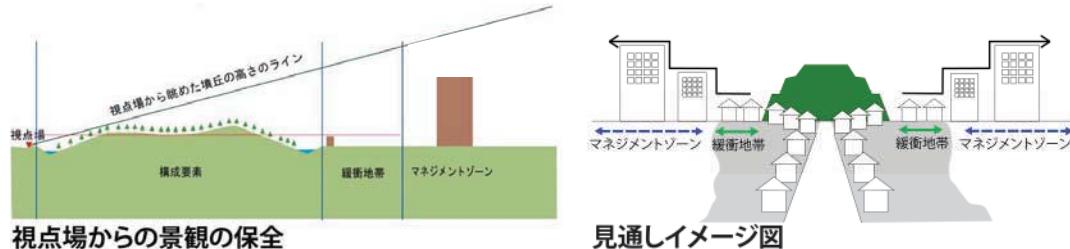
別紙1及び別紙2のとおり

1.1. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市の4自治体共同で、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議や専門家等による現地視察・意見交換を行いつつ、次の方向で検討中。

- ・「周辺の都市環境と古墳群との調和の持続」を基本理念とする
- ・自然地形、歴史的環境、市街地景観の観点からの検討
- ・巨大古墳と中小古墳に分類し、異なった緩衝地帯の取扱いについて検討
- ・緩衝地帯の周囲に、資産と都市部との円滑な接続を図る区域として、古墳と共に共生するまちづくりを行うためのマネジメントゾーンの設置を検討

(イメージ図)



緩衝地帯	
範 囲	○緩衝地帯保全の3つの観点から範囲を検討 ・自然地形の観点 •歴史的環境の観点 •市街地景観の観点
方向性	○下記の要素の保護により、資産を保全 ・古墳群築造の前提となった自然地形 ・古墳群と共にある歴史的環境 ・古墳群を取り巻く市街地景観
内 容	○都市計画法、都市公園法等で高さ等を規制。以下の手法等を想定。 ・風致地区（既存） ・都市計画公園（既存） ・第一種低層住居専用地域（既存） ・景観地区の指定 ・景観条例の制定又は改正 ・屋外広告物の規制、誘導

1.2. 保存管理計画の策定状況

【百舌鳥古墳群】

平成 21 年度 基本構想策定資料（保存・管理）の作成

平成 22 年度 基本構想、基本計画の策定

平成 23 年度 保存管理計画の策定*

【古市古墳群】

平成 21 年度 基本構想策定資料（保存・管理）の準備

平成 22 年度 基本構想策定資料（保存・管理）の検討

平成 23 年度 基本構想、基本計画の策定及び保存管理計画の策定*

【包括的保存管理計画】

平成 24 年度策定*

*未指定古墳の国史跡指定および追加指定を想定しつつ、作業を進めていく

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(年次目標と作業項目)

年次目標	作業項目
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の国史跡指定及び追加指定作業の実施 ・国史跡の買い上げ事業の実施 ・類似資産の比較研究に基づく顕著な普遍的価値の精査 ・国際学術会議の開催 ・構成資産の確定 ・緩衝地帯の検討 ・保存管理計画の策定 ・推薦書案作成準備
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の国史跡指定及び追加指定作業の実施 ・国史跡の買い上げ事業の実施 ・類似資産の比較研究に基づく顕著な普遍的価値の精査 ・国際学術会議の開催 ・緩衝地帯の検討 ・包括的保存管理計画の策定 ・推薦書案作成
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯の設定（景観規制の法令等制定・改正） ・推薦書案作成 ・推薦書案提出
平成27年度	・世界遺産登録（最短の場合）

なお、下記の組織体制の整備についても検討中

- ・大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市の4自治体による登録推進本部の設置
- ・府民・市民との協働組織の設置

14. その他

(国際会議やシンポジウム等の開催予定)

4自治体で、下記内容での実施を検討中。

- ・名称・場所：未定
- ・時期：平成23年度下半期（予定）
- ・内容：構成資産の選択や顕著な普遍的価値、評価基準等について

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 百舌鳥・古市古墳群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	仁徳天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府堺市		
2	履中天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成20年度 確認調査(堤・第2濠)を実施。	
3	ニサンザイ古墳 (東百舌鳥陵墓参考地)	国 陵墓	—	大阪府堺市	昭和51年度から数次の発掘調査(第2濠)を実施。平成20年度 地中レーダー探査(第2濠)を実施。	
4	御廟山古墳 (百舌鳥陵墓参考地)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成20年度 確認調査(墳裾・周濠)を実施。	
5	乳岡古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成21年度 地中レーダー探査を実施。平成24年度の追加指定に向けて準備中。	
6	反正天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府堺市		
7	いたすけ古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市		
8	永山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
9	長塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成16年度から発掘調査を実施。地中レーダー探査を平成21年実施(墳丘)。	
10	丸保山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府堺市		
11	御廟表塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成20年度地中レーダー探査を実施。	
12	錢塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年 仮整備実施。	
13	定の山古墳	—	—	大阪府堺市	平成20年度 地中レーダー探査(墳丘・周濠)を実施。	
14	竜佐山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成19・20年度 地中レーダー探査、確認調査(周濠外)を実施。	
15	収塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成13年度から数次にわたり発掘調査を、平成19・20年度 地中レーダー探査、確認調査(周濠外)を実施。	
16	孫太夫山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成19年度 地中レーダー探査、確認調査(周濠外)を実施。	
17	旗塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成19・20年度 地中レーダー探査(周濠)、確認調査(墳丘・周濠)を実施。	
18	文珠塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成15年度から発掘調査を実施。平成21年度 地中レーダー探査を実施。	
19	かぶと塚古墳	—	—	大阪府堺市		
20	菰山塚古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
21	万代山古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 地中レーダー探査(墳丘)を実施。	
22	飛鳥山古墳	—	—	大阪府堺市	平成22年度 発掘調査を実施。	
23	寺山南山古墳	—	—	大阪府堺市	平成12・20・22年度に発掘調査(墳丘・周濠)を実施。	
24	善右卫門山古墳	—	—	大阪府堺市	平成11年度から発掘調査を実施。	

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 百舌鳥・古市古墳群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
25	銅龜山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成23年度 発掘調査予定。	
26	鈴山古墳 (反正天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
27	天王古墳 (反正天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
28	大安寺山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
29	グワショウ坊古墳	—	—	大阪府堺市	平成19・20年度 地中レーダー探査(周濠外)、確認調査(墳丘・周濠)を実施。	
30	茶山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
31	樋の谷古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
32	源右衛門山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
33	塚廻古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成21年度から地中レーダー探査を実施。平成23年度の国史跡追加指定に向けて準備中。	
34	七觀音古墳	—	—	大阪府堺市		
35	狐山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成20年度 地中レーダー探査(周濠)、確認調査(周濠)を実施。	
36	経堂古墳 (履中天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
37	鎮守山塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成9年度から発掘調査を実施。	
38	舞台塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 確認調査(墳丘)を実施。	
39	ドンチャン山2号墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 確認調査(墳丘)を実施。	
40	鏡塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成6・7年度に発掘調査を実施。	
41	聖塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 確認調査(墳丘)を実施。	
42	正樂寺山古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 確認調査(墳丘)を実施。	
43	東上野芝町1号墳	—	—	大阪府堺市		
44	応神天皇陵古墳	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府羽曳野市	平成22年度に史跡古市古墳群(応神天皇陵古墳外濠外堤)で追加指定。	
45	仲姫皇后陵古墳 (仲津山古墳)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
46	仲哀天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
47	允恭天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
48	墓山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府羽曳野市		
49	津堂城山古墳 (藤井寺陵墓参考地)	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
50	日本武尊白鳥陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
51	野中宮山古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 百舌鳥・古市古墳群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
52	古室山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
53	仁賢天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
54	安閑天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
55	清寧天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
56	ニツ塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
57	大鳥塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
58	はざみ山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
59	峯ヶ塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府羽曳野市		
60	春日山田皇女陵古墳 (高屋八幡山古墳)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
61	鉢塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
62	稻荷塚古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
63	小白髪山古墳 (清寧天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
64	向墓山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
65	淨元寺山古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
66	雄略天皇陵古墳 (島泉平塚古墳)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
67	中山塚古墳 (仲姫皇后陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
68	八島塚古墳 (仲姫皇后陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
69	鍋塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
70	東山古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
71	西馬塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
72	栗塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
73	野中古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
74	助太山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
75	割塚古墳	—	府指定史跡	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
76	東馬塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
77	隼人塚古墳 (雄略天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
78	野々上古墳 (仁賢天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
79	松川塚古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
80	赤面山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
81	雄略天皇陵古墳 (島泉丸山古墳)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
82	青山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
83	誉田丸山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
84	宮の南塚古墳 (允恭天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		

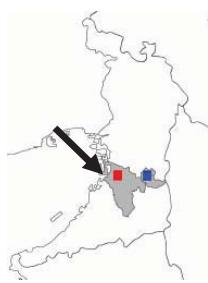
別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 百舌鳥・古市古墳群

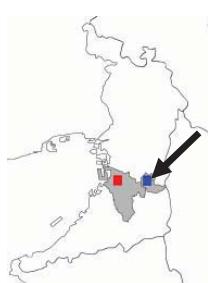
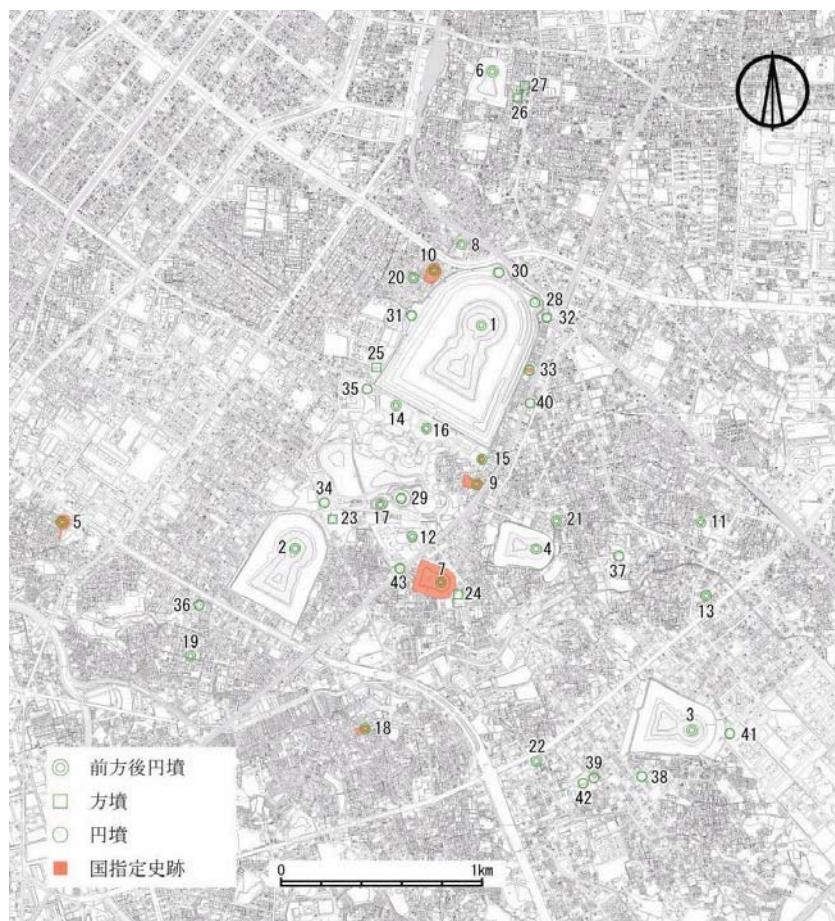
No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置 状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
85	蕃所山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
86	衣縫塚古墳 (允恭天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
87	サンド山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		

別紙2 構成資産（コア・ゾーン）の位置図

資産名称 百舌鳥・古市古墳群



百舌鳥古墳群



古市古墳群

